

入札公告(電気)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊大村駐屯地
第363会計隊大村派遣隊長 新谷 国洋

1 工事概要

- (1) 工事名： 大村(8)構内外線等整備工事
- (2) 工事場所： 陸上自衛隊大村駐屯地(長崎県大村市西乾馬場町416)
- (3) 工事内容： 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(電気)
各電力設備等整備
- (4) 工期： 令和9年3月31日(水)まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律 第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表に示す防衛省参加資格の等級以上の資格を保有するもの。(どれか一つで可)

工事区分	電気
格付	A

- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事)で65点以上の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に配置できること。(契約金額により専任配置)
ア 電気工事において、2級施工管理技士又はこれと同様以上の資格を有する者。

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者(原則、着工から完成まで従事している者。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

(8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

(10) 九州防衛局管轄区域内(福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

(13) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒856-8516 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊大村派遣隊 担当 新谷 TEL 0957-52-2131(内線345) FAX 0957-52-2131(内線344)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒856-8516 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 担当 北平 TEL 0957-52-2131(内線307)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年2月25日(水)から 令和8年3月17日(火)まで

(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付方法

3(1)①の担当部局において直接交付、又は電子メールにより配信

(参加希望者は連絡先を明記した書類と資格審査結果通知書を下記のアドレスにメール、確認後に交付)

メールアドレス:363fin_omuradet_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限: 令和8年3月17日(火)午後5時00分まで

イ 提出方法 :3(1)①の担当部局に持参又は郵送又は電子メール

(4) 入札書の提出

ア 提出期限: 令和8年3月31日(火)

イ 提出方法:3(1)①の担当部局に持参又は郵送(FAX・電子メール不可)

ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び担当者の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時： 令和8年4月1日(水) 午前11時00分

イ 場所： 大村駐屯地本部隊舎1F 会計隊事務室

4 契約条項及び入札心得

(1) 適用する契約条項

陸上自衛隊で用いる「建設工事に係る標準契約書」、駐屯地用標準契約書の「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

(2) 契約条項及び入札心得を示す場所

陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊大村派遣隊 契約班

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金:免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金:免除

ただし、落札者は、金融機関又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。なお、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された「調査基準価格」を下回って、予決令第86条の調査「低入札価格調査」を受けた場合は、請負代金額の10分の3以上とする。）

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書及び入札心得書において示した入札に関する条件に違反した入札

エ 工事費内訳明細書を提出していない者の入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否：要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3(1)①に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

工事名：大村（8）構内外線等整備工事

業務隊長	管理科長	営繕班長	科付専門官	営繕主任
工事企画	施設管理	管 財	電 気 係	担 当

令和 8 年 1 月

陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科営繕班

特 記 仕 様 書

第1 工 事 名 : 大村（8）構内外線等整備工事

第2 工事場所 : 長崎県大村市西乾馬場町4 1 6（陸上自衛隊大村駐屯地）

（以下、特記事項で選択する部分については、●印の項目を適用する。）

第3 工 期 : 契約締結日から令和9年3月31日まで

第4 工事概要

建物概要及び工事種目

No.		1	2	3	4	5	6
区分							
建 物 名 称		受電所	1 4 2 号建物	屋外			
棟 数							
延面積(m ²)		88.00	305.00				
構造・階数		RC-1	RC-1				
区 分	新 設	○	○	○	○	○	○
	解 体	○	○	○	○	○	○
	仮 設	○	○	○	○	○	○
	撤 去	○	○	○	○	○	○
	全館無人改修	○	○	●	○	○	○
	執務並行改修	●	●	○	○	○	○
構造体分類		—	—	—	—	—	—
工 事 種 目	電気、通信・情報設備工事	●	●	●	○	○	○
	機械設備工事	○	○	○	○	○	○
	建築工事	○	○	○	○	○	○
	土木工事	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○
標準図等活用発注方式(A方式)		○	○	○	○	○	○
標準図等活用発注方式(B-3方式)		○	○	○	○	○	○

第5 一般仕様

1 一般事項

- (1) 本工事の施工は、本特記仕様書によるほか、図面、現場説明書、標準仕様書等の定めるところに従い誠実に行うものとする。

なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議によるほか、以下の基準類により実施するものとする。

ア 設計基準類

(ア) 建築設備設計基準（令和6年版）

(イ) 防衛施設設備設計要領（令和7年版）※

イ 積算基準類

(ア) 公共建築工事積算基準（令和5年版）

(イ) 防衛施設設備積算要領（令和4年版）※

ウ 標準仕様書等

(ア) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版

(イ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版

(ウ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版

(エ) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版

(オ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版

(カ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版

(キ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和4年版

(ク) 防衛施設共通仕様書（航空灯火設備等電気設備工事編）令和7年版※

(ケ) 防衛施設共通仕様書（燃料施設等機械設備工事編）令和7年版※

(コ) 有線・無線通信工事共通仕様書 平成28年版

(サ) 土木工事共通仕様書 令和4年版※

(シ) 航空灯火機器型式仕様標準 令和4年版※

※印の仕様書等については、防衛省・自衛隊ホームページ

(URL http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/gijutsu_kijun/index.html)

をご確認下さい。

エ その他基準類

(ア) 官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準及び同解説 令和3年版

(イ) 建築構造設計基準 令和3年版

(ウ) 公共建築工事標準書式

(エ) 建設工事等標準書式集・記載例集（受注者等）◇

◇印については、防衛省・自衛隊ホームページ

(URL <https://www.mod.go.jp/j/budget/documents/index.html>)をご確認下さい。

- (2) 本工事の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等（条例を含む。）を遵守し、材料の選定、品質性能の確保、工法の選定、検査等を行うものとする。

- (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針」及び「機械設備工事監理指針」は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）に従って工事を進める際の参考資料とする。

2 入門手続等

- (1) 受注者は、基地等の中で工事を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路・写真撮影等）は、当該基地等の規制（部隊諸規則）及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立ち入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立ち入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。

- (2) 基地等の区域への立ち入りに際しては、基地所定の許可証が必要であり、当該許可証の取得に要する期間は所定の手続き終了後おおむね（ 1 ）か月を要する。
- (3) 臨時及び短期の立ち入りについては、基地等の規定に基づき所定の手続きを行わなければならない。
- (4) 基地等の区域内における工事用車両の通行ルートของ安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート、工事施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉じんが発生しないように清掃しなければならない。
- (5) 基地等の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は、速やかに監督官及び基地等の管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。

3 施工図等（●適用する。○適用しない。）

施工図等の作成に先立ち、工事内容と計画通知等副本の照合を行い、疑義が生じた場合は、書面により監督官と協議する。

また、計画通知の副本又は写しは、現場事務所に保管するものとする。

なお、建築物に係る計画通知の副本は、建築工事の現場事務所内の保管としてよい。

4 事故等報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する工事事務報告書を指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。

なお、以下の場合、被害の有無にかかわらず、現場確認後すみやかに監督官に報告すること。

- (1) 震度 5 強以上の地震が発生した場合
- (2) 台風が通過した場合
- (3) 特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発令された場合（解除後報告）
- (4) 津波警報、噴火警報（居住地域）が発表された場合

5 設計図書等の管理

- (1) 工事図面は工事施工の目的以外に、第三者に対して貸与、複写又は閲覧さ

せてはならない。

- (2) 工事の一部を第三者に委託し又は請け負わせようとするときは、当該下請契約書等において、工事図面等の適正な管理に関する規定を明確にしておくこと。
- (3) 工事の一部或いは施工図の作成等を第三者に委託し又は請け負わせ、当該相手方に工事図面を複写させ又は交付したときは、当該委託契約又は請負契約等の終了時に、複写させ又は交付した工事図面を速やかに返却させ、適正に管理すること。

6 工事関係書類の適正な管理

工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出対策について万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じるものとする。

なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

7 事業監理業務

- (1) 工事監理業務（●適用する。○適用しない。）

ア 本工事は、工事監理業務を監督官が通知する建設コンサルタント等に別途委託契約（又は契約を予定）しており、その業務の内容は、事業監理業務委託契約書及び事業監理業務委託共通仕様書に示すとおりである。

イ 受注者は、設計図書において規定される監督官への報告、協議、承諾等は、特別な場合を除き、工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等を経由して行うものとする。

- (2) 防衛施設整備監理業務（○適用する。●適用しない。）

ア 本工事は、防衛施設整備監理業務を監督官が通知する建設コンサルタント等に別途委託契約（又は契約を予定）しており、その業務の内容は、事業監理業務委託契約書及び事業監理業務委託共通仕様書に示すとおりである。

イ 受注者は、保全管理、総合工程、安全管理及び点検・管理等について、防衛施設整備監理業務受注者から改善措置等の助言又は指導があった場合は指示に従うものとする。

8 施工確認等

本工事における施工確認は、次に基づき行うものとする。

- (1) 受注者は、施工確認、監督官の立会いに必要となる調査及び出来形等算出の作業、品質等の確認を行い、その結果を整理し、監督官に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、不可視部分となる工事の調査が出来るよう監督官に十分な機会を提供するものとする。
- (3) 施工確認及び立会いは、監督官又は工事監理業務を行う建設コンサルタント等

の管理技術者等が行うものとする。

9 工事現場管理

(1) 施工体制台帳等の適正な整備

ア 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人を含む。）を工事現場に備えるとともに監督官に提出する。

なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

イ 受注者は、監理技術者、現場代理人、主任技術者（下請負人の当該技術者を含む。）及び専門技術者に工事現場内において、工事名・工期・顔写真・所属会社名及び社印の入った名札を着用させる。

なお、名札の様式例は次による。

監理（主任）技術者	
写真 2.4cm×3cm 程度	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○○○○○○○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社名 ○○○○建設株式会社
	印

(注) 1 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

2 所属会社の社印（登録済のもの）とする。

ウ 建設業退職金共済制度については、購入状況の分かる書類の写しを添付する。また、購入の必要がない場合は理由書を添付すること。また、工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を工事監督官へ提出し、工事検査官に提示すること。

エ 労災保険、労働保険、組立保険及び公共工事履行保証保険書等の加入状況の分かる書類の写しを添付すること。

オ 施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を添付すること。

カ 受注者は、入札時に提示した技術提案（工事全般の施工計画、技術提案、地元企業の下請採用予定状況及び簡易な施工計画をいう。）を監督官が指示する書式（総合評価計画書）に整理して施工計画書に添付するとともにその内容及び実施方法等について監督官に説明を行うものとする。また、受注者は、総合評価計画書及び施工計画書に基づき、実際に実施した内容を監督官が指示する書式（総合評価実施報告書・確認表）に整理し、それぞれの技術提案の完了ごとに監督官に提出するとともに技術提案の履行について確認を受けるものとする。

(2) 主任技術者等

ア 建設業の許可を受けている建設業者は、請負代金額の大小にかかわらず、必ず現場に主任技術者を置かなければならない。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請金額の合計金額が5,000万円以上となる場合には特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者（資格者証及び講習修了証を有するもの。）」を置かなければならない。

イ 主任技術者等は、工事現場に専任するものとする。ただし、請負代金額が、4,500万円未満の工事の場合は、工事現場への専任は要しない。

ウ ~~本件の主任技術者等は「~~_____工事」~~と同一としてよい。~~

エ 監理技術者制度の運用に当たっては、監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第316号）の最新版による。

(3) 電気保安技術者

ア 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。

イ 電気保安技術者は次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を添付した電気保安技術者通知書により、監督官の承諾を受ける。

なお、建設業法上の主任技術者と兼任してもよい。

(ア) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条に基づく電気主任技術者とし、同法に定める必要な手続を行うものとする。

(イ) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者としてもよい。

ウ 電気保安技術者は電気工作物の保安業務を行う。

(4) 技能士

技能士は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に定めるところによる一級技能士の資格を有するものとし、資格を証明する資料を、監督官に提出する。

なお、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、次による。

作業内容	適用技能士
配管工事の施工	1級配管技能士 (○適用する。●適用しない。)
熱絶縁工事の施工	1級熱絶縁施工技能士 (○適用する。●適用しない。)
冷凍・冷却及び空気調和機器の据付及び整備	1級冷凍空気調和機器施工技能士 (○適用する。●適用しない。)
ダクトの施工	1級建築板金技能士 (○適用する。●適用しない。)

(5) 工事現場の管理で特に必要な事項

ア 受注者は、施工に当たり、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 施工に先立ち作成する施工計画書には、本工事の内容に応じた安全策や防災訓練等の具体的な計画を記載し、監督官に提出しなければならない。

- (イ) 本工事の施工に際し、現場に即した安全策や防災訓練等について工事着工後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割り当て、以下の項目から実施内容を選択し安全策や防災訓練等を実施するものとする。
- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 本工事内容の周知徹底
 - ③ 本工事における災害対策訓練
 - ④ 本工事現場で予想される事故対策
 - ⑤ その他、安全策や防災訓練等に必要な事項
- イ 工事の安全に際しては、次の事項に十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起し、また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するものとする。
- (ア) 施工計画の作成に当たっては、仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工するものとする。特に、施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理のもとで施工の安全を検討、確認の上、施工するものとする。
- (イ) 施工に当たっては、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して、安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。
- (ウ) 停電作業を行う場合において、電気保安技術者は復電時の検電、検相、電圧等の最終確認を行わなければならない。
- (エ) 火気の使用や溶接作業を行う場合は、標準仕様書の当該事項によるほか、次による。
- ① 火花若しくはアークを発生若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用する場所には燃料容器を置いてはならない。
 - ② 内燃機関を有する建設用機械は原則として室内では使用しない。やむを得ず使用する場合は、上記①及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第132号）第578条を厳守すること。
- ウ 立入禁止区域内への立入り及び写真撮影は監督官と協議すること。
- エ 既設施設、道路等の保護に十分注意し、万一破損もしくは汚染させた場合は、受注者の負担において早急に補修し、現状復旧すること。
- オ 事故発生時は、緊急時の連絡体制に基づき、速やかに監督官及び部隊担当者に報告し、指示に従うこと。
- カ 配管等の切り廻し工事を行う場合は、作業計画書を作成し、事前に監督官及び部隊担当者の承諾を得てから作業を行うこと。

10 作業時間

- (1) 本工事の作業時間は、標準仕様書及び現場説明書によるほか、作業期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込ん

でいる。

(2) 本工事における基地等の入出門時間は、8時00分から17時00分までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上実施するものとする。

(3) 本工事における ●停電作業 ○(通信線路切替)作業に係る作業日は、次のとおりとする。なお、実施日程及び詳細な作業内容については、作業に係る計画書等を監督官に提出の上、承諾を得るものとする。

○平日 (○昼間 ○夜間 時から 時まで。)

●土曜日、日曜日、祝日 (●昼間 ○夜間 時から 時まで。)

11 提出書類等

(1) 毎月末現在の工事進行状況については、工事進行状況報告書にて監督官が指示する日までに報告するものとする。

(2) 工事实績情報の作成、登録

ア 受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、工事实績データとして「工事カルテ」を作成し、(一財)日本建設情報総合センターにWEB登録するとともに、(一財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督官に提出しなければならない。

なお、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内に行なければならない。

イ 受注者は、「工事カルテ」の登録内容についてあらかじめ監督官に報告し、「工事カルテ」を(一財)日本建設情報総合センターに提出する。

(3) 組立保険等

工事目的物、工事用資機材等を組立保険等に付するものとし、保険期間は原則として始期は工事着工のときから、終期は工事完成後14日までとし、証書の写し1部を監督官に提出すること。

(4) 提出図面等

ア 監督官用図面の提出

(ア) A1版大2つ折り製本 (本設計図全葉：部隊用1部)

(イ) A3版縮小2つ折り製本 (本設計図全葉：部隊用3部)

(ウ) 白表紙製本 ~~————— (※紙契約の場合のみ本設計図全葉：—部)~~

(エ) スキャンデータ (本設計図全葉：CD-R 1枚相当)

イ 工事監理業務用図面の提出 (●適用する。○適用しない。)

工事監理業務がある場合は、A3版縮小2つ折り製本を1部追加する。

ウ 標準仕様書及び改修標準仕様書の第1編 第1章 第2節 1. 2. 4

工事の記録等 (4) の工事写真撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」及び「工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」を参考とすること。

(5) 完成図等

ア 工事完成時には下記の書類を速やかに提出すること。ただし、同一建物に
関して工事が分割発注された場合は、監督官の指示による。

- (ア) 財産図：ポリエステルサンド和紙等のA4折り・・・1部
白焼図のA4折り・・・2部
- (イ) 完成図書：完成図、機器製作図、取扱説明書、連絡先一覧、保全に関する資料等をファイリングしたもの・・・2部
完成図はCAD（Jw-CADと互換性のあるもの。）又はPDFで作成し、データをCD-R等にて提出すること。
- (ウ) 完成写真：カラー（サービス判）とし、撮影箇所は監督官の指示による。（原版又は元データを含む。）・・・1部
- (エ) 関係官公署の許可証、検査合格証・・・3部
- (オ) 各機器の試験成績書・・・3部
- (カ) 各装置の運転要領書及び試運転報告書・・・3部
- (キ) 予備品、保守点検に必要な工具（標準仕様書の当該事項による。）・・・1式
- (ク) その他、工事関係書類・・・1部

イ 電子納品

(ア) 電子納品とは、図面及び報告書等各種資料を電子的手段によって作成し、電子データの最終成果を、電子媒体に格納する納品をいう。

なお、ここでいう電子データとは、防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について（防整建第3045号。令和7年5月29日）別紙第1（以下「電子納品手引書」という。）に基づき作成されたものを示す。

（電子納品手引書 URL：<https://www.mod.go.jp/j/budget/documents/index.html>）

(イ) 電子成果品

- ① 成果品は、電子納品手引書に基づいて作成した電子データを、電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）で正副2部提出するものとする。また、電子納品手引書で特に記載のない項目については、監督官と協議の上、決定するものとする。
- ② 成果品提出の際には、防衛省が公表している「電子納品物作成支援ツール」によるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

（電子成果品作成支援・検査システムダウンロード先：

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_denshiseikahin.html）

ウ 電子完成図書

- (ア) 電子完成図書は、電子媒体（CD-R又はDVD-R）で1冊提出するものとする。
- (イ) 電子完成図書は、以下の書類ごとに1枚ずつCD-R又はDVD-Rにファイルに納め、ウイルスチェックののちに納品すること。（太字は複数の内容を含む）

① 契約関係書類

(内容)

- ・ 契約書
- ・ 現場代理人等通知書
- ・ 契約工程表
- ・ 工事カルテ (C O R I N S)
- ・ 組立保証証等
- ・ 主要資機材発注先通知書
- ・ 仮設物設置願書
- ・ 調査及び詳細図等作成者通知書
- ・ 調査・詳細・数量初等承認願書
- ・ 電気保安技術者通知書
- ・ 完成通知書・引渡書
- ・ 総合評価計画書
- ・ 工事連絡会議議事録
- ・ 再資源化等報告書

② 官公庁への提出書類

(内容)

- ・ 消防用設備 着工届・設置届・検査済証
- ・ 電気設備設 設置届
- ・ 危険物届出 設置許可申請・完成検査申請・検査済証
- ・ ばい煙に関する届出 (ばい煙発生施設設置届、工事計画書)
- ・ 各自治体への届出書類

③ 施工計画書

④ 施工要領書・停電作業計画書

⑤ 実施工程表

⑥ 工事進行状況報告書

⑦ 工事打合せ簿

⑧ 納入仕様書

⑨ 施工図

⑩ 工事材料搬入報告書

⑪ 写真 (着工前・仮設物設置状況)

⑫ 写真 (材料搬入・検査)

⑬ 写真 (新設・改修施工時)

⑭ 写真 (撤去施工時)

⑮ 写真 (完成)

⑯ 施工体制台帳

⑰ 発生材報告書

⑱ 現場出来高調書 (コンクリート基礎)

⑲ 安全管理記録書 (K Y・T B M等)

⑳ 建設廃材・産廃処理記録表 (契約書・マニフェスト伝票等)

- ②① 社内検査報告書
- ②② 品質管理記録書
- ②③ 建退共納付書
- ②④ 総合評価実施報告書・確認表
- ②⑤ 完成図書

(内容)

- ・ 工事完成図（米軍施設の場合は A S B U I L T 図）
- ・ 機器完成図
- ・ 試験成績書（機器試験・現場試験）
- ・ 現場出来高図（コンクリート基礎）
- ・ P C B 不含証明書（新設変圧器など）
- ・ 取扱説明書
- ・ 機器類保証書
- ・ 受注者・メーカー連絡先一覧表
- ・ 引渡工具・予備品リスト

- ②⑥ 国有財産図

エ 保全に関する資料の説明等

(ア) 受注者は、保全に関する資料の内容について監督官に説明を行うとともに、監督官の指示の下、施設の管理者に説明を行わなければならない。

(イ) 受注者は、工事完成後、速やかに監督官等の立会いの下、次の事項に関して施設の管理者に対し、建築物等の利用に関する説明及び機器取扱い説明を行わなければならない。

- ① 系統図、フローシート等による装置の説明及び機器類の取扱い説明
- ② 当該建築物における装置、機器及びシステム等の設定条件、特徴等の説明
- ③ 天井内、床下、壁中、地中等隠ぺい部分の主要箇所施工状況及び特に保守上注意する要点の説明
- ④ 装置・機器等の動作、運転順序、警報、故障表示、復帰方法、運転中の機器等の温度、振動、騒音等の説明及び運転指導
- ⑤ 潤滑油等の注油間隔、消耗品の種類、法規関係等保守管理上必要な事項の説明
- ⑥ 主要機器の製造者、住所及び連絡先並びに非常時の連絡体制等一覧表の提出及び説明
- ⑦ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）フロン類の破壊に関する運用の手引き（第8版）を参考に、フロン類を使用した第一種特定製品に係る設置場所や初期充填量等の必要事項を記述した機器リストの提出及び説明を行わなければならない。

(ウ) 保全に関する資料は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室制定「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」を参考に作成する。

なお、その書式については、新設工事は、「防衛省インフラ長寿命化計

画（行動計画）の解説について」（防整施第12714号。令和4年6月30日）別冊の参考2の保全台帳様式1（その1）、保全台帳様式1（その2）、保全台帳様式2及び保全計画様式1にて作成し、改修工事は、保全台帳様式1（その1）、保全台帳様式1（その2）、保全台帳様式2、保全台帳様式3及び保全計画様式1にて作成する。

12 寄託品の取扱い（○適用する。●適用しない。）

寄託品（自衛隊等の物品管理官が管理する機械機器）は、次のとおりとし、契約書第16条により引渡しを受けること。

品 名	数量	品質	引渡し場所	引渡し時期

（1）寄託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（2）寄託期間中は寄託品（撤去後不要となるものを除く。）には保険を付すること。

13 熱中症対策（○適用する。●適用しない。○主管工事特記仕様書による。）

熱中症対策に係る費用の計上について、次の熱中症対策を実施する場合は受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ設計変更を行うものとする。ただし、入札時に提示した技術提案で採用した場合については、その費用は受注者負担とする。

- ・遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- ・ドライミスト
- ・暑さ指数（WBGT値）の計測装置

第6 環境保全等

1 排出ガス対策型建設機械の取扱い

本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械とは、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械をいう。ただし、これにより難しい場合は監督官と協議するものとする。

機 種	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルトーザ ・発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む。） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ・ローラー類（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ） ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（出力7.5kW～260kW）を搭載した建設機械に限る。

2 低騒音型・低振動型建設機械の取扱い

本工事の施工に当たっては、工事現場周辺における騒音・振動等の建設公害を出来るだけ防止する必要があることから、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は監督官と協議するものとする。

3 化学物質を発散する建築材料等

本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（３）までを満たすものとする。

- （１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及びこれらの建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等、保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒドを発散しないもの^{※1}又は発散が極めて少ないもの^{※2}とする。
- （２）接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないもの又は発散が極めて少ないものとする。
- （３）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないもの又は発散が極めて少ないものとする。

※1 ホルムアルデヒドを発散しないものとは、JIS及びJASのF☆☆☆☆表示材料をいう。

※2 ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは、JIS及びJASのF☆☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）をいい、原則としてF☆☆☆☆表示建築材料を使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）を使用するものとする。

4 石綿含有調査

受注者は、工事着手に先立って、関係法令に基づき、石綿仕様の有無について、事前調査を行い、調査の結果等を書面で説明及び報告をすること。

その他細部については、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課）を参照し実施する。

なお、書面及び目視による調査の結果、石綿の使用の有無が不明な場合は、分析調査実施前に監督官と協議すること。

- （１）書面検査に必要な情報は官側から提供するものとし、貸与する資料は、以下のとおり。

- 財産図
- 完成図書

○ 過去の石綿含有分析の結果

○ その他（ ）

(2) 分析調査の分析方法及び箇所数は以下のとおり。なお、試料採取箇所は図示による。

○ 定性分析 保温材・断熱材等 ○○箇所

○ 定性分析 ガスケット ○○箇所

第7 産業廃棄物の処理等

1 産業廃棄物の処理（●適用する。○適用しない。）

受注者は、本工事により発生する産業廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて適正に処分する。

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は、以下のとおり見込んでいる。

なお、現場から受け入れ場所までの運搬距離、受け入れ費用及び発生概数量については監督官と協議の上、精算するものとする。

(1) 産業廃棄物の処理（●適用する。○適用しない。）

項 目	廃油 ・防水アスファルト ・揮発油類 ・灯油及び軽油類除く	廃プラスチック類 ・廃合成樹脂建材 ・廃発泡スチロール等 梱包材 ・廃タイヤ、 ・ポリスチレンフォーム保温材	ガラス屑及び陶磁器屑 ・ガラス屑 ・タイル衛生陶器屑 ・耐火レンガ屑 ・グラスウール保温材	建設廃材 ・コンクリート破片 ・アスファルト ・レンガ破片、電柱 ・ロックウール保温材
運搬距離	3. 4 k m	k m	3. 4 k m	k m
受入れ費用	1 8 0 円 / k g	円 / m ³	1 0 0 円 / k g	円 / m ³
(マニフェスト)	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出

(注) 本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議する。

(2) 特別管理産業廃棄物の処分（○適用する ●適用しない）

項 目	廃石綿等 (飛散性アスベスト 廃棄物)	CCA処理木材 (クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤)	低濃度PCB (ポリ塩化ビフェニル)
運搬距離	k m	k m	k m
受入れ費用	円 / m ³	円 / m ³	円 / m ³
(マニフェスト)	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出

(3) アスベスト撤去

撤去作業員は保護服、防塵メガネ、防塵マスク、ゴム手袋等を着用し作業に当たる。

作業周囲には防塵シート等を張り、アスベスト粉塵の飛散防止を図る。

その他細部については以下を参照し実施する。

ア 既存建築物の吹付アスベスト粉塵飛散防止処理技術指針・同解説 2 0 1 8（国土交通省住宅局建築指導課編集協力）

イ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策
徹底マニュアル（令和３年３月厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物
質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課）

ウ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）（令和３年３月環境省環
境再生・資源循環局）

（４）低濃度ＰＣＢ撤去

低濃度ＰＣＢ（ＰＣＢ使用機器を含む。）があった場合は、飛散、流出等
の防止措置を行う等の適正な対処をするとともに監督官と協議する。また、
作業を実施するにあたっては、低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン
（令和元年１２月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）を参照する。

２ 留意事項

- （１）発生概数量が現場と設計図書で異なる場合は受注者と協議の上、精算するも
のとする。
- （２）石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去について、発生概数量は発生
材の設計数量に加え、消耗品（隔離シートや保護衣など）を含んだ数量とする。

３ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関連

（１）一般仕様等

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。
以下「建設リサイクル法」という。）、その他関係法令によるほか、建設副産
物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達 平成１４年５月３０日）、建設
工事における再生資源の活用について（防整技第７４０５号。２８．４．１）
を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければなら
ない。

（２）指定副産物、建設発生土又は建設汚泥処理土の利用

（●適用する。○適用しない。○主管工事特記仕様書による。）

ア 不足盛土は、購入土又は建設汚泥処理土、他工事からの搬入土、図示の場
所での採取土（運搬Ｌ＝ ｋｍ）とする。

イ 建設汚泥処理土の利用等に係る各種提出様式、品質基準及び確認方法は、
建設工事における再生資源の活用について（防整技第７４０５号。２８．４．
１）別紙第２「建設汚泥の活用に関するガイドライン」によるものとする。

ウ 本工事の施工により発生する指定副産物又は建設汚泥の処理は、以下のと
おり見込んでいる。

項 目	コンクリート塊 (有筋)	コンクリート塊 (無筋)	アスファルト塊	建設汚泥
運搬距離	ｋｍ	ｋｍ	２．４ ｋｍ	ｋｍ
受入れ費用	円/ｍ ^３	円/ｍ ^３	１，４８０円/ｍ ^３	円/ｍ ^３
搬出調書等	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出

(3) 再生資材の利用

(●適用する。○適用しない。○主管工事特記仕様書による。)

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守するものとする。

また、やむを得ない事情により購入困難な場合は監督官と協議する。

資 材 名	規 格	備 考
再熱加熱アスファルト混合物	A s 量○○%密粒再生 S m a x	使用箇所
再生粒度調整碎石	R m - 3 0 S m a x	使用箇所
再生クラッシャーラン	R c - 4 0 S m a x	使用箇所
再生コンクリート砂	R s S m a x	使用箇所

(4) 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施

(●適用する。○適用しない。○主管工事特記仕様書による。)

ア 受注者は、建設リサイクル法第12条に基づく計画書及び再資源化等を予定している施設の許可書の写しを提出し、次の説明を行うものとする。

(ア) 解体工事においては、解体する建築物等の構造

(イ) 新築工事等においては、使用する特定建設資材の種類

(ウ) 工事着手の時期及び工程の概要

(エ) 分別解体等の計画

(オ) 解体する建築物等に用いられた建設資材量の見込み

イ 受注者は、建設リサイクル法第13条に基づく契約書記載事項を提出し、次の協議を行うものとする。

(ア) 分別解体等の方法（下表を参照）

(イ) 解体工事に要する費用

(ウ) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(エ) 再資源化等に要する費用

ウ 受注者は、建設リサイクル法第10条第1項に規定する事項を記載した計画書を作成し、監督官に提出するものとする。

なお、監督官に提出する計画書の様式は当該都道府県の定めによるものとするが、定めがない場合は監督官の指示によるものとする。

エ 建設リサイクル法第11条による通知後に着手するものとする。

オ 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、再資源化等報告書により次の報告を行うものとする。

(ア) 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日

(イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地

(ウ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

カ 建築物に係る解体工事の分別解体等の方法

工程ごとの作業内容・解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	建築設備	建築設備の取り壊し ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	内装材等	内装材等の取り壊し ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り壊し ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用

キ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の分別解体等の方法

工程ごとの作業内容・解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	仮設	仮設工事 ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 ●有 ○無	○手作業 ●手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	本体附属品	本体附属品の工事 ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 ○有 ●無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用

(5) 変更に係る協議

本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記の条件によりがたい場合は、監督官と協議する。

4 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する資機材の取扱い

(○適用する。 ●適用しない。)

受注者は、リフラクトリーセラミックファイバー（以下「RCF」という。）を含有する資機材を取り扱う場合には、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に基づき、以下のとおり、適切に作業を行うものとする。

(1) 適用区分

ア R C F レベル 1

R C F が飛散する可能性のある資機材を対象とし、非飛散性アスベスト撤去（レベル 3）に準拠した作業を行う場合に適用するものとする。ただし、配管及びダクトのフランジ部を外さずに両側を切断し、R C F を飛散させない場合は、R C F レベル 2 を適用するものとする。

イ R C F レベル 2

R C F 含有製品の成形状態が保たれ、R C F が飛散する可能性がないと判断される場合に適用するものとする。

(2) 対象資機材

図示による。

また、現地で新たに R C F を含有する疑いがあると思われる資機材が見受けられた場合は、機材の製造番号、製造年月、製品情報を調べてメーカーへ問い合わせ、R C F 含有の有無及び使用部位を確認するものとし、監督官へ報告すること。

【電気通信設備資機材】

ガスタービン発電装置、防火区画処理材、シーリングフィッチング

【機械設備資機材】

水管・炉筒煙管・貫流ボイラー、真空式温水機、煙道・煙突、屋内消火栓箱、防火区画処理材、防火ダンパー、着脱式断熱材（バルブジャケット）、蒸気配管パッキン

(3) 作業計画

受注者は、次項の作業要領を基に、現場状況及び作業方法を勘案し、R C F を含有する資機材の撤去及び解体工事に係る作業計画書を作成し、監督官の承諾を得ること。

(4) 作業要領

図示された R C F を含有する資機材の R C F レベルに相当する作業要領は次に準じて行うものとする。

ア R C F レベル 1（鉄骨巻付け耐火被覆材撤去作業）

（ア）作業員以外、ボイラー室内に立ち入らないよう立入禁止の表示を出入口に掲示し、関係者へ周知すること。

（イ）呼吸用保護具、保護衣又は作業衣及び手袋を着用し、仕様は次による。

- ・呼吸用保護具の仕様

防護係数 100 以上（粒子捕集効率が 99.97% 以上）電動ファン付

- ・保護衣又は作業衣及び手袋

作業衣及び手袋は粉じんの付着しにくいもの。保護衣は J I S T 8 1 1 5 の規格品

（ウ）鉄骨と巻付け耐火被覆材を切り離す際は、固定ピン部に水又は飛散防止用薬液剤を噴霧し湿潤化した上で、番線カッター等により固定ピンを切断し、巻付け耐火被覆材を取り外すこと。

（エ）巻付け耐火被覆材を取り外した後、袋詰するために切断する際は、切断部

を水又は飛散防止用薬液剤を噴霧し湿潤化した上で行うものとする。また、換気を行い、人がいない屋外へ排気すること。

(オ) 巻付け耐火被覆材を撤去した後の床は、水洗い又はH E P A付真空掃除機で清掃すること。

なお、H E P Aの性能は、粒子捕集効率99.97%以上であること。

(カ) 撤去作業中に作業環境測定を実施すること。

なお、測定方法は、以下のとおりとする。

- ・単位作業場所で5箇所以上
- ・床面上に6m間隔
- ・床上50cm以上150cm以下
- ・試料空気の採取時間は10分間以上

(キ) 撤去したR C Fを含有する廃棄物は、他の廃棄物と分別し、R C Fが飛散しないように十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な袋に入れ、産業廃棄物としてマニフェストを使用し、適正に処理すること。

(ク) その他、作業の記録（作業計画書、作業状況写真、環境測定結果）を作成すること。

イ R C Fレベル1（ボイラー撤去及び解体作業）

(ア) 作業員以外、ボイラー室内に立ち入らないよう立入禁止の表示を出入口に掲示し、関係者へ周知すること。

(イ) 呼吸用保護具、保護衣又は作業衣及び手袋を着用し、仕様は次による。

- ・呼吸用保護具の仕様

防護係数100以上（粒子捕集効率が99.97%以上）電動ファン付

- ・保護衣又は作業衣及び手袋

作業衣及び手袋は粉じんの付着しにくいもの。保護衣はJ I S T 8 1 1 5の規格品

(ウ) ボイラー本体と切り離す際に煙道のフランジ部へ水又は飛散防止用薬液剤を噴霧し湿潤化すること。また、劣化が著しいと思われる場合は、フランジ部を外さずに両側の切断を検討すること。

(エ) ボイラーを撤去（搬出）した後の床は、水洗い又はH E P A付真空掃除機で清掃すること。

なお、H E P Aの性能は、粒子捕集効率99.97%以上であること。

(オ) 撤去後、周囲に人がいない屋外（発生材置場等）へ解体対象物を搬出し、解体を行うものとする。やむを得ず屋内で解体を行う場合は換気を行い、人がいない屋外へ排気すること。

(カ) 解体する際は、耐火レンガ等、R C F含有部位に水又はアスベスト用薬液剤を噴霧し湿潤化した上で、R C Fを極力飛散させないよう周囲を慎重に取り壊しながら撤去すること。また、ボイラー内部で作業する際は、送風機で局所排気すること。

(キ) 解体作業中に作業環境測定を実施すること。

なお、測定方法は、以下のとおりとする。

- ・単位作業場所で5箇所以上

- ・床面上に6 m間隔
- ・床上50 cm上150 cm以下
- ・試料空気の採取時間は10分間以上

(ク) 撤去したRCFを含有する廃棄物は、他の廃棄物と分別し、RCFが飛散しないように十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な袋に入れ、産業廃棄物としてマニフェストを使用し、適正に処理すること。

(ケ) その他、作業の記録（作業計画書、作業状況写真、環境測定結果）を作成すること。

ウ RCFレベル2（配管パッキン撤去作業）

(ア) 作業員以外、ボイラー室内に立ち入らないよう立入禁止の表示を出入口に掲示し、関係者へ周知すること。

(イ) 防じんマスク、保護衣又は作業衣及び手袋を着用し、防じんマスクの仕様は次による。

- ・防じんマスクの仕様
- 半面形取替え式
- 粒子捕集効率95.0%以上
- RL2／RS2国家検定合格品

(ウ) 配管フランジ部へ水又は飛散防止用薬液剤を噴霧し、湿潤化すること。

また、固着し劣化が疑われ飛散すると考えられる場合は、フランジ部を外さずに両側を切断すること。

なお、撤去したパッキンは再使用してはならない。

(エ) 配管パッキンを撤去（搬出）した後の床は清掃すること。

(オ) 撤去したRCFを含有する廃棄物は、他の廃棄物と分別し、RCFが飛散しないように、十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な袋に入れ、産業廃棄物としてマニフェストを使用し、適正に処理すること。

(カ) その他、作業の記録（作業計画書、作業状況写真）を作成すること。

(5) 設計変更

図示されたRCFを含有する資機材の変更又は現場条件若しくは作業方法の変更により、上記（4）の作業要領により難しい場合は、作業方法の変更について監督官と調整するものとし、作業の記録等を踏まえ、後日、精算するものとする。

5 発生材の処理

受注者は、工事の施工により生じた発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの（図示による。）については、トラックの荷台に積める大きさ（幅2 m×長さ3 m以下程度）に切断し、指定の場所に種別ごとに整理の上、指定の場所に種別ごとに整理の上、発生材報告書（3）部及び発生材置場の状況写真を添えて監督官に提出する。

発生材のうち電線・ケーブル類については、200 kg程度毎に結束を行い、麻袋に詰める、シートを被せる等して養生を行う。

発生材報告書及び発生材調書は、適時工事監督官に提出するものとし、最終

提出期限は各工事完成日の14日前までとする。その他発生材に関する措置の詳細については、「発生材処理の留意事項」（監督官より通知）による。

第8 工事仕様

1 共通工事仕様

(1) 機器及び材料

ア 環境物品等の適用

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、「公共工事」に規定される資材、建設機械、工法等を用いる場合は、当該規定で定められた「判断の基準」を満足すること。ただし、災害等による影響や地域性等により再生材などで適用しがたい場合において、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（参照）「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)

イ 主要機材

（ア）本工事に使用する資機材は本設計図書に適合するものとし、再使用品及び再生資材を利用することとしたものを除きすべて新品とする。

（イ）図面に記載されている資機材の製造者及び型式（型番）は参考のものであり、製造者等を特定しているものではない。

(2) 耐震・耐風圧施工

ア 耐震措置の施工方法

建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（独立行政法人建築研究所監修）による。

イ 設備機器の固定

設備機器の固定に当たっては、地震力及び風圧力により生じる応力に対して人命の安全及び機能の確保が図れているものとし、局部震度法による設計用標準水平震度（ K_s ）は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の2.2.4.2の1に、風圧力に対する安全性の確保の水準（以下「耐風安全性の水準」という。）は、官庁施設の基本的性能基準（国営整第197号、国営設第134号 平成25年3月29日）第3編第3章3-1-5 1）の技術的事項によるものとし、適用は図示による。

なお、設計用標準水平震度（ K_s ）及び耐風安全性の水準は次の各表による。ただし、関係法令等により設計用水平震度が定められている機器類は当該水平震度による。

局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く。）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設（Ⅰ・Ⅱ）		一般の施設（Ⅲ）	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
1 階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

（注）（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1 階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

耐風安全性の水準

	耐風安全性の分類			
	特定の施設			一般の施設 Ⅲ
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ	
	重要機器	重要機器	一般機器	
風圧力に対する安全性	建築基準法施行令第 8 7 条に規定される風圧力の 1.3 倍の風圧力	建築基準法施行令第 8 7 条に規定される風圧力の 1.15 倍の風圧力	建築基準法施行令第 8 7 条に規定される風圧力	建築基準法施行令第 8 7 条に規定される風圧力
基準風速※ ¹	3 4 m／秒			
地表面粗度区分※ ²	○Ⅰ ○Ⅱ ●Ⅲ ○Ⅳ			

（注） 1 ※¹、※² 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 8 7 条第 2 項及び E の数値を算出する方法並びに V₀ 及び風力係数の数値を定める件（平成 1 2 年建設省告示第 1 4 5 4 号）による。

2 米軍施設における風圧力に対する安全性の確保に当たっては、建築基準法施行令第 8 7 条に規定される風圧力による。

ウ その他

（ア）オイルサービスタンクは、重要水槽として扱う。

（イ）アンカーボルト及び機器等の基礎（設備機器に係る別途建築工事で施工する基礎を含む。）は、メーカー選定後耐震設計を行い監督官の確認を得て施工すること。

(ウ) 米軍施設の耐震措置における局部震度法による設計用標準震度は、建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）の表１．１－１、耐震クラスＢに準ずる。

(エ) 屋外（屋上を除く。）に設置する機器及び水槽の設計用標準水平震度は、一般施設の一般機器（１階及び地下階）及び一般水槽（１階及び地下階）に準ずるものとし、米軍施設は耐震クラスＢ（地階及び１階）に準ずる。

ただし、危険物等関係法令の適用を受ける機器等は、適用法令による。

(３) 化学物質の濃度測定（○適用する。●適用しない。）

ア 測定対象物質

(ア) ホルムアルデヒド

(イ) トルエン

(ウ) キシレン

(エ) エチルベンゼン

(オ) スチレン

イ 測定

(ア) 測定対象室の室内空気中の化学物質の濃度測定は、パッシブ型の採取機器を使用して行い、濃度の分析は、採取機器ごとに定められた機関において分析を行う。

(イ) 測定確認濃度は厚生労働省の指針値（以下「指針値」という。）以下とし、測定結果が指針値を超えた場合は、発生源を特定し対処法を監督官に報告後対応する。

(ウ) 対処方法を講じた後、再測定を行い指針値以下の濃度を確認する。

(エ) (イ) の対処方法を講じる範囲は、測定を実施した室以外も全て行うものとする。

(オ) 濃度測定は、測定対象化学物質全てを同時に測定する。

(カ) 中央式空気調和設備等のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は設備試運転終了後、設備の稼働した状況で測定する。

(キ) 局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(ク) 測定する際は、空気の吹き出し口を避ける。

厚生労働省の指針値

測定対象化学物質	指針値（２５℃の場合）
ホルムアルデヒド	０．０８ｐｐｍ（１００μｇ／ｍ ^３ ）
トルエン	０．０７ｐｐｍ（２６０μｇ／ｍ ^３ ）
キシレン	０．０５ｐｐｍ（２００μｇ／ｍ ^３ ）
エチルベンゼン	０．８８ｐｐｍ（３，８００μｇ／ｍ ^３ ）
スチレン	０．０５ｐｐｍ（２２０μｇ／ｍ ^３ ）

ウ 測定方法

(ア) 測定対象室の全ての窓及び扉（造付家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し、３０分間換気する。

(イ) (ア) 後、測定対象室の全ての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造

付家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

(ウ) 測定は次の①から④までによる。

① (イ) の状態のままで測定する。

(その他の開口部を開放する場合は監督官の指示による。)

② 測定時間は、原則 24 時間とする。

③ 測定位置は、「イ測定(ク)」に従い、対象室の中央付近の F L から 1.2 ～ 1.5 m の高さで測定を行う。

④ 測定回数は 1 回とし、複数回の測定は不要とする。

(注) 1 ①、②、③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

2 測定位置を特定する際、三脚の使用や天井からの吊下げ等の方法が考えられるが、合板やパーティクルボードなどの木質系建材を架台等を使用することとする。

(4) 中間技術検査 (○適用する。●適用しない。)

ア 技術検査要領について(防整技第 7408 号。28.4.1)に規定する中間技術検査を実施する。

イ 中間技術検査は、原則として次に示す施工段階において、(1)回実施するものとする。

対象範囲・工種等	実施時期
○	○
○	○
○	○
○	○

ウ 中間技術検査の検査日は、監督官と受注者が協議の上、決定するものとする。

エ 受注者は、発注者が中間技術検査において確認した部位であっても、その後、監督官又は検査官から、是正等の指示があった場合においては、その指示によるものとする。

(5) 関連工事

ア 補強を要する壁及び天井、下地材の切り込み

○建築工事 ○本工事

イ 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、構造体の鉄骨を貫通するスリーブ工事

○建築工事 ○本工事

ウ スリーブ外径 150 mm を超える開口部の補強 (材工共)

○建築工事 ○本工事

エ 壁、床等を貫通するダクトのスリーブの開口部補強

○建築工事 ○本工事

オ 改修工事におけるコンクリートのはつり補修工事

(ア) 配管等の貫通部の穴あけは、ダイヤモンドカッターによるものとし本工

事とする。

(イ) 構造壁等を貫通する場合は、鉄筋探査を行うものとする。

(ウ) 角型穴開け補修

○建築工事 ○本工事

(エ) 床はつり補修

○建築工事 ○本工事

カ 設備機器等の天井点検口

○建築工事 ○本工事

キ 設備機器等の位置、壁・天井等の取り合いなどが検討できる施工図、展開図等を監督官に提出し、承諾を得るものとする。

(6) 仮設工事

ア 監督官事務所

○設ける。(設置する規模、備品等の種類及び数量は、現場説明書による。)

●設けない。

○主管工事特記仕様書による。

イ 工事用水及び工事用電力は、現場説明書による。

ウ 指定仮設

(ア) 保安施設等(○適用する。●適用しない。)

管路などの掘削箇所には、必要に応じてバリケード、安全灯等を設置するほか、道路横断箇所には通行に支障を来たさぬよう、鋼製マット、仮設歩道(手すりを含む。)等を設ける。

(イ) 水替え(○適用する。●適用しない。)

() の施工に当たっては、必要な水替を実施するものとする。

工事用潜水ポンプ口径 mm・揚水量 m³/hr、 KW とし、(○作業時排水日 ○常時排水日)を計上するものとし、別図(特記)による。また、動力源は、最寄りの(○商用電源・○発動発電機)とし、別図(特記)による。

(ウ) 土留め(○適用する。●適用しない。)

() の施工に当たっては、土留工()を行うものとし、施工前に施工計画書を監督官に提出し、監督官の承諾を受けるものとする。土留工の存置日数は、()日とする。別図(特記)による。

(エ) 樹木の移植、伐開等(○適用する。●適用しない。)

別図(特記)による。

(オ) 交通誘導員(○適用する。●適用しない。)

() 人・日を見込み、後日精算するものとする。

(カ) 道路清掃員(○適用する。●適用しない。)

① 受注者は、本工事の施工にあたり、工事区域外において工事関係車両の通行等で発生する土砂や粉じん等による汚損を除去し、道路の路面等を現状に回復することを目的として、次の事項による道路清掃を行うも

のとする。

a 道路清掃の方法：人力清掃

b 道路清掃員の計上期間：令和○年○月○日～令和○月○月○日

c 1日当たり清掃時間：午前作業終了前1時間、午後作業終了前1時間

② 受注者は、道路清掃の実施に先立ち、施工計画書を作成し、監督官の承諾を得るものとする。

③ 受注者は、施工計画書に基づき、道路清掃を行うものとし、日々の作業完了後、作業日報を作成する。また、作業日報には、清掃状況が確認できる写真を添えるものとする。

④ 受注者は、工事完了後、前項による作業日報を監督官に提出しなければならない。

⑤ 受注者は、道路清掃の実施にあたり、上記アにより難しい場合は、あらかじめ監督官と協議するものとする。

エ 足場その他

足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第1226第2号 令和5年12月26日）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とする。

足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」2（2）手すり据置方式、又は（3）手すり先行専用足場方式により行い、墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

なお、墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とする。

（7）塗装工事

ア 配管等の塗装

（ア）屋外露出配管及び配電盤類、外灯ポール等の塗装色は設計図及び監督官の指示による。

（イ）内装仕上げのない部分（倉庫及び隊舎等の機械室内）の裸露出配管（白）

・（黒）及び裸露出ダクト、屋外マンホール内配管は、仕上げ塗装不要とする。

イ 米軍工事における塗料の鉛含有の規制

○ 適用する（錆止め塗料・パテを含む。）。

● 適用しない。

指定範囲： 見え掛かり及び錆止め塗り施工範囲全て

基準値： 塗装仕上がり状態において鉛及び鉛化合物の合計鉛含有量を不揮発性成分の重量比で0.06%以下とする。（以下基準値以下の塗料を「無鉛塗料」という。）

塗装計画書： 無鉛塗料の使用に当たり事前に監督官に提出し、承諾を得るとともに品質の確保に努めること。

対応： 下表による。特記なき事項は、標準仕様書の当該事項に

より行うこと。

品質証明書： 塗料種別、色別ごとに提出すること。

塗装種別		対 応 方 法
WE P		市販塗料（JIS K 5663・1種）を用いるが、メーカーによっては鉛を含む色（着色顔料）があるので、その色は使用しない。
AE P		
VE		市販塗料（JIS K 5582・1種）を用いるが、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。
OP	鉄面	市販塗料（JIS K 5516）の乾燥剤を改良し、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。
	鉄面 亜鉛メッキ面 (内外共)	市販塗料（JIS K 5516）の乾燥剤を改良し、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。 また、錆止め塗料には、一般用錆止めペイント（JIS K5621・1種 塗布量0.11kg/m ³ ）を無鉛化の成分調整を行い、用いる。

(注) 1 「乾燥剤を改良」とは、乾燥剤2種を用い、塗料（仕上り全体）として、鉛及び鉛化合物の合計鉛含有量を、不揮発性成分の重量比で0.06%以下にすることである。

2 改良及び成分調整により、JIS規格から外れても支障はない。

3 オイルパテは使用しないこと。

4 上記以外の塗料を使用する場合は、監督官と協議すること。

5 無鉛に成分調整を行った塗料は、発注から納品まで、10日程度を要するので、留意すること。

(8) 土工事等

ア 土工事等（屋外）の仕様書適用区分等は、次による。

(ア) 構内配電線路、プレファブ二重管等管路土工事、屋外マンホール、燃料タンク基礎及び防油堤、冷却塔基礎、屋外給汽設備等脚柱基礎、屋外受変電設備基礎（自立盤等を含む。）及び有線通信工事は、土木工事共通仕様書による。

(イ) 空調機基礎、配管架台基礎、弁柵・排水柵類及び通信鉄塔（支線式鉄骨柱）等基礎は、標準仕様書等による。また、基礎の設置に当たっては、地耐力の確認を行うものとし、平板載荷試験等は図示による。

イ 床堀・掘削

(ア) 本工事で施工する箇所の土質

○ 砂（砂）

● 砂質土（砂質土、普通土、砂質ローム）

○ 軟岩（軟岩Ⅰ、Ⅱ）

○ レキ質土（レキ質土、砂利混じり土、レキ）

○ 粘性土（粘土、粘性土、シルト質ローム、砂質粘性土、粘性土ローム、火山灰質粘性土、有機質土）

○ 岩塊・玉石（岩塊、玉石混じり土、破砕石）

(イ) 復旧状態

● 現状に復旧する。

○ 別図（詳細図など。）による。

(ウ) 管路等の掘削

事前に既設埋設物の位置、埋設深さ等を次の方法により確認の上、着手するものとする。

- 既設図面
- 既設図面及び探査機（探査範囲及び探査機の仕様は図示による。）
- 既設図面及び試掘（試掘範囲等は図示による。）

(エ) 勾配

土質区分	掘削面の高さ	床掘り勾配	小段の幅
中硬岩・硬岩	5m 未満	直	—
	全掘削高 5m 以上	1:0.3	下から H=5m 毎に 1m
軟岩Ⅰ・軟岩Ⅱ	1m 未満	直	—
	1m 以上 5m 未満	1:0.3	—
	全掘削高 5m 以上	1:0.3	下から H=5m 毎に 1m
レキ質土・砂質土・粘性土・岩塊玉石	1m 未満	直	—
	1m 以上 5m 未満	1:0.5	—
	全掘削高 5m 以上	1:0.6	下から H=5m 毎に 1m
砂	5m 未満	1:1.5	—
	全掘削高 5m 以上	1:1.5	下から H=5m 毎に 2m
発破などにより崩壊しやすい状態になっている地山	2m 未満	1:1.0	下から H=2m 毎に 2m

注) 狭隘な敷地などで土留めを行い掘削する場合は、別途考慮出来る。

ウ 地中埋設物に対する安全確保

- (ア) 小規模な作業を含め、掘削箇所や方法等の内容を施工計画書に記載するとともに、施工に当たり事前に監督官等に提出し、承諾を受けるものとする。また、作業を行う際は、着手前に作業内容や期間等を監督官及び基地関係者に報告する。
- (イ) 掘削作業時は、付近に刃先確認者を配置し、安全性の確保に努めるものとする。

エ 建設発生土

(ア) 仮置き

埋め戻し用建設発生土の仮置き場は次による。

- 付近に集積する。
- 配置図に示す場所（運搬距離：約 k m）に運搬し、集積する。

(イ) 処分

建設発生土の処分は次による。

- 付近に敷き均しする。
- 配置図に示す場所（運搬距離：約 k m）に運搬し、見映えよく敷き均しする。
- 建設発生土情報交換システムの活用（実績結果集計表を監督官に提出する。）
- 場外処分（受入条件は以下のとおり）
 - ・受入場所
長崎県大村市久原 2 丁目 1 5 4 0 - 1
 - ・受入不適なもの

産業廃棄物を含まないこと、汚染土受け入れ不可。

・受入時間

午前8時から午後5時まで

ただし、雨天時は要協議、日曜日は受け入れを中止する。

・運搬距離

受入場所までの運搬距離は、 $L = 6.4 \text{ km}$ とする。

・処分費

5,500円/ m^3 とする。

搬出が完了した際には、適正に処理されたことを確認できるよう搬出伝票等を監督官に提出するものとする。

なお、受入場所を変更する場合は、監督官と協議するものとする。

オ 埋め戻し

(ア) 埋め戻し土は、掘削土中の良質発生土を使用し、一層仕上がり厚を30cm（路床については20cm）以下とする。

(イ) 不足土材は、

● 購入土又は建設汚泥処理土

○ 配置図に示す場所（運搬距離：約 km ）での採取土

○ 他工事からの搬入土

工事名：_____ 流用土：_____ m^3 （盛土換算）

(ウ) 施工は、特記の有る場合を除き機械施工を標準とする。ただし、構造物周囲においては、構造物を損傷しないよう、かつ、締固め不足とならないよう人力等にて入念に行うものとする。

カ アスファルト舗装において、乳剤散布は次を標準とする。

種 別	使 用 材 料	散 布 量	備 考
プライムコート	アスファルト乳剤（PK-3）	$1.2 \text{ Lit}/\text{m}^2$	粒状材料路盤面
タックコート	アスファルト乳剤（PK-4）	$0.4 \text{ Lit}/\text{m}^2$	アスファルト面

キ コンクリート

圧縮強度などは、次によるものとし、施工に先立ち調合表を監督官に提出する。

種 別	設計基準強度 (N/mm^2)	スランプ (cm)	粗骨材の寸法 (mm)	備 考
鉄筋コンクリート	圧縮21以上	8	20 (25)	
無筋コンクリート	圧縮18以上	8	20 (25) / (40)	
均しコンクリート	圧縮18以上	8	20 (25)	
舗装コンクリート	曲げ4.5以上	2.5	40	
舗装コンクリート	曲げ4.5以上	6.5	40	
歩道コンクリート	圧縮18以上	8	20 (25) / (40)	

(注) 1 JIS A 5308レディーミクストコンクリートの標準品とする。

2 無筋コンクリート粗骨材の寸法40mmは、施工部材厚21cm以上の構造物に使用する。

3 セメントは、JIS R 5211高炉セメント（B・C種）、JIS R 5213フライアッシュセメント（B・C種）又はJIS R 5214エコセメントを標準とする。ただし、これにより難しい場合は監督官と協議するものとする。

4 均しコンクリートを除くコンクリートの水セメント比は65%以下とする。

ただし、舗装コンクリート（曲げコンクリート）の水セメント比は50%以

下とする。

ク 芝張

芝張の種別は次による。

☐ 高麗芝

☐ 野芝

☐ 平面張芝工 (☐全面張 (ベタ張) ☐平面張 (目地張) ☐帯芝張

☐市松張)

☐ 芝の寸法 (長さ () cm 幅 () cm 厚さ () cm)

2 電気設備・通信工事仕様
工事種別

No. 区分		1	2	3	4	5	6
建 物 名 称		受電所 改修	142警衛所 改修			構内配電線路	構内通信線路
工 事 種 目							
	電灯設備	○	●	○	○	○	○
	動力設備	○	○	○	○	○	○
	幹線設備	●	●	○	○	○	○
	防災設備	○	○	○	○	○	○
	受変電設備	●	○	○	○	○	○
	雷保護設備	○	○	○	○	○	○
	接地設備	○	○	○	○	○	○
	構内配電線路	○	○	○	○	●	○
	中央監視設備	○	○	○	○	○	○
	発電設備	○	○	○	○	○	○
	電力貯蔵設備	○	○	○	○	○	○
	航空灯火設備	○	○	○	○	○	○
	構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
	構内交換設備	○	○	○	○	○	○
	情報表示設備	○	○	○	○	○	○
	映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
	拡声設備	○	○	○	○	○	○
	誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
	テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
	監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
	防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
	無線設備	○	○	○	○	○	○
	構内通信線路	○	○	○	○	○	○
	警鳴装置設備	○	○	○	○	○	○
	テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○	○
	構内通信線路	○	○	○	○	○	●
	仮設工事	○	○	○	○	○	○
	撤去工事	●	○	○	○	●	●

(1) 共通事項

- ア 屋外、屋側及び屋内での水廻り場所における配線接続は、自己融着テープ処理の上に絶縁テープ巻きとする。
- イ 電線管は、特に明記ない限り、合成樹脂製可とう電線管（P F 単層管）とする。
- ウ 露出配管のうち屋外の金属製電線管は溶融亜鉛メッキ及びステンレス部分を除き塗装を行う。
- エ 大地に接する防水を施さない床及び常時水をまく床に埋め込まれる電線管の接続部には、防水処理を施す。また、やむを得ず地中に埋設する場合には、ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管「G L T 管（ねじ付）」を使用する。
- オ 位置ボックスは特に明記ない限り、金属製とする。ただし、弱電機器が同一ボックスに入る場合は合成樹脂製（塗り代カバーを含む。）とし、樹脂製セパレーターを設ける。
- カ 位置ボックスは、背中合わせに取り付けない。
- キ 位置ボックスは特に明記ない限り、金属製とする。ただし、弱電機器が同一ボックスに入る場合は合成樹脂製（塗り代カバーを含む。）とし、樹脂製セパレーターを設ける。
- ク 屋内隠ぺい部に設置するプルボックスは、特に明記ない限り鋼製錆止め塗装とする。
- ケ 屋内露出部に設置するプルボックスは、仕上げの塗装が施されたものを設置する。
- コ 屋外及び屋側に設置するプルボックスは、防水仕様とし ●ステンレス製（折り込み蓋） ○溶融亜鉛メッキ仕上げ（H D Z T 4 9）として、プルボックス周囲をコーキングする等の処置を行うものとする。
- サ プルボックス、ジョイントボックス及び器具を実装しないプレート並びに監督官の指示するプレートには、略称などにて用途等を明記する。
- シ 接地工事は、特に明記ない限り次を標準とし、標準図による接地極埋設標（刻記文字入り。）を設け必要事項を明示する。ただし、外灯用及びハンドホール用の場合は接地極埋設標は省略できる。
- （ア）接地極は、頂部が凍上深度以下となる深さに埋設する。
- （イ）静電接地極への接続は、銅部分が大地に直接接触しないよう、接続部分を自己融着テープ及び絶縁テープ巻きにより処理する。
- （ウ）工事完了後、接地測定ができなくなるおそれがある場合は、監督官と協議の上、測定用接地極の設置を考慮する。

記 号	工 事 種 別	規 定 値	接 地 極 構 成
EA	A種接地工事	10Ω以下	打込式接地棒 14φ-1,500-3 連結×4箇所
EB	B種接地工事		打込式接地棒 14φ-1,500-3 連結×3箇所
EC	C種接地工事	10Ω以下	打込式接地棒 14φ-1,500-3 連結×4箇所
ED	D種接地工事	100Ω以下	打込式接地棒 10φ-1,500-2 連結×1箇所
E10	米軍接地工事用	10Ω以下	打込式接地棒 14φ-1,500-3 連結×4箇所
E25	米軍接地工事用	25Ω以下	打込式接地棒 14φ-1,500-3 連結×3箇所
E50		50Ω以下	打込式接地棒 14φ-1,500-3 連結×3箇所
ELH	高压避雷器用	10Ω以下	打込式接地棒 14φ-1,500-3 連結×4箇所
ELL	低压避雷器用(300V 以下)	100Ω以下	打込式接地棒 14φ-1,500-2 連結×1箇所
	〃 (300V 超)	10Ω以下	打込式接地棒 14φ-1,500-3 連結×4箇所
ELA	雷保護用	総合 10Ω以下	接地銅板 900 × 900 × 1.5t×2枚
ELS	静電接地工事 (燃料施設用) 雷保護兼用	10Ω以下	亜鉛鉄板 1,000×1,000×3.2t×2枚
EDS	静電接地工事 (燃料施設用)	100Ω以下	亜鉛接地棒 40φ-1,500-×2箇所
E0	測定用		打込式接地棒 10φ-1,500×1箇所

(注)以上の接地極構成による接地棒を用いても接地抵抗値が規定値に達しない場合は、監督官と協議するものとする

(2) 電灯設備

- ア 配線器具は大角形を原則とし、プレートは特に明記ない限り合成樹脂製とする。
- イ T型、引掛型、防水型、3極等の特殊コンセントについては、特に明記ない限りプラグを取付ける。
- ウ 天井断熱材と照明器具の離隔を得るための枠組は特に明記ない限り本工事に含まない。
- エ 光源は原則として昼白色とする。
- オ 分電盤内の配線には、回路番号又は使用負荷名を表示し、盤結線図をケース等に入れて収める。
- カ 分電盤類からの配管が埋め込み又はいんぺい配管の場合における予備配管については、予備回路4回路以下の場合はP F 2 2を1本、5回路以上の場合にはP F 2 2を2本以上、天井裏まで立ち上げ末端に位置ボックスを取り付ける。

(3) 動力設備

- ア 電動機の端子箱への配線は、特に明記ない限り2種金属製可とう電線管にて行う。ただし、湿気の多い場所及び水気のある場所はビニル被覆付とする。
- イ 別途施工の電動機、制御盤等への配線接続は、特に明記ない限り本工事に含む。
- ウ 制御盤内の配線には、使用負荷名、回路及び制御番号等を表示し、盤結線図をケース等に入れて収める。
- エ 空調設備等で、本工事において制御回路を有する場合は、関係業者と十分打合せの上、試運転調整を実施する。
- オ 他職種工事等で設置する機器に供給する電源については、電源種別、制御方式等について関係者と調整し、設計図書を変更する必要がある場合は工事打合せ簿を作成すること。

(4) 受変電設備

絶縁油を使用する電気機器（変圧器等）の新設がある場合は、P C B 不含証明書を出す。

(5) 火災報知設備

ア 空気の壁貫通部等は合成樹脂電線管等にて保護する。

イ 天井裏をケーブル配線とした場合のスポット感知器（防水、防湿仕様は除く。）の取付けは、専用金具を用いたボックスレス工法として考える。また、総合盤への立下げ配線は原則として合成樹脂製可とう電線管（P F 管）により保護する。

ウ 米軍施設に設置するストロボライト点灯のタイミングは、すべて同期させること。

エ 受信機の電源及び出力信号線には、S P D を設けること。

(6) 通信・情報設備

ア 構内情報通信網、構内交換、情報表示、拡声、テレビ共同受信、誘導支援、防犯・入退出管理等

(ア) 配線器具は大角形を原則とし、プレートは特に明記ない限り合成樹脂製とする。

(イ) 端子盤内には、付線図及び線番表（各 A 4 サイズを標準）を作成し、カードケースなどに収容し設置する。

(ウ) 端子盤（機器収容箱を含む。）に収容するケーブル類には、行き先表示札を取り付ける。

(エ) 空き配管には、通線用の呼び線を挿入し、行き先を表示する。

(オ) 端子盤等には設備に応じて適正な名称を表示する。

(カ) テレビ共同受信アンテナの設置位置については、事前に場所の状況を確認し、受信に必要な電界強度や画質等が得られることを確認し、場所を決定する。

(7) 機器設置等

ア 機器設置（寄託品を含む。）

(ア) 機器を床又は壁等に設置する場合は、あらかじめ、設置予定場所における建築躯体等の状況を確認し、固定に適切な方法を検討の上、施工図及び必要な耐震計算書等を添付し、監督官に承諾を求める。

(イ) 設置した機器に対する配線・ケーブル等は、周辺の機材に緩衝を与えないよう必要な固定及びほう縛の処置を行う。

イ 調整試験

(ア) 調整試験に係る項目は、特記によるもののほか、共通仕様書及び製造者の仕様に基づき必要な項目を実施する。

なお、既存機器との連動等に係る調整試験は、当該機器の管理者と調整し、必要に応じて中断等の処置を依頼し、必要な機能の確認を得るものとする。

(8) 空中線

ア 空中線を新たに展張する場合は、図面に示す空中線の展張方向と使用する周波数帯を監督官及び無線機を使用する部隊等に確認の上実施する。

- イ 鉄塔や建物屋上等の高所作業やこれに伴う建設機械等を配置する場合は、関係法令規則及び駐屯地等の規則に従い実施するものとする。
- ウ 現場の安全管理において、作業完了後の引き渡しまでの間、工事関係者外の高所への立ち入りが容易に行えないよう配慮を行うこと。
- エ 調整試験に係る事項は、前項(7)イを参照とする。

(9) 構内配電線路

- ア 電柱種別は特に明記ない限り1種コンクリート柱とする。また、電柱には足場ボルト、電柱札(建設年月日、電柱番号等)を取り付ける。
- イ 根かせは原則としてコンクリート製(電力型)とする。
- ウ 建柱に際しては、電力線、通信線、ガス管、給水管、給油管等の地下埋設物についてあらかじめ十分に調査する。
- エ 支線は、亜鉛メッキ鋼より線に巻付グリップとし、適合するロッド付ステーブロック及び支線ガードを取り付ける。また、高圧架空線に使用する支線には玉碍子を取り付ける。ただし、雷保護用支線に玉碍子は取り付けない。
- オ 高圧機器及び高圧碍子等の仕様は ○普通型 ●耐塩型 とする。
- カ 高圧耐張碍子は2連とし、引留クランプを使用する箇所はクランプカバーを取付ける。
- キ 架空線路は特に明記ない限り、高圧は6KV屋外用ポリエチレン絶縁電線(OE)とし、低圧は屋外用ビニル絶縁電線(OW)とする。
- ク 高圧引下げ線は高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線(PDC)とする。
- ケ 電線接続箇所は蓄力形コネクタ(カバー付)を使用し防水処理を施す。
- コ 高圧架空線用の腕金、ケーブルちょう架用ワイヤー、高圧ケーブルのシース、柱上変台及びマンホール、ハンドホール内の金物類並びに外灯にはD種接地工事(接地埋設標なし。)を施す。
- サ 高圧ケーブルは原則、EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)とする。(6KVEM-CE(EE)、6KVEM-CET(EE))
- シ 高圧ケーブル及び制御ケーブルの金属遮蔽体は、原則として電源側の1箇所で接地する。ただし、こう長100mを超える場合は両端で接地する。
- ス 建物の外壁及び電柱への立上げ部分のケーブルは、保護管にてGL+2500mmまで保護する。
- セ 地中線路における埋設標(埋設標示柱、埋設標示ピン)は、図面に明記された箇所のほか必要とする箇所に設ける。
- ソ 高圧ケーブルの端末処理の施工は、技能講習等の修了者によるものとし、施工日、施工者等を記載した銘板を取り付けること。
- タ ケーブル埋設標識シートは、2倍長を使用し、管頂と地表面のほぼ中間(舗装下の場合は、路盤下面)に埋設する。おおむね2mの間隔で用途または電圧種別を表示し、磁気探査が可能なものとする。
- チ 地中線路における埋設標(埋設表示柱、埋設表示ピン)は、図面に記載された箇所に設置することとし、経路の変更などが生じた場合は、監督官と協議の上、必要とする箇所に設ける。
- ツ マンホール、ハンドホール内のケーブルは余長を見込む。(要所、引込口及び引出口)
- テ 道路下埋設配管は、路盤下300mm以上かつ舗装面下600mm以上の深さに埋設する。

ト マンホール、ハンドホールの設計荷重及び鉄蓋の安全荷重は次による。

	ハンドホール・マンホール の設計荷重(T荷重)	鉄蓋の安全荷重 (JSWAS G4)	備 考
道路等 (車道・駐車場)	T-25	T-25	
一般地区 (芝地・歩道)	T-14	T-14	

(注)道路等に設置するマンホール等の設計に用いる荷重は「道路橋示方書・同解説Ⅰ共通編」に記載される自動車荷重(T荷重)による。

(10) 通信線路施設〔管路工事、地下・架空線路工事〕

- ア 管路工事は、経路上の既設埋設物、設計図書との整合性について確認の上、施工図を作成する。
- イ マンホール・ハンドホール内の管路取付には、特に明記がない限りダクトスリーブ(P S/V)を使用する。
- ウ マンホール・ハンドホール内のケーブル接続箇所には、接続材の種類に応じた受け金物を選定し、ケーブルに負荷を与えないよう設置する。
- エ 既設通信ケーブルの接続作業に当たっては、使用中の回線に支障を与えないよう管理者と十分に調整の上、品質管理の徹底に努める。
- オ マンホール・ハンドホール内のケーブル布設は、ケーブル条数に見合ったケーブル受け金物を取り付ける。
- カ ガス封入ケーブル(P E Cケーブル等)は、布設前にガス圧試験を行い品質を確認し、その記録(写真を含む。)を提出する。
- キ マンホールの鉄蓋は、共通仕様書によるほか、「テーパー形仕様」を標準とし、蓋中央部表面識別用マークは、監督官及び管理者と調整の上、デザインしたものを使用する。
- ク 本配線盤でのケーブル成端においては、管理者と調整の上、線番表を作成し、引き渡す。
- ケ ケーブル埋設標識シートは、2倍長を使用し、管頂と地表面のほぼ中間(舗装下の場合は、路盤下面)に埋設し、磁気探査が可能なものとする。
- コ すべてのケーブルには、ケーブル名称札を取り付けること。
- サ 予備管路には、通線用の呼び線を入れること。
- シ マンホールおよびハンドホール内のケーブル布設管路及び予備管路のダクト口には、必要に応じて適切な止水処理を行うこと。

(11) 防爆配線等工事

防爆配線等工事は、防衛施設共通仕様書(航空灯火設備等電気設備工事編)の当該事項によるほか、以下のとおりとする。

- ア 特殊場所配線工事においてシーリングフィッチングを設ける場合は、シーリングフィッチングを設けた箇所と隔壁との間の電線管には接続部を設けてはならない。
- イ シーリングフィッチング内では、電線を接続または分岐しないこと。
- ウ シーリングコンパウンドは、当該製品の取扱説明書を確認の上、充てん等を

行うこと。

(12) 撤去工事

ア 撤去工事实施に当たっては、撤去要領及び工程等について監督官と十分協議の上、着手する。

イ 特に明記ない限り、コンクリート等に埋込まれた配管類は撤去しない。

ウ 撤去後不要になった穴などは、モルタルにて穴埋めする。なお、仕上げは ●
本工事 ○別途工事 とする。

エ 蛍光灯安定器、油入変圧器等の撤去（再使用する場合は除く。）に当たっては、P C B 不含有について製造者へ聴き取り等の確認を行うこととし、図面に示すものについては成分調査を行い、結果を監督官に報告する。

オ 特別管理産業廃棄物（P C B 使用機器等を含む。）があった場合は、飛散、流出等の防止措置を行う等の適正な対処をするとともに監督官と協議する。

カ 電力用 S F 6（六フッ化硫黄）ガスの適正な回収処理について

本工事において、S F 6 ガスを封入した変圧器等を取り扱う場合は、専用の回収装置を用いて S F 6 ガスが大気に放出されることのないよう適正に回収する。また、回収処理を実施した旨通知する文書、回収作業時の写真等をもって監督官に確認を求めるものとする。

キ 再使用機材

撤去後再使用を指定された機材（寄託品を除く。）は、事前に品質等の確認を行い再使用に問題が認められた場合は、監督官に報告し、指示を受ける。

(13) 試験

各種試験は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、有線・無線通信工事共通仕様書により受注者の責任において適切に実施する。

(14) 機材の検査等

ア 本工事に使用する資機材は、本設計図書に適合するものとし、再使用品及び再生材を利用する事としたものを除きすべて新品とする。

イ 図面に記載されている機材の製造者及び型式（型番）は参考であり、製造者等を特定しているものではない。

ウ 本工事に使用する主要な機材の製造者選定後、速やかに「主要（資材・機材）発注先通知書」を監督官に提出するものとする。

エ 下表のうち、記号を付された機材については、以下の措置をとるものとする。

●印：製作図を提出し、監督官の承諾を受けた後、製作工場等において監督官又は代行者立ち会いの上、試験を行い、試験成績書等を提出する。

◎印：製作図を提出し、監督官の承諾を受け、搬入後の検査に合格するものとする。ただし、試験成績書等を適宜、提出するものとする。

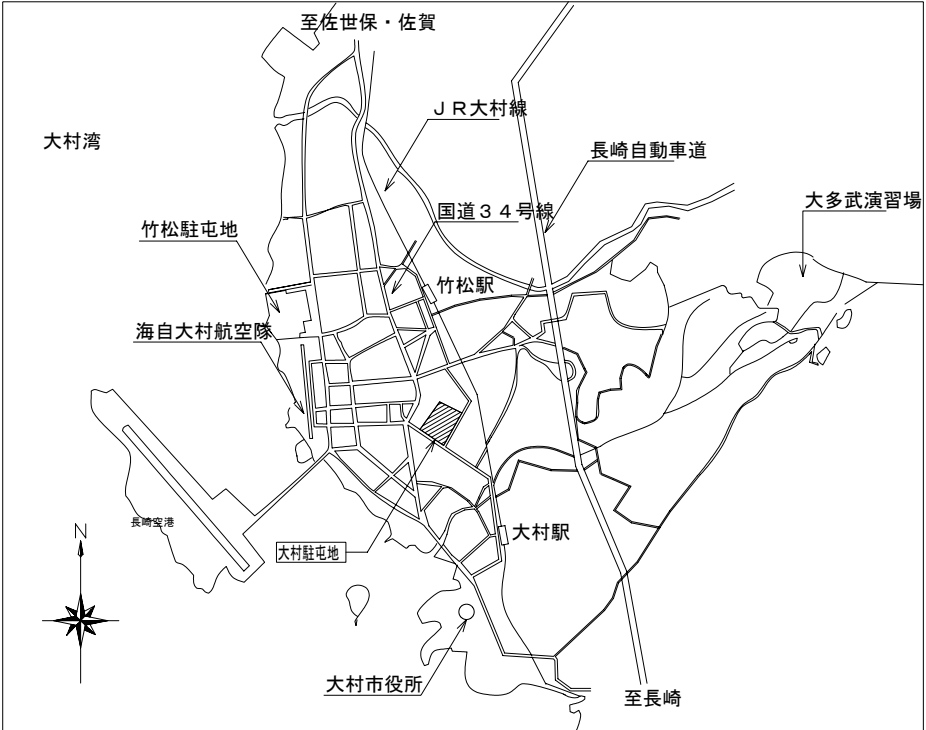
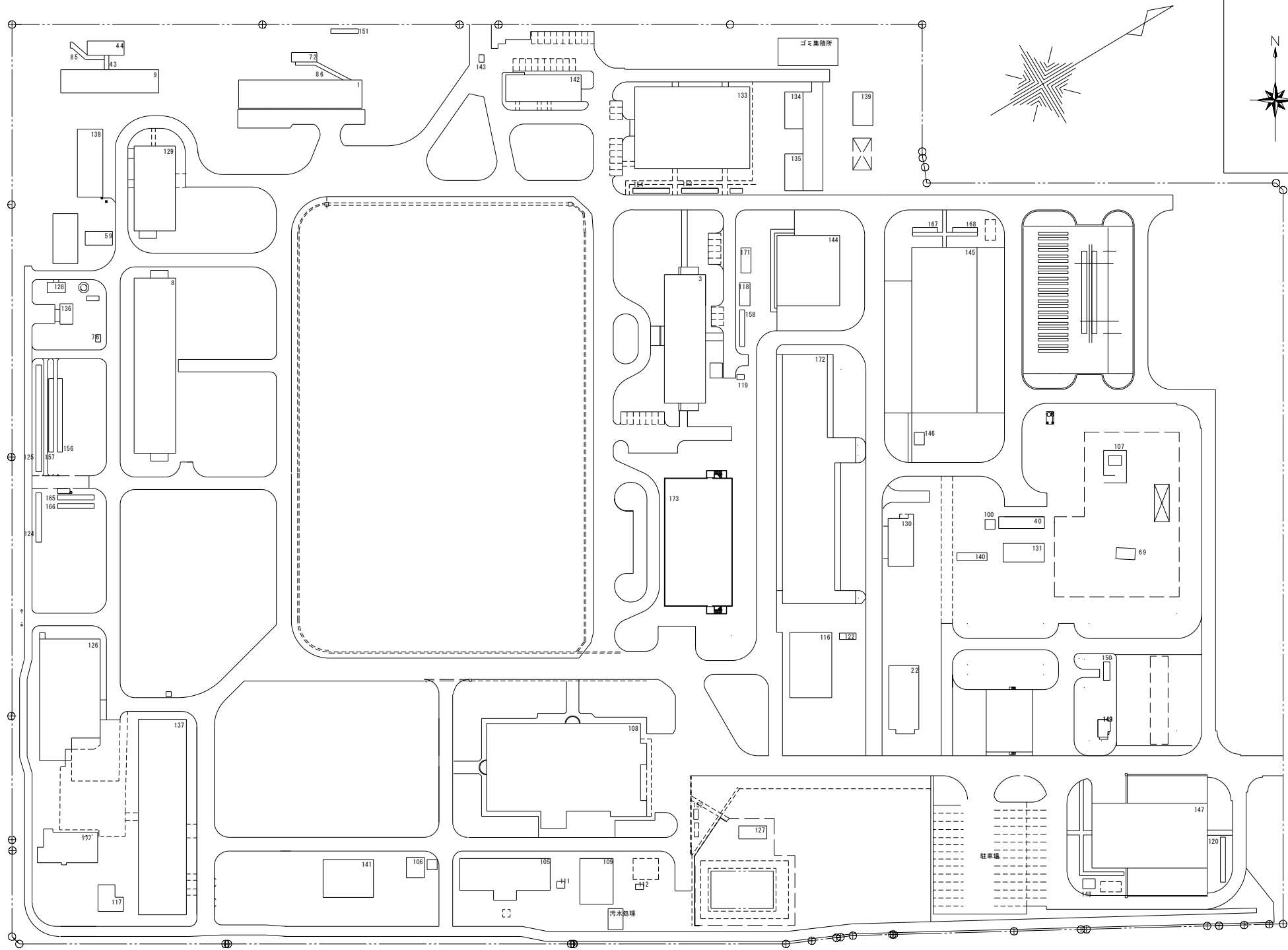
○印：製作図を提出し、監督官の承諾を受け、搬入後の検査に合格するものとする。

No.	記号	品 名	備 考
1		金属管	
2		同上付属品	
3		金属可とう電線管	
4		同上付属品	
5		合成樹脂可とう電線管	
6		同上付属品	
7	◎	硬質ビニル電線管	
8	○	同上付属品	
9		フロアダクト	
10		同上付属品	
11		埋設配管用の付属品	
12		露出配管用の付属品	
13		硬質塩化ビニル管	
14		ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT)	
15		波付硬質合成樹脂管(FEP)	
16	○	ポリエチレン被覆鋼管(PLP)	
17	◎	ケーブルラック	
18		プルボックス	
19		硬銅線	
20		軟銅線	
21		絶縁電線(EM-IE)	
22		OW電線	
23		DV電線	
24		PDC電線	
25		6KV高压ケーブル(EM-CE、CET)	
26		低圧ケーブル(EM-EE、EM-CE)	
27		警報用ケーブル(EM-AE)	
28		制御用ケーブル(EM-CEE)	
29		耐火ケーブル	
30		耐熱ケーブル (EM-HP)	
31		端末処理材・直線接続材・T分岐、Y分岐接続材	
32	◎	バスダクト	
33		スイッチ・コンセント・プラグ	
34		自動点滅器	
35		医用コンセント	JIS T 1021
36		医用接地端子	JIS T 1022
37	◎	照明器具	
38	○	住宅用分電盤	

39	◎	火災報知装置	関係法令適合証明書類
40	◎	自動閉鎖装置	関係法令適合証明書類
41	◎	非常警報装置	関係法令適合証明書類
42	◎	ガス漏れ警報装置	関係法令適合証明書類
43	◎	防爆構造機器	
44	◎	配電盤	
45	◎	耐熱型分電盤	
46	◎	消防用防災制御盤	
47	◎	制御盤	
48	◎	高圧配電盤	
49	○	架台	
50	◎	高圧交流遮断機	
51	◎	高圧限流ヒューズ	
52	◎	高圧交流負荷開閉器	
53	◎	電力用高低圧変圧器	
54	◎	高圧進相コンデンサー、高圧リアクトル	
55	◎	雷保護設備	支持管の風圧計算書
56	◎	高圧避雷器	
57	◎	低圧避雷器	
58		装柱材料	
59		碍子	
60		コンクリート柱	JIS A 5373 1種
61	◎	ハンドホール・マンホール蓋	
62	◎	ハンドホール・マンホール本体	
63	◎	航空灯火ケーブル	
64	◎	航空灯火用モールドランス	
65	●	航空灯火灯器	
66	◎	航空障害灯	
67	●	直流電源装置	
68	●	UPS	
69	●	発電機	
70			
71	◎	屋外通信ケーブル	
72	◎	塗覆装鋼管	
73	◎	硬質ビニル管	
74	◎	ブロックMH・HH	
75	◎	MH・HH鉄蓋	
76	◎	屋外線路材料	
77		コンクリート柱、鋼管柱	

78	◎	テレビ共同受信機器	
79	◎	拡声機器	
80	◎	防犯・入退室管理機器	
81	◎	端子箱等	
82	◎	情報表示機器	
83	◎	監視カメラ機器	
84	◎	誘導支援機器	
85	◎	装機材料・MDF・IDF	
86	◎	空中線材料	
87	◎	端子板・避雷器類	
88			
89			
90			

※ 特記がない限り、配電盤、制御盤及び高圧配電盤等の屋外耐塩仕様による亜鉛溶射は、(JIS8300)
Z s 8 0 以上、指定色焼付塗装（下塗 1 回、中塗 1 回、上塗 2 回）を外面・ドア内面に施す。



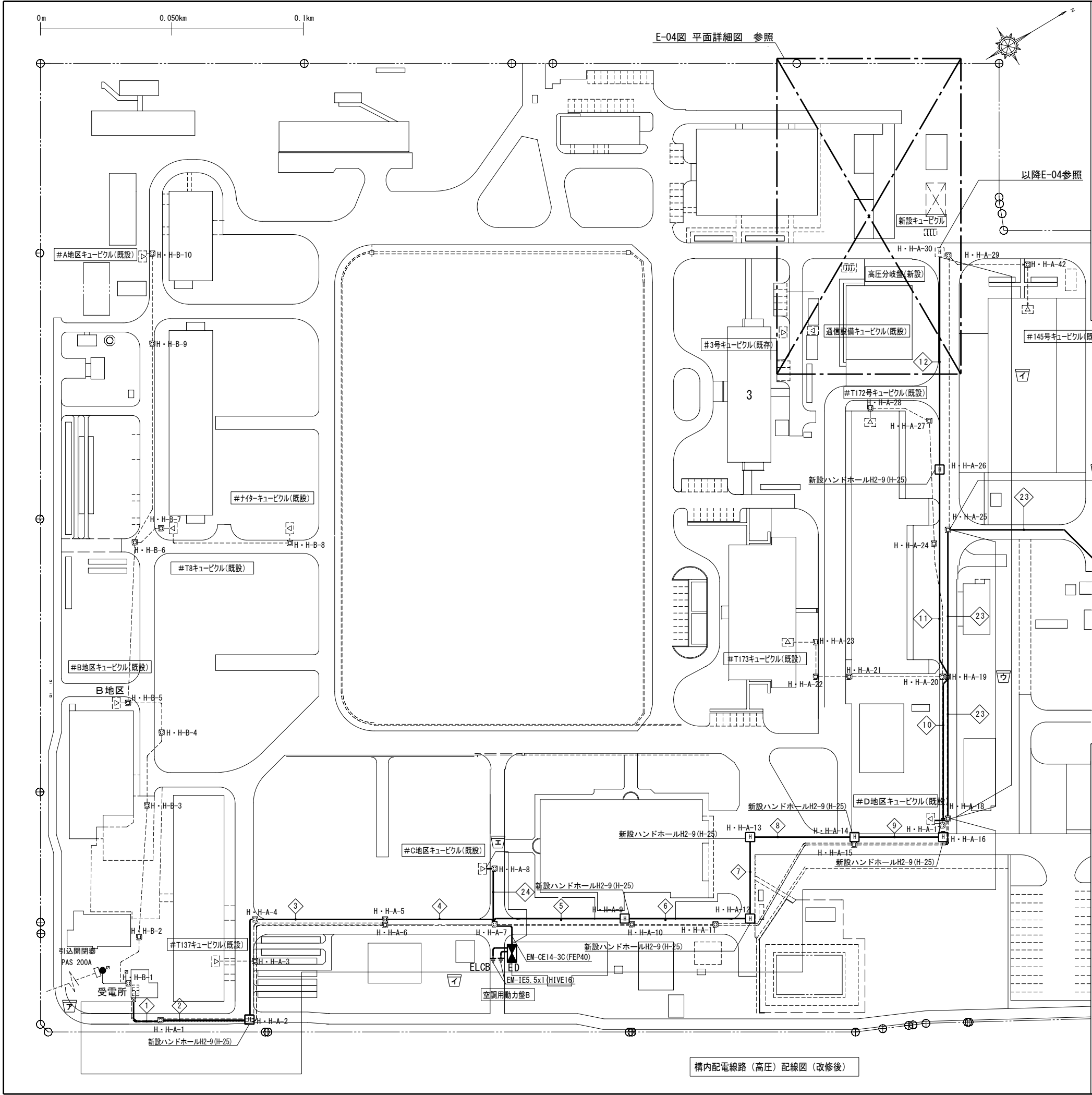
案内図

配置図 S=1/2000

E-01

工事関係者以外不許複製

工事 名称	大村（8）構内外線等整備工事	図面 番号	全業
			の内
受注者名	株式会社 濱谷設計	図面 名称	案内図・配置図
			縮尺 A3=1/2000
業務完了年月日	令和 7 年 1 1 月 2 8 日	陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科常務班	
		令和7年11月	



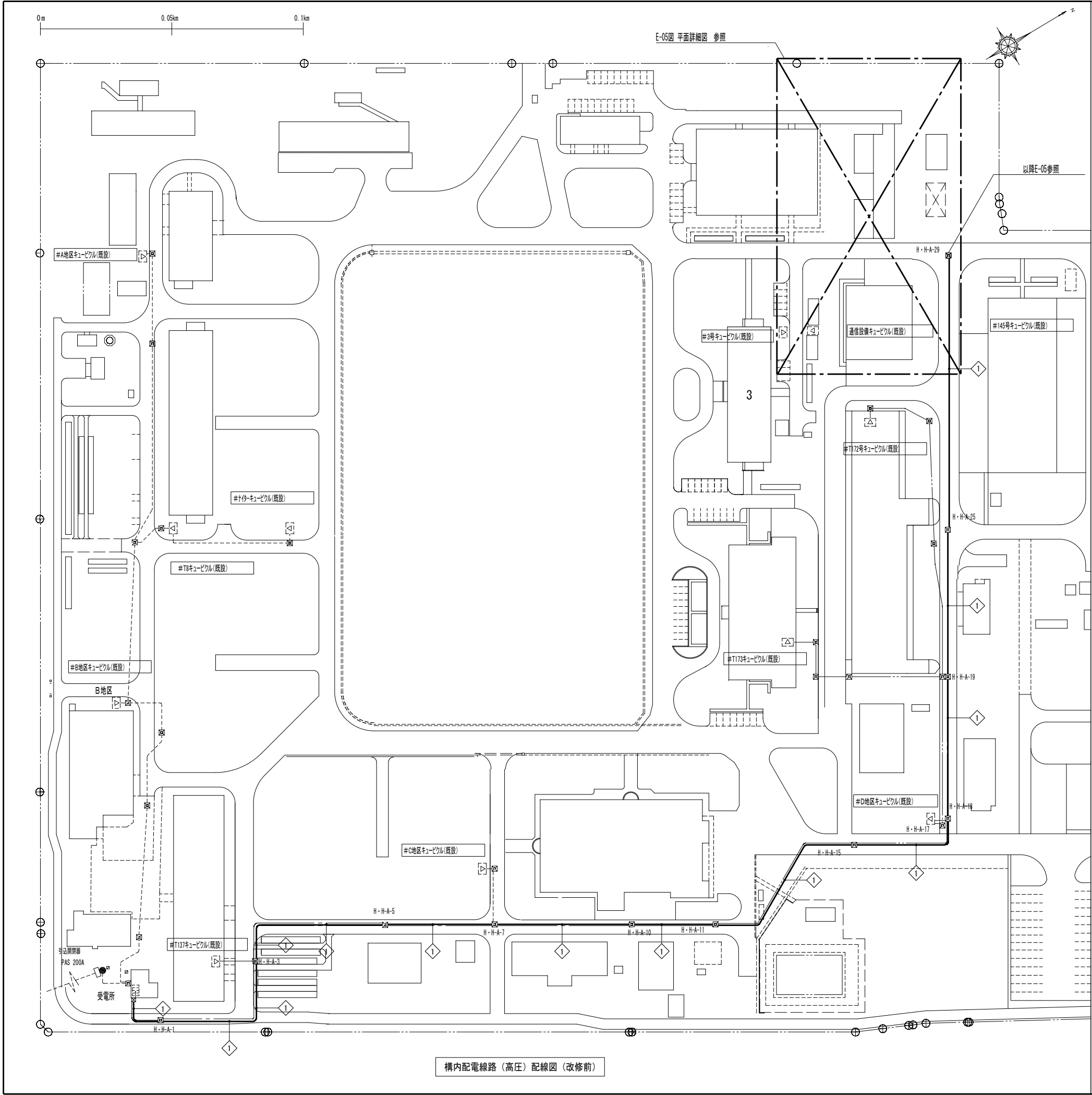
凡 例		
名 称	記 号	備 考
高圧分岐盤		
屋外キュービクル		
ハンドホール		
プルボックス		
動力盤		
地中埋設配管		

注記) 高圧ケーブルはEEタイプ (3層押出型) とすること。

1 ~ 12	高圧幹線	6kV EM-CET38 (EE)	(FEP80)	受電所～高圧分岐盤
	警報	EM-CPEE1.2-10P	(FEP40)	受電所～高圧分岐盤
	将来予備	—C—	(FEP40)	受電所～高圧分岐盤
	将来予備	—C—	(FEP40)	受電所～高圧分岐盤
	将来予備	—C—	(FEP80)	受電所～高圧分岐盤
23	動力幹線	EM-CET100	(FEP65)	#D地区キュービクル～空調用動力盤A
24	動力幹線	EM-CET14	(FEP40)	#C地区キュービクル～空調用動力盤B

ELCB
空調用動力盤A
EM-IE2.0x1 (HIVE16)

工事関係者以外不許複製			
工 事 名	大村 (8) 構内外線等整備工事	図 面 番 号	全 業 内
図 面 名	構内配電線路 (高圧) 配線図 (改修後)	縮 尺	
受注者名	株式会社 濱 谷 設 計	A3=1/1500	
業務完了年月日	令和 7 年 1 1 月 2 8 日	陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科電線班	令和7年11月



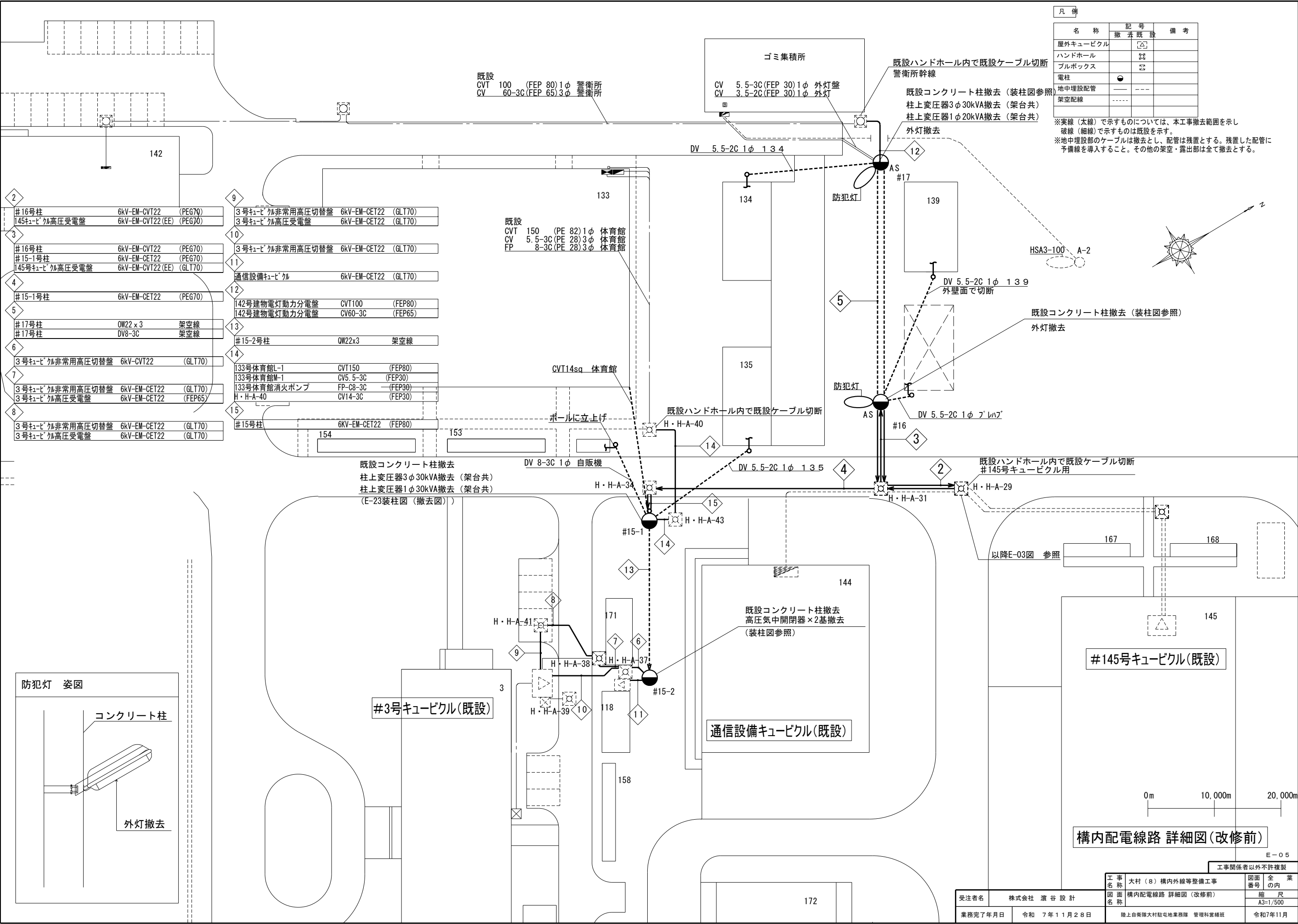
凡 例

名 称	記 号		備 考
	敷 法	既 設	
敷設ケーブル		△	
パンドナル		□	
プルボックス		○	
電柱		●	
地中埋設管	---	---	
架空配線	---	---	

※実線（太線）で示すものについては、本工事施工範囲を示し、破線（細線）で示すものは既設を示す。
※地中埋設部のケーブルは撤去とし、配管は残置とする。残置した配管に予備線を導入すること。
その他の架空・露出部は全て撤去とする。

1	高圧幹線	6KV EM-CET22	(PEG70)	#16構内柱～受電所
---	------	--------------	---------	------------

		工 事 名	大村（8）構内外線等整備工事	図面番号	全 業 の 内
受注者名	株式会社 濱 谷 設 計		図 面 名	構内配電線路（高圧）配線図（改修前）	縮 尺 A3=1/1500
業務完了年月日		令和 7 年 1 1 月 2 8 日		陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科常務班	
				令和7年11月	



凡 例			
名 称	記 号	撤 去	既 設
屋外キュービクル	△		
ハンドホール	□		
ブルボックス	□		
電柱	●		
地中埋設配管	—		---
架空配線	---		

※実線（太線）で示すものについては、本工事撤去範囲を示し
破線（細線）で示すものは既設を示す。
※地中埋設部のケーブルは撤去とし、配管は残置とする。残置した配管に
予備線を導入すること。その他の架空・露出部は全て撤去とする。

既設
CVT 100 (FEP 80) 1φ 警衛所
CV 60-3C(FEP 65) 3φ 警衛所

CV 5.5-3C(FEP 30) 1φ 外灯盤
CV 3.5-2C(FEP 30) 1φ 外灯

既設ハンドホール内で既設ケーブル切断
警衛所幹線
既設コンクリート柱撤去（装柱図参照）
柱上変圧器3φ30kVA撤去（架台共）
柱上変圧器1φ20kVA撤去（架台共）
外灯撤去

既設
CVT 150 (PE 82) 1φ 体育館
CV 5.5-3C(PE 28) 3φ 体育館
FP 8-3C(PE 28) 3φ 体育館

HSA3-100 A-2

DV 5.5-2C 1φ 1 3 9
外壁面で切断

既設コンクリート柱撤去（装柱図参照）
外灯撤去

既設ハンドホール内で既設ケーブル切断
#145号キュービクル用

既設コンクリート柱撤去
柱上変圧器3φ30kVA撤去（架台共）
柱上変圧器1φ30kVA撤去（架台共）
（E-23装柱図（撤去図））

既設ハンドホール内で既設ケーブル切断

DV 5.5-2C 1φ 1 3 5

既設コンクリート柱撤去
高圧気中開閉器×2基撤去
（装柱図参照）

通信設備キュービクル(既設)

#3号キュービクル(既設)

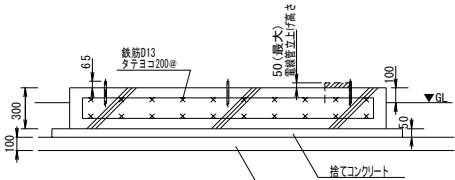
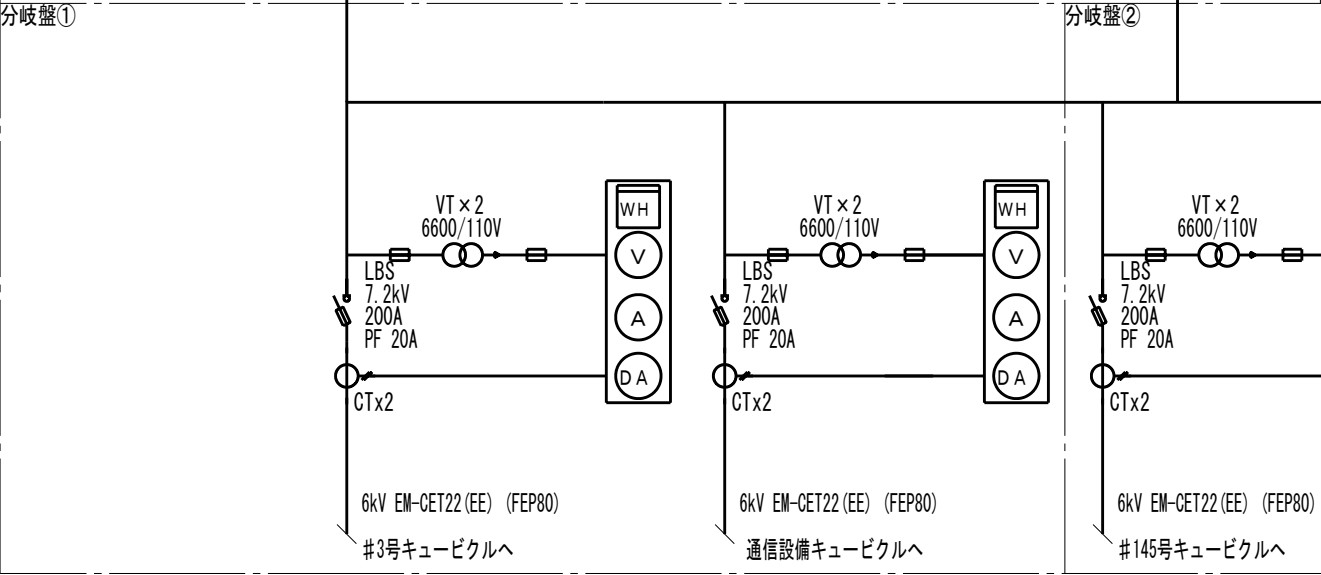
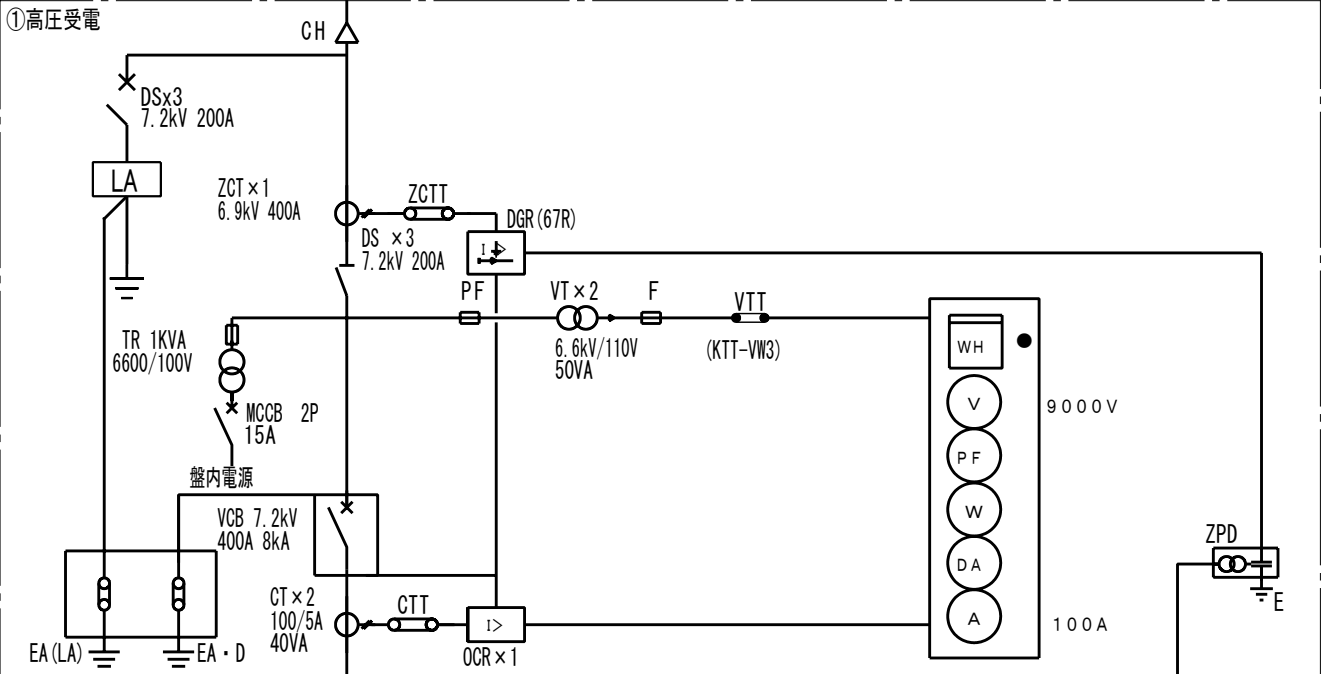
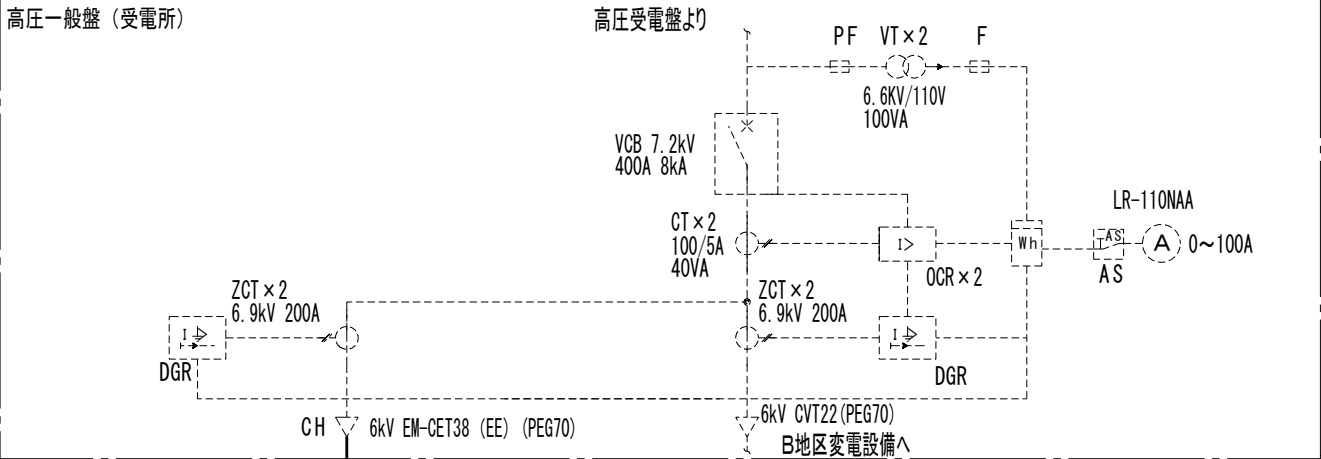
#145号キュービクル(既設)

特記事項

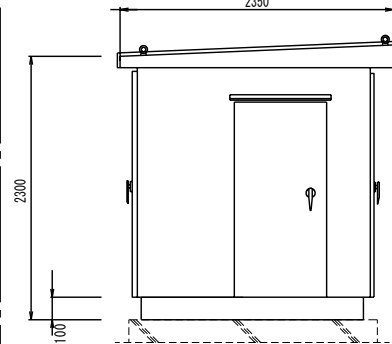
適用規格	JIS-C-4620 高圧受電設備指針に基づき製作、施工する。
構造・材料	SUS製、指定色塗装仕上げ。(屋外型 耐塩仕様)
	外面に取り付ける開口部は、虫・動物が侵入しないようにする。
	扉を開いた状態で高圧充電部に容易に触れる恐れがある場合は、アクリル板等で保護する。
	底板付とし、扉はストッパーを取り付ける。
防錆対策	使用するボルト・ナット類は、全てSUS製とする。
防振対策	受変器類は、耐震ストッパー・防振ゴム(耐荷重)を設置する。
防震対策	変圧器と低圧母線の接続には可とう導体にて接続する。
換気装置	キュービクル内部の最高温度は、40℃以下とし適切な強制換気装置(サモSW/手動 切替)を設置する。
照明/コンセント	各扉の内側にはLED照明を設置する (177SW/手動 切替)。
	各開閉器盤には、点検用コンセント(接地端子付)を設けること。
予備品・付属品	断路器操作棒・・・長短各1本(6KV)
	予備ヒューズは20%とする(電力用、制御回路用)。表示用ランプ 共。付属品箱に収容すること。
故障表示	故障表示は各配電盤面にランプ表示する。
出力端子	外部出力端子は各配電盤毎に設置する。
受電機器	受電用遮断器の遮断容量及び引込ケーブルサイズは推定値であるため、施工にあたっては電力会社と協議の上決定すること。
図記号(凡例)	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)による。

機器凡例

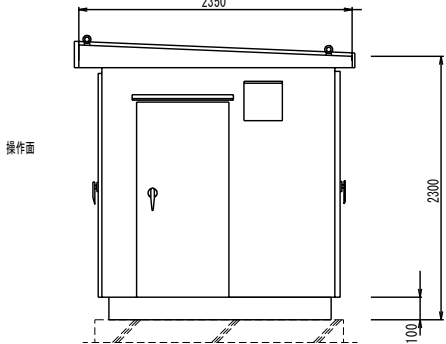
CH	ケーブルヘッド
DS	断路器
VT	計器用変圧器
CT	計器用変流器
F	ヒューズ
PF	高圧限流ヒューズ
VCB	高圧真空遮断器
LBS	高圧交流負荷開閉器 限流ヒューズ・ストライカ引外・絶縁バリア・前面保護カバー付
TR	油入変圧器 ダイヤル温度計・防振ゴム付
ZCT	零相変流器
LA	避雷器
I>	過電流継電器 (OCR)
I>>	地絡方向継電器 (DGR) SOG制御装置(方向性)
PF	力率計
W	電力計
V	電圧計
A	電流計
DA	電流計(デマンドメーター)
OS	力率計
VS	電圧計切換スイッチ VS
AS	電流計切換スイッチ AS
LGR	低圧地絡継電器
⏏	接地 種別は図示による
EB	電力量計 電子式発信装置付
⏏	電力用コンデンサ
⊙	発電機



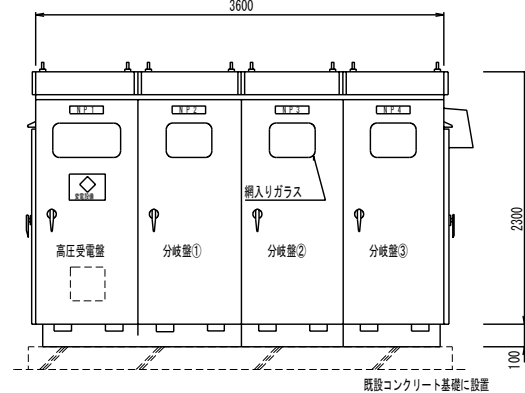
新設基礎 参考図



高圧分岐盤 北側面図



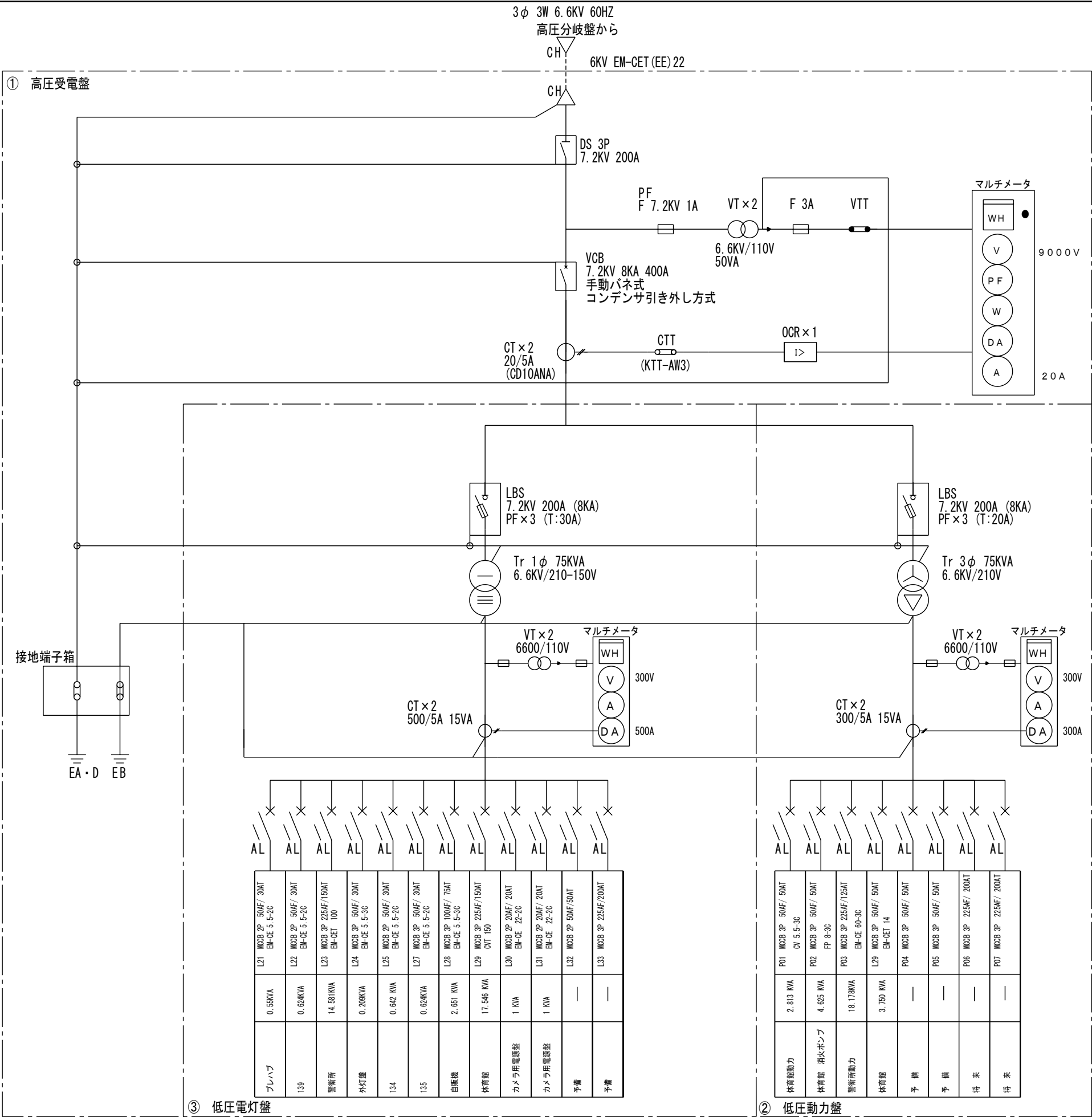
高圧分岐盤 南側面図



高圧分岐盤 正面図

高圧分岐盤 単線結線図(新設)

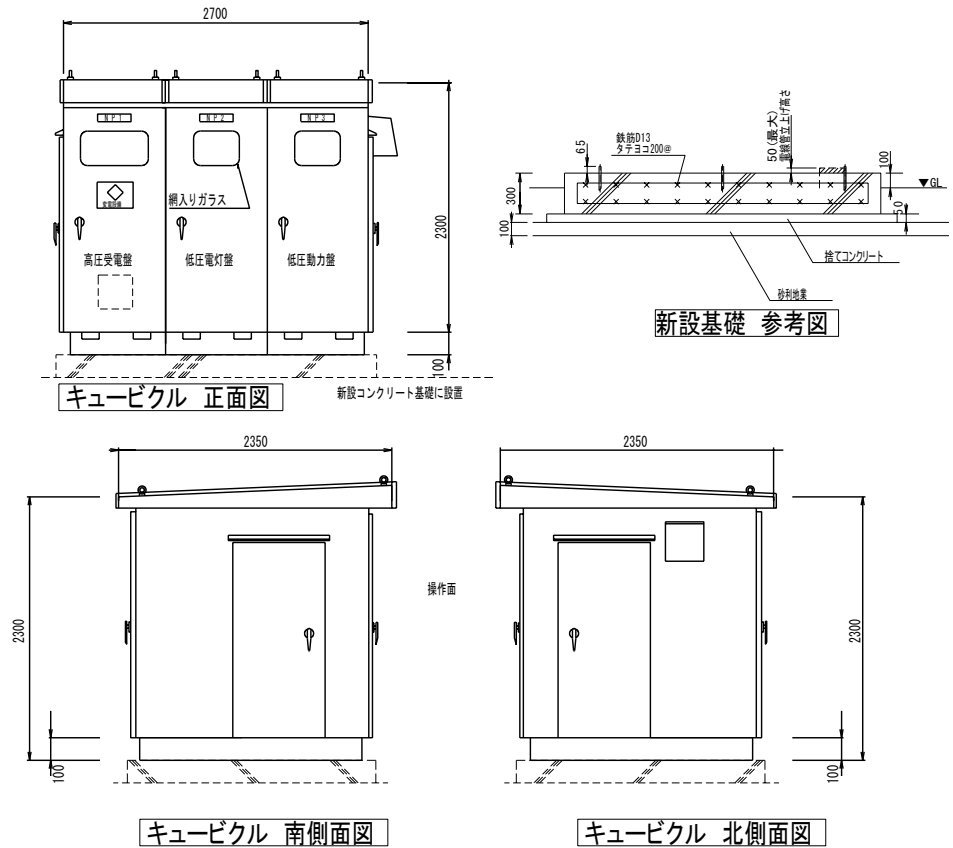
工事関係者以外不許複製			
工事名	大村(8)構内外線等整備工事	図面番号	全業
図面名称	高圧分岐盤 単線結線図(新設)	縮尺	縮尺
業務完了年月日	令和 7 年 1 1 月 2 8 日	陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科電機班	令和7年11月



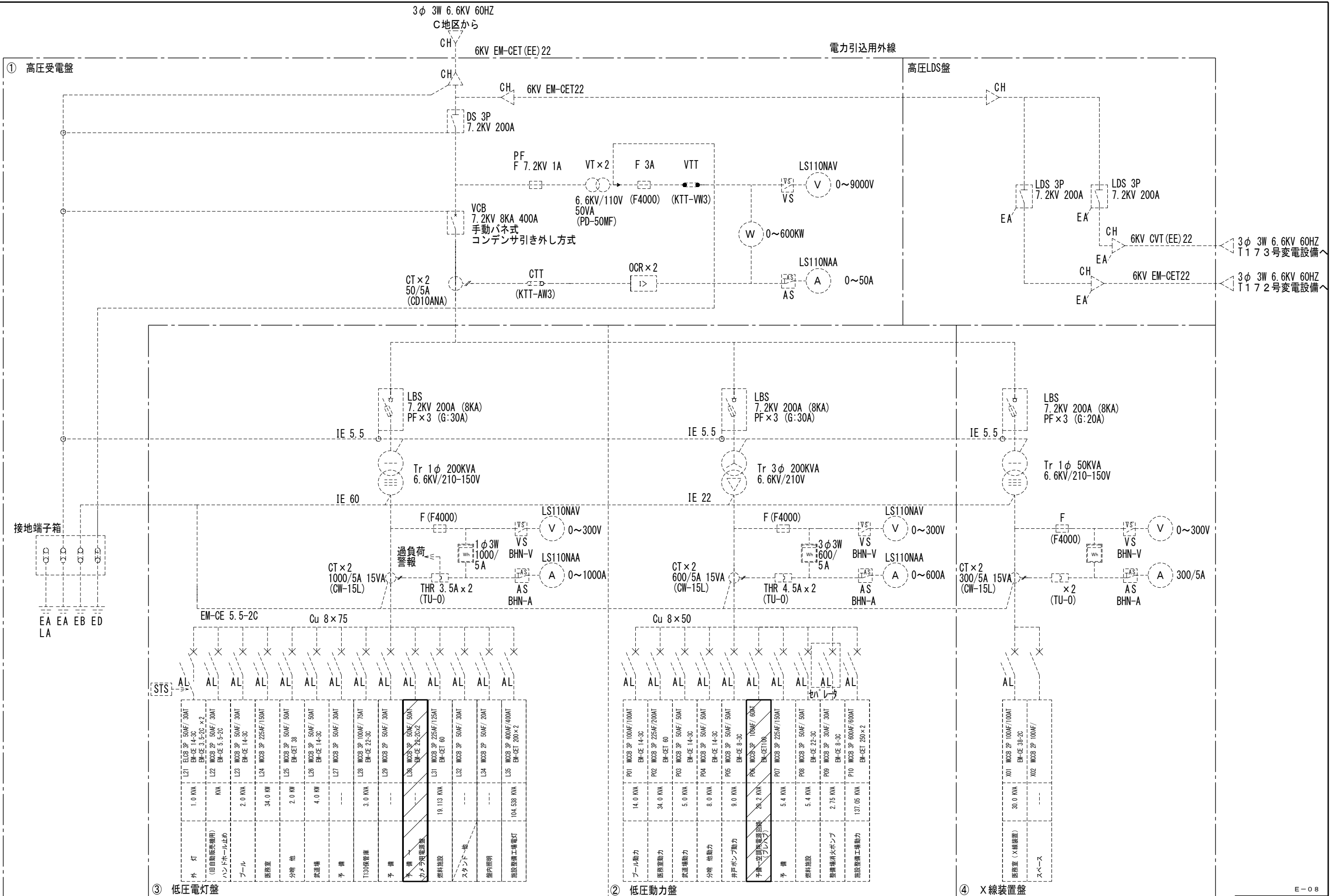
新設キュービクル 単線結線図(新設)

特記事項	
適用規格	JIS-C-4620 高圧受電設備指針に基づき製作、施工する。
構造・材料	SUS製、指定色塗装仕上げ。(屋外型 耐塩仕様)
	外面に取り付ける開口部は、虫・動物が侵入しないようにする。
	扉を開いた状態で高圧充電部に容易に触れる恐れがある場合は、7mm板等で保護する。
	底板付とし、扉はストッパーを取り付ける。
防錆対策	使用するボルト・ナット類は、全てSUS製とする。
防振対策	受変器類は、耐震ストッパー・防振ゴム(耐荷重)を設置する。
防震対策	変圧器と低圧母線の接続には可とう導体にて接続する。
換気装置	キュービクル内部の最高温度は、40℃以下とし適切な強制換気装置(サーモSW/手動 切替)を設置する。
照明・コンセント	各扉の内側にはLED照明を設置する(サーモSW/手動 切替)。
	各開閉器盤には、点検用コンセント(接地端子付)を設けること。
予備品・付属品	断路器操作棒・・・長短各1本(6KV)
	予備ヒューズは20%とする(電力用、制御回路用)。表示用7mm 共。付属品箱に収容すること。
故障表示	故障表示は各配電盤面にランプ表示する。
出力端子	外部出力端子は各配電盤毎に設置する。
受電機器	受電用遮断器の遮断容量及び引込ケーブルサイズは推定値であるため、施工にあたっては電力会社と協議の上決定すること。
図記号(凡例)	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)による。

機器凡例			
CH	ケーブルヘッド	(PF)	力率計
DS	断路器	(W)	電力計
VT	計器用変圧器	(V)	電圧計
CT	計器用変流器	(A)	電流計
F	ヒューズ	(DA)	電流計(デマンドメーター)
PF	高圧限流ヒューズ	(COS)	力率計
VCB	高圧真空遮断器	(VS)	電圧計切換スイッチ
LBS	高圧交流負荷開閉器 限流ヒューズ・ストライカ引外・絶縁バリヤ・前面保護カバー付	(AS)	電流計切換スイッチ
TR	油入変圧器 ダイヤル温度計・防振ゴム付	(LGR)	低圧地絡継電器
ZCT	零相変流器	(接地)	接地
(I>)	過電流継電器 (OCR)		種別は図示による
(I+>)	地絡方向継電器 (DGR) SOG制御装置(方向性)		

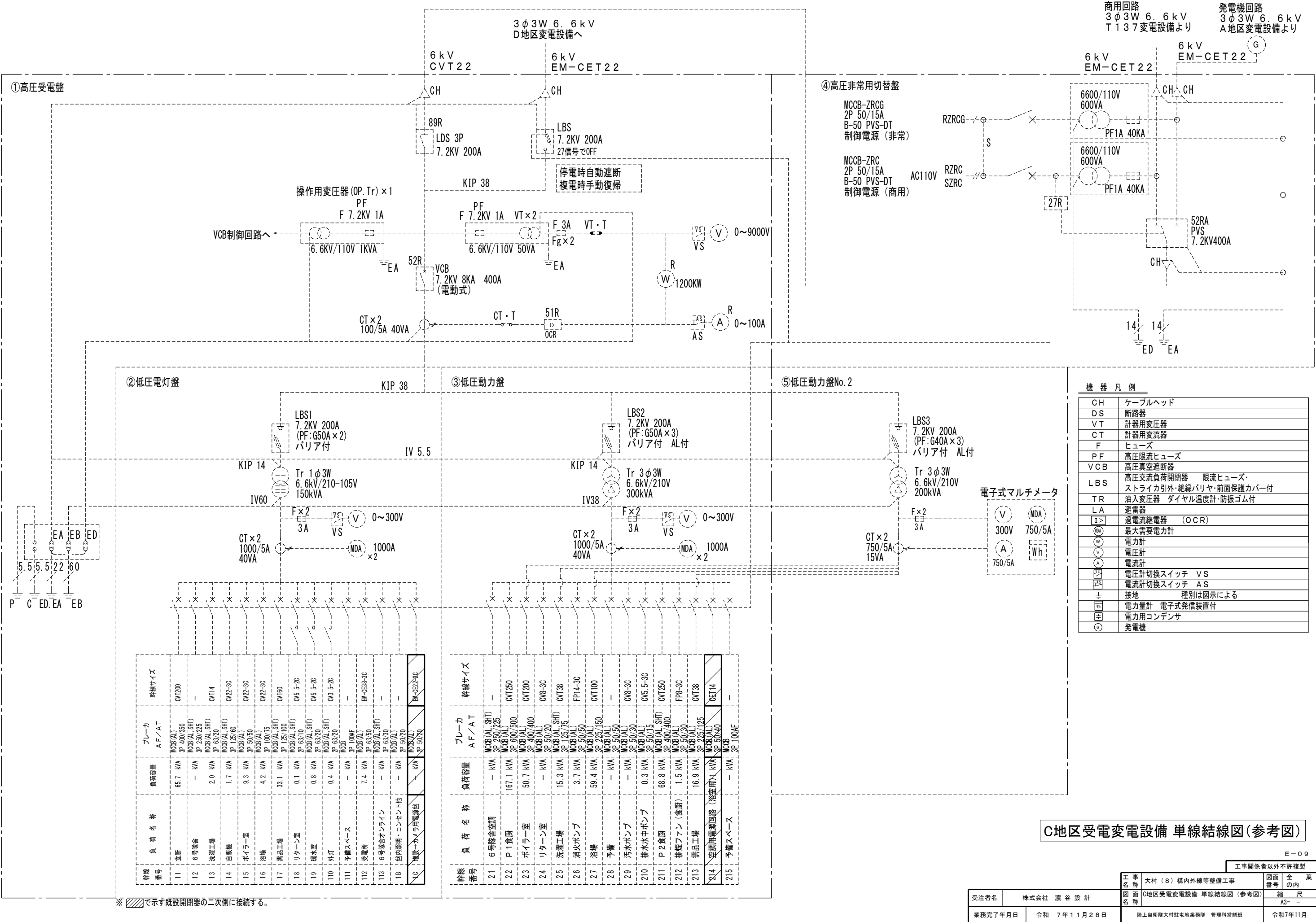


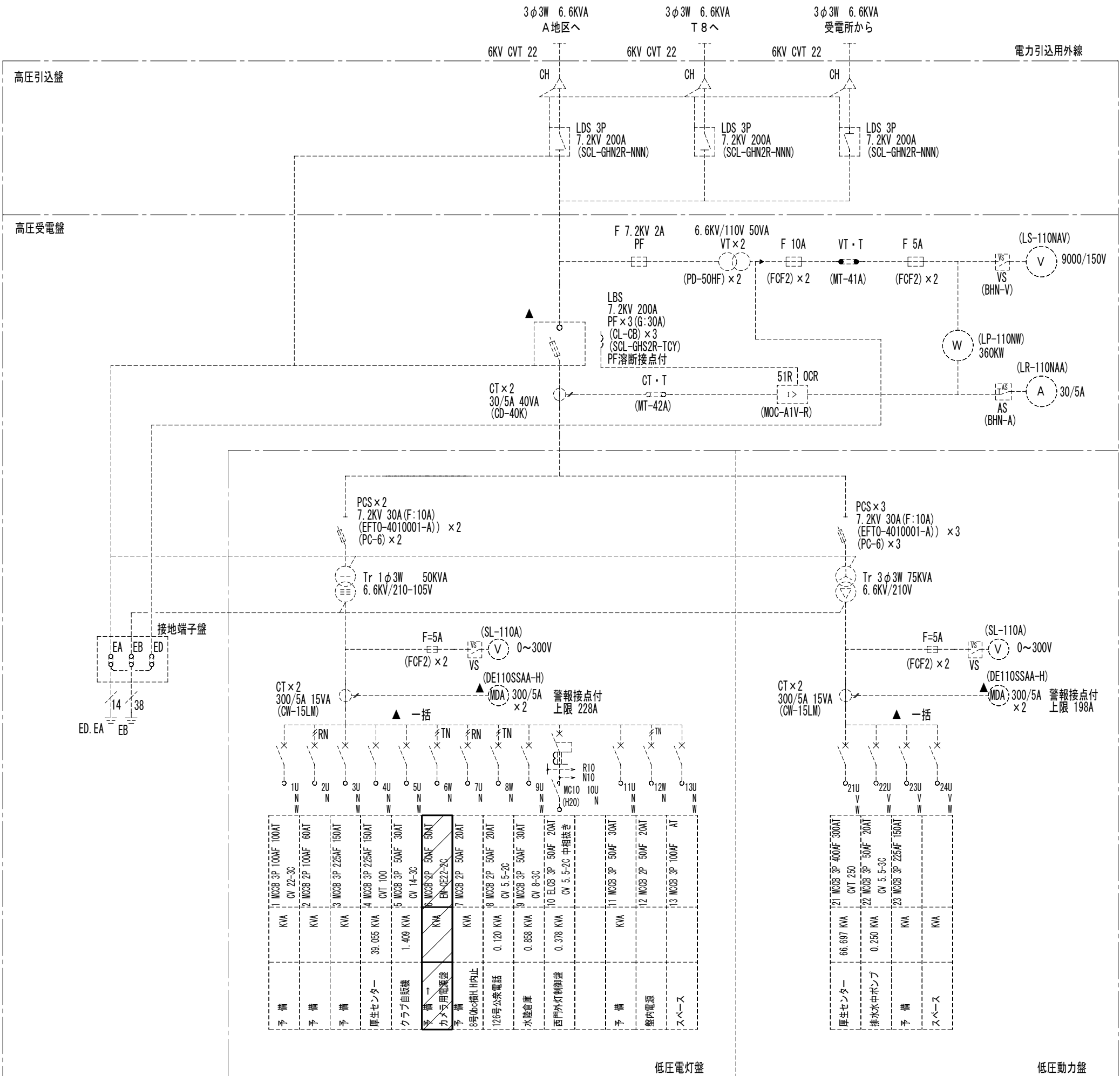
工事関係者以外不許複製			
工事名称	大村(8)構内外線等整備工事	図面番号	全業の内
図面名称	新設キュービクル 単線結線図(新設)	縮尺	A3=
受注者名	株式会社 濱谷設計	業務完了年月日	令和 7年11月28日
業務完了年月日	令和 7年11月28日	陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科常務班	令和7年11月



D地区受電変電設備 単線結線図(参考図)

受注者名		株式会社 濱 谷 設 計		図面番号		全 業 の 内	
業務完了年月日		令和 7 年 1 1 月 2 8 日		図 面 名		D地区受電変電設備 単線結線図 (参考図)	
						縮 尺 A3= -	
						陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科電機班	
						令和7年11月	





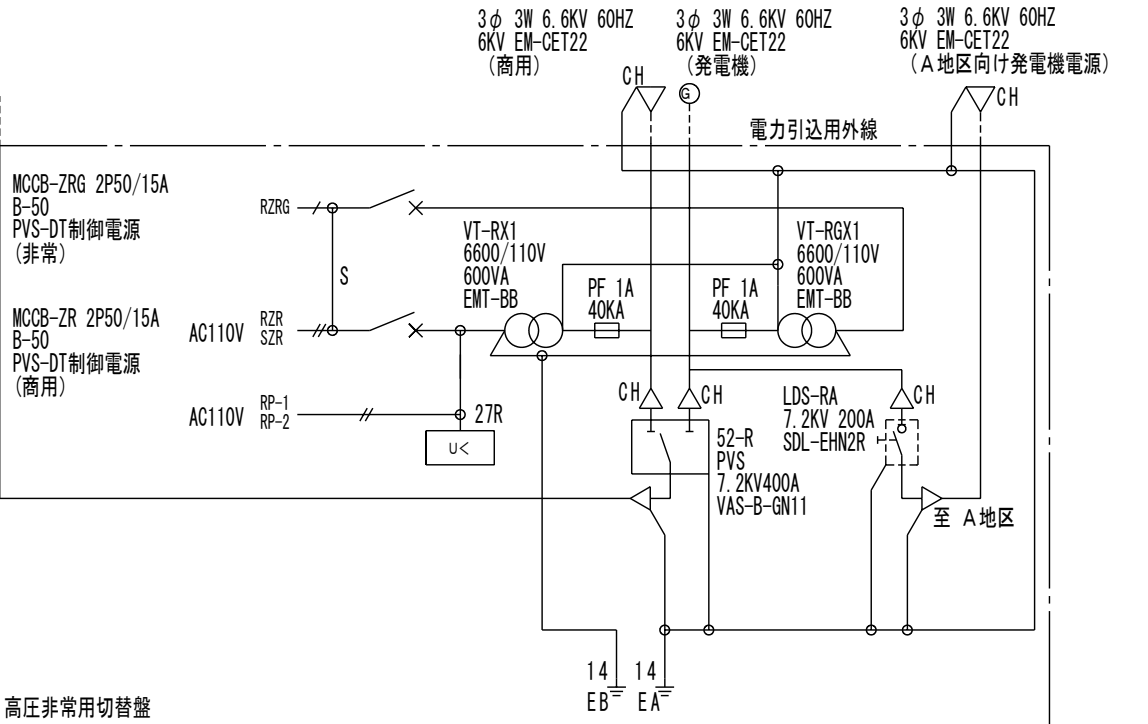
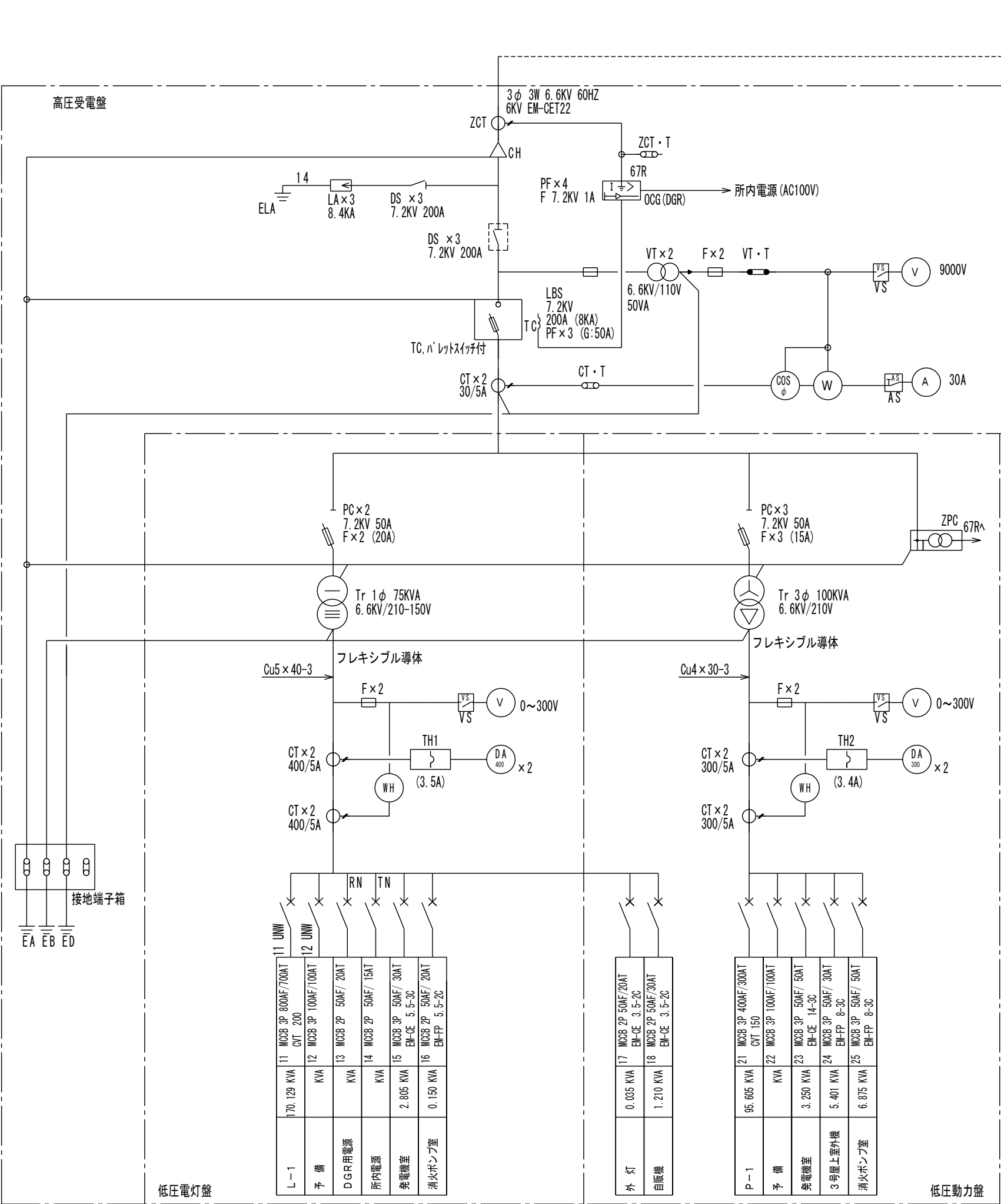
中央監視項目
▲印 故障又は警報表示
MCCB、ELCBは、全てAL付

機 器 凡 例	
CH	ケーブルヘッド
DS	断路器
VT	計器用変圧器
VT T	試験用電圧端子
CT	計器用変流器
CT T	試験用電流端子
F	ヒューズ
P F	高圧限流ヒューズ
L B S	高圧交流負荷開閉器 限流ヒューズ・ストライカ引外・絶縁バリヤ・前面保護カバー付
T R	油入変圧器 ダイヤル温度計・防振ゴム付
L A	避雷器
I>	過電流継電器 (OCR)
W	電力計
V	電圧計
A	電流計
MA	最大需要電流計 (警報接点付)
VS	電圧計切換スイッチ
AS	電流計切換スイッチ
±	接地 種別は図示による
W	電力量計 電子式発信装置付
±	電力用コンデンサ
○	発電機

※ 斜線表示既設開閉器の二次側に接続する。

B地区受電変電設備 単線結線図(参考図)

			工事関係者以外不許複製	
		工 事 名	大村（8）構内外線等整備工事	
		図 面 名	B地区受電変電設備 単線結線図（参考図）	
受注者名	株式会社 濱 谷 設 計		全 業 内 容	縮 尺
			A3= -	
業務完了年月日	令和 7 年 1 1 月 2 8 日		陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科営繕班	
			令和7年11月	

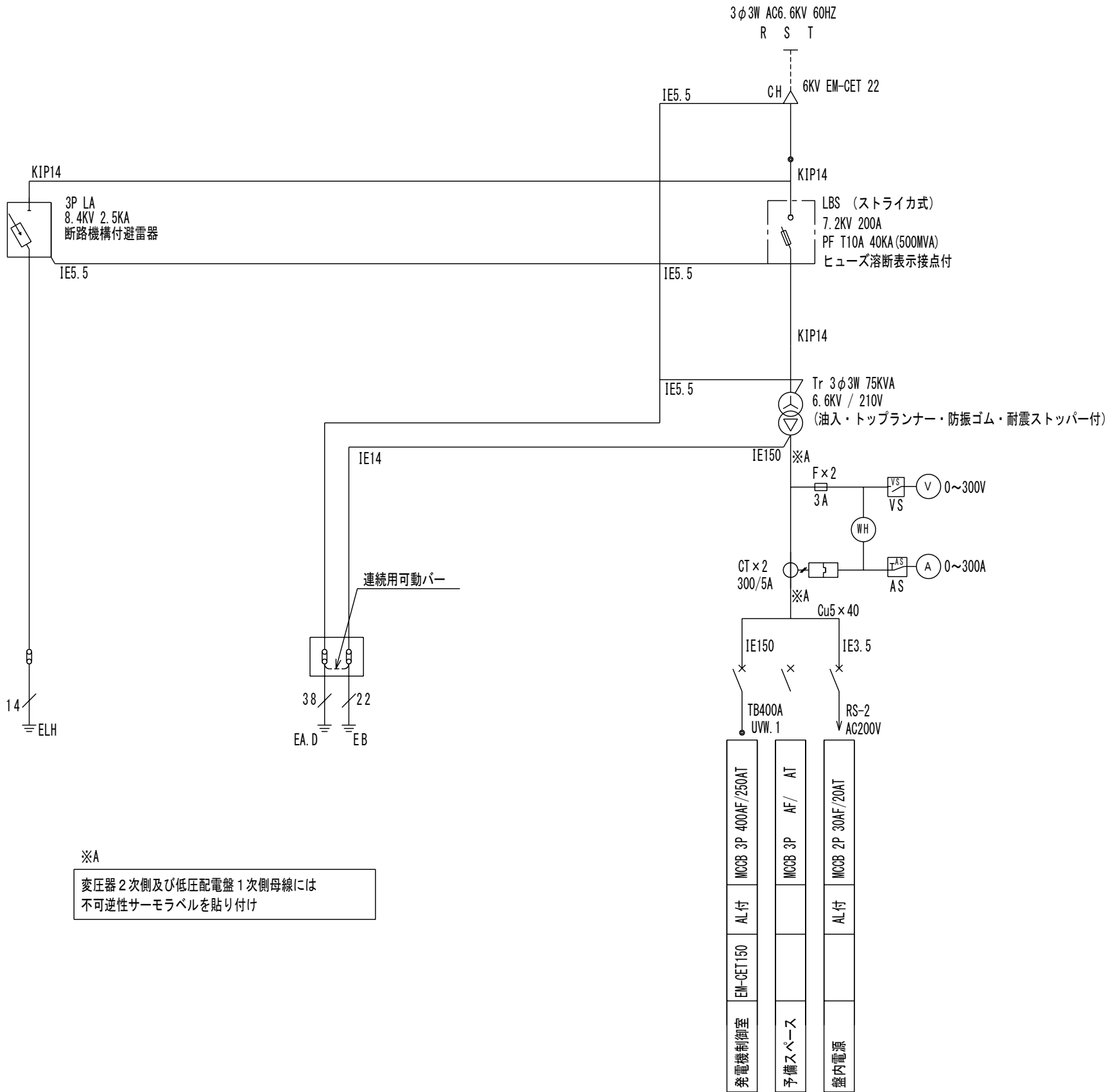


項目	部品	容量等の明細	メーカー
(高圧受電盤)			
1	ZCT	200A	M64 光商工
2	ZCCT	2Pプラグ KTP-Y 付	KTT-VS2B 不二
3	ZPC	AC 6600V 250PF×3+0.15μF	LDG-73 光商工
4	67R	AC100V	ZPC-9B 光商工
5	DS	7.2KV 200A 主開閉器	V3-2 富士
6	LA	8.4KV 2500A	GL-B6C 音羽
7	DS	7.2KV 200A 避雷器用	V3-2 富士
8	V	VT 6.6KV / 110V (0~9000V)	LS-110NAV 三菱
9	VT	6.6KV / 110V 50VA	PD-50HF 三菱
10	VIT	プラグ付	KTT-VS3B 不二
11	VS		BHN-V 正興
12	LBS	絶縁バリヤ XL-B011	三菱
13	LBS	7.2KV 200A PF×3 G:50 40KA (TC付 バレットスイッチ付)	SCT-EHS1R 三菱
14	F	7.2KV G:50A 40KA (LBS用)	SL-LB 三菱
15	A	CT 30/5A (0~30A)	LS-110NAA 三菱
16	CT	30/5A 40VA	CD-40ENA 三菱
17	CTT	プラグ付	KTT-AW3B 不二
18	cosφ	0.5 ~ 1 ~ 0.5 赤指針付	LP-110NPFU 三菱
19	W	360KW VT:6600/110V CT:30/5A	LP-110NW 三菱
20	AS		BHN-A 正興
21	PC	7.2KV 50A F:15A ×2 (高圧電灯盤)	HPC-50 不二
22	Tr	1φ3W 6.6KV/105・210V 75KVA	HCR-S6 東芝
23	PC	7.2KV 50A F:10A ×3 (高圧動力盤)	HPC-50 不二
24	Tr	3φ3W 6.6KV/210V 75KVA	HCTR-S6 東芝
(低圧動力盤)			
25	V	0~300V	LS-110NAV 三菱
26	VS		BHN-V 正興
27	DA	ダイヤモンドメーター 300/5A	DE110SSAAH 三菱
28	CT	300/5A 15VA デュアルメーター用	CW-15LM 三菱
29	Wh	3φ3W 200V 300/5A ×10	M2LHM-V 三菱
30	CT	300/5A 15VA 積算電力量計用	CW-15LM 三菱
31	フルキ	公称電流 900A Tr 1φ3W 75KVA	NB-900 井上
32	Th	3.5A (2.8 ~ 4.2 可変式)	TU-0 富士
(低圧電灯盤)			
33	V	0~300V	LS-110NAV 三菱
34	VS		BHN-V 正興
35	DA	ダイヤモンドメーター 400/5A	DE110SSAAH 三菱
36	CT	400/5A 15VA デュアルメーター用	CW-15LM 三菱
37	Wh	3φ3W 200V 300/5A ×10	M2LHM-V 三菱
38	CT	400/5A 15VA デュアルメーター用	CW-15LM 三菱
39	フルキ	公称電流 900A Tr 1φ3W 75KVA	NB-900 井上
40	Th	3.5A (2.8 ~ 4.2 可変式)	TU-0 富士
(非常用高圧切替盤)			
41	VT	6600/110V 600VA PF40KA ×2	EMT-BB 三菱
42	PVS	7.2KV 400A	VAS-B-GN11 戸上
43	UVR	AC110 4VA	QH-UV1 富士
44	LDS	7.2KV 200A	SCL-EHN2R 三菱

項目	機器凡例
CH	ケーブルヘッド
DS	断路器
VT	計器用変圧器
VTT	試験用電圧端子
CT	計器用変流器
CTT	試験用電流端子
F	ヒューズ
PF	高圧限流ヒューズ
LBS	高圧交流負荷開閉器 限流ヒューズ・ストライカ引外・絶縁バリヤ・前面保護カバー付
TR	油入変圧器 ダイヤル温度計・防振ゴム付
LA	避雷器
TC	引き外しコイル
	過負荷継電器 (OLR)
	地絡方向継電器 (DGR)
	零相蓄電器 (ZPC)
	不足電圧継電器 (UVR)
	電力計
	電圧計
	電流計
	電圧計切換スイッチ VS
	電流計切換スイッチ AS
	接地 種別は図示による
	発電機

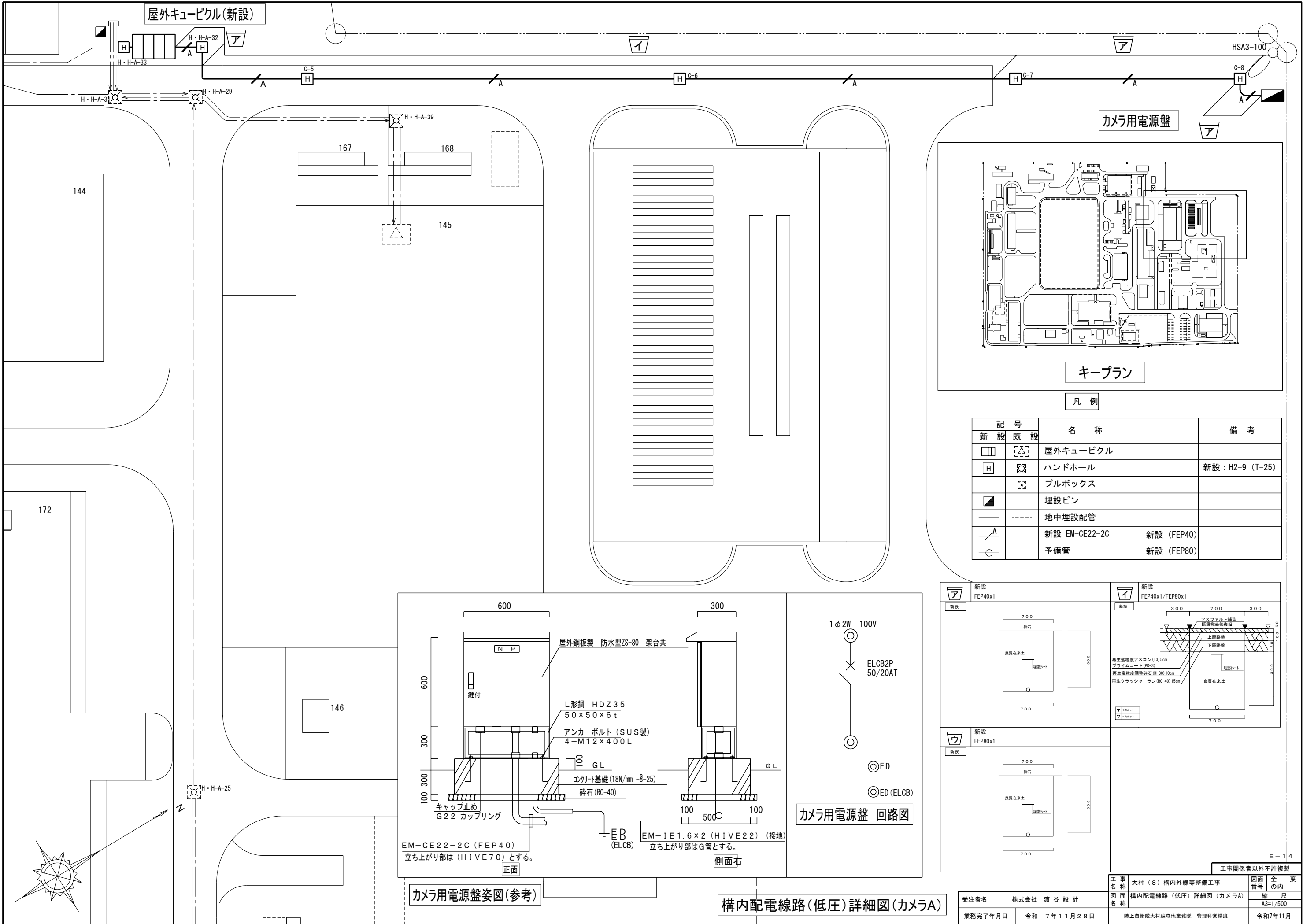
T3受変電設備 線結線図(参考図)

機 器 凡 例	
CH	ケーブルヘッド
VT	計器用変圧器
CT	計器用変流器
F	ヒューズ
LBS	高圧交流負荷開閉器 限流ヒューズ・ ストライカ引外・絶縁バリヤ・前面保護カバー付
TR	油入変圧器 ダイヤル温度計・防振ゴム付
LA	避雷器
Ⓜ	電力計
Ⓥ	電圧計
Ⓐ	電流計
Ⓥ ^{AS}	電圧計切換スイッチ VS
Ⓐ ^{AS}	電流計切換スイッチ AS
Ⓢ	熱動過電流継電器
Ⓢ	接地 種別は図示による

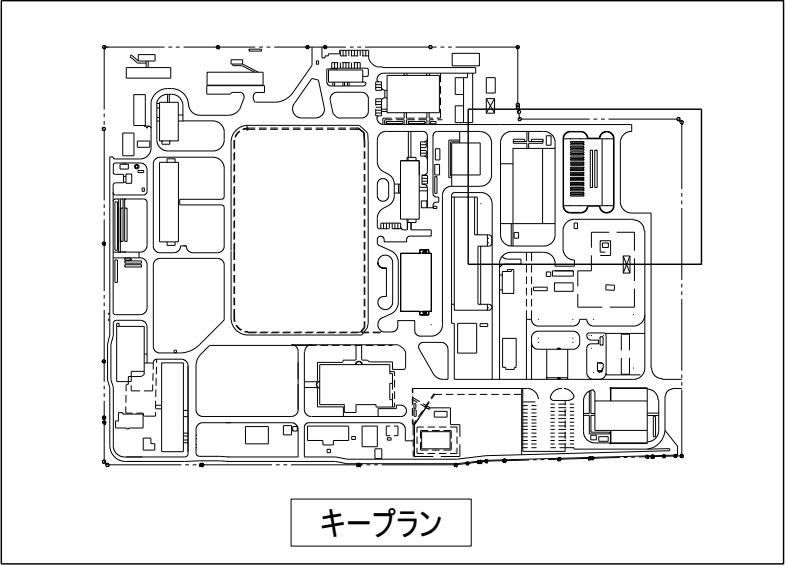


通信設備受変電設備 線結線図(参考図)

				工事関係者以外不許複製		
		工 事 名	大村（8）構内外線等整備工事		図面番号	業 内 の
		図 面 名	通信設備受変電設備 線結線図(参考図)		縮 尺	
受注者名		株式会社 濱 谷 設 計		A3=		-
業務完了年月日		令和 7 年 1 1 月 2 8 日		陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科常務班		令和7年11月

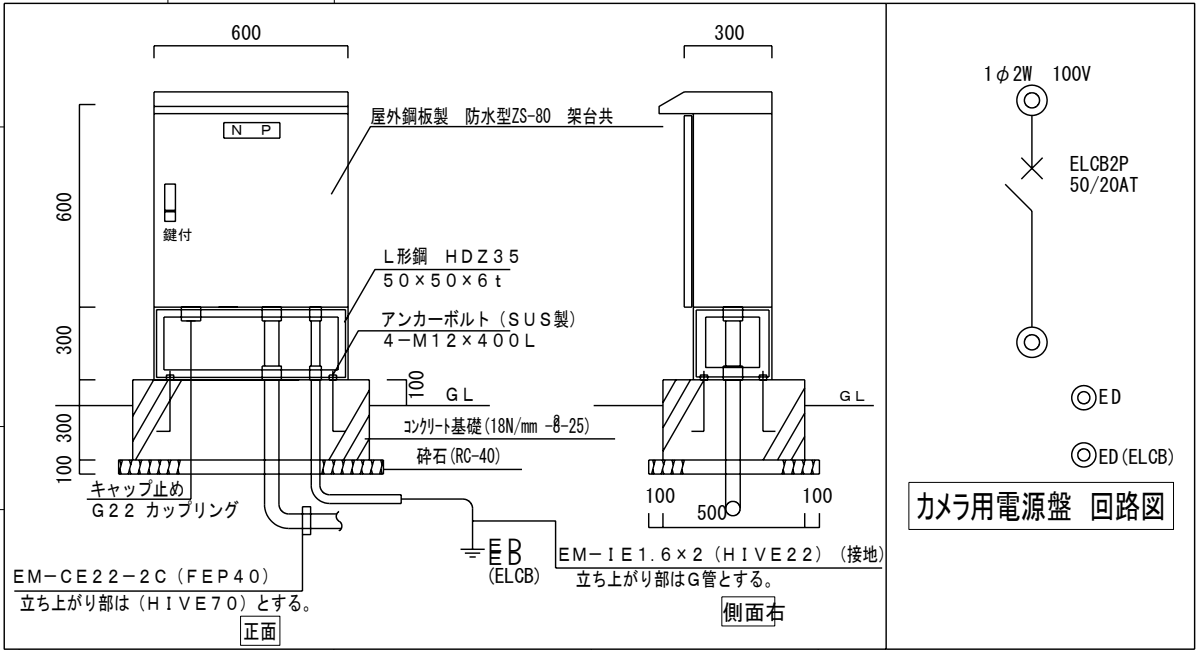


カメラ用電源盤



凡 例

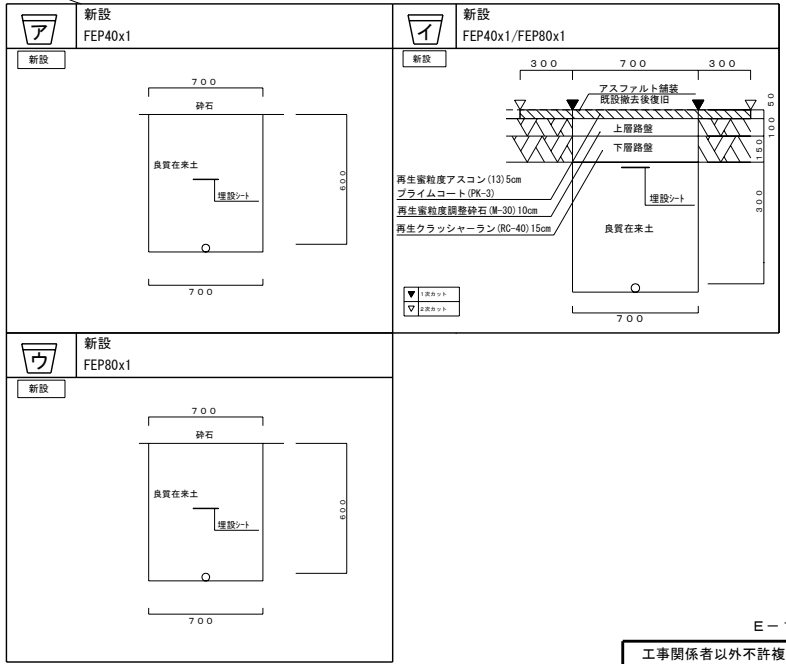
記 号		名 称	備 考
新 設	既 設		
		屋外キュービクル	
		ハンドホール	新設 : H2-9 (T-25)
		ブルボックス	
		埋設ピン	
		地中埋設配管	
		新設 EM-CE22-2C	新設 (FEP40)
		予備管	新設 (FEP80)



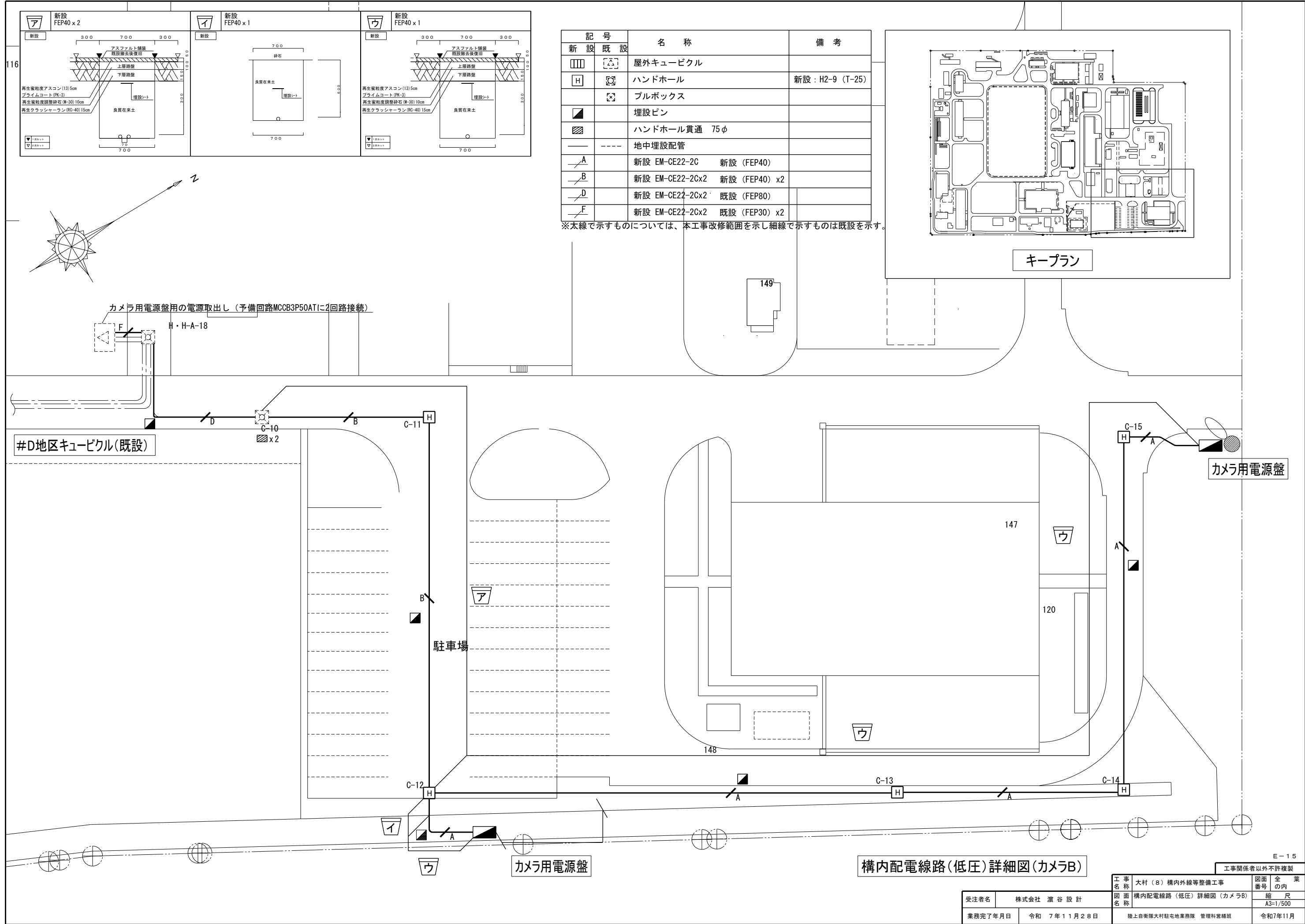
カメラ用電源盤姿図(参考)

カメラ用電源盤 回路図

構内配電線路(低圧)詳細図(カメラA)

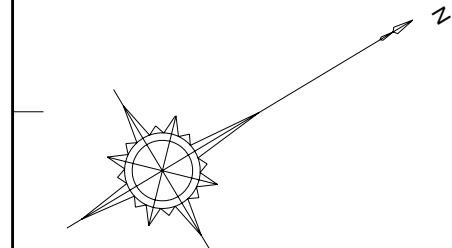
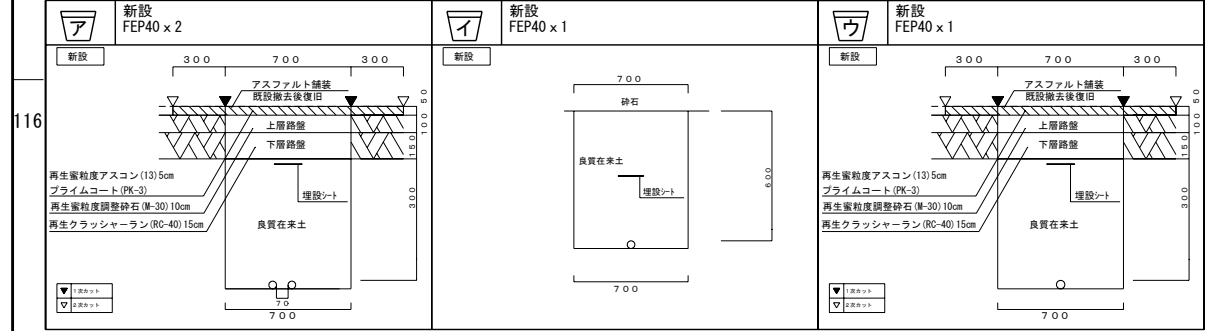


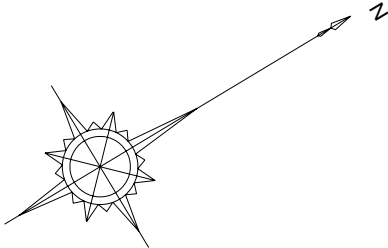
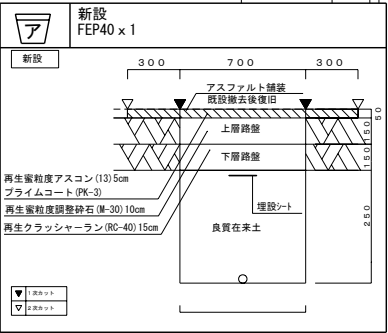
工事関係者以外不許複製			
工 名	大村 (8) 構内外線等整備工事	図 面 番 号	全 業 の内
図 名	構内配電線路 (低圧) 詳細図 (カメラA)	縮 尺	A3=1/500
受注者名	株式会社 濱 谷 設 計	竣工完了年月日	令和 7 年 11 月 2 8 日
図 名	陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科電線班	竣工完了年月日	令和7年11月



記 号		名 称	備 考
新 設	既 設		
		屋外キュービクル	
		ハンドホール	新設：H2-9（T-25）
		ブルボックス	
		埋設ピン	
		ハンドホール貫通 75φ	
		地中埋設配管	
		新設 EM-CE22-2C	新設（FEP40）
		新設 EM-CE22-2Cx2	新設（FEP40）x2
		新設 EM-CE22-2Cx2	既設（FEP80）
		新設 EM-CE22-2Cx2	既設（FEP30）x2

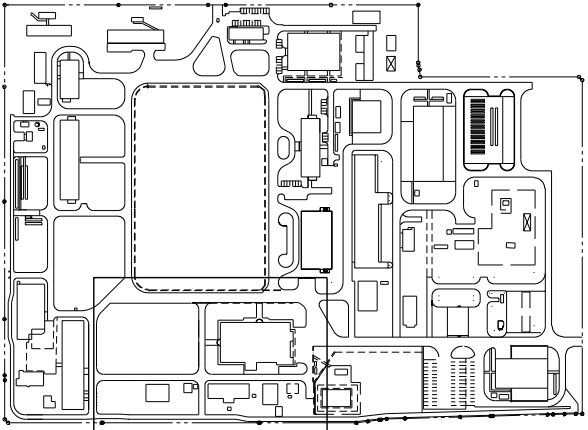
※太線で示すものについては、本工事改修範囲を示し細線で示すものは既設を示す。





記 号	名 称	備 考
新 設	既 設	
	屋外キュービクル	
	ハンドホール	新設 : H2-9 (T-25)
	プルボックス	
	埋設ピン	
	ハンドホール貫通 75φ	
	地中埋設配管	
	新設 EM-CE22-2C 新設 (FEP40)	
	新設 EM-CE22-2C 既設 (FEP50)	

※太線で示すものについては、本工事改修範囲を示し細線で示すものは既設を示す



キープラン

108

152

#C地区キュービクル(既設)

H・H-A-8

H・H-A-7

A

A

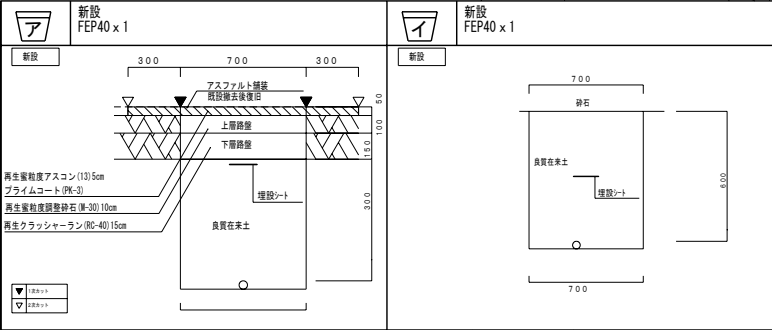
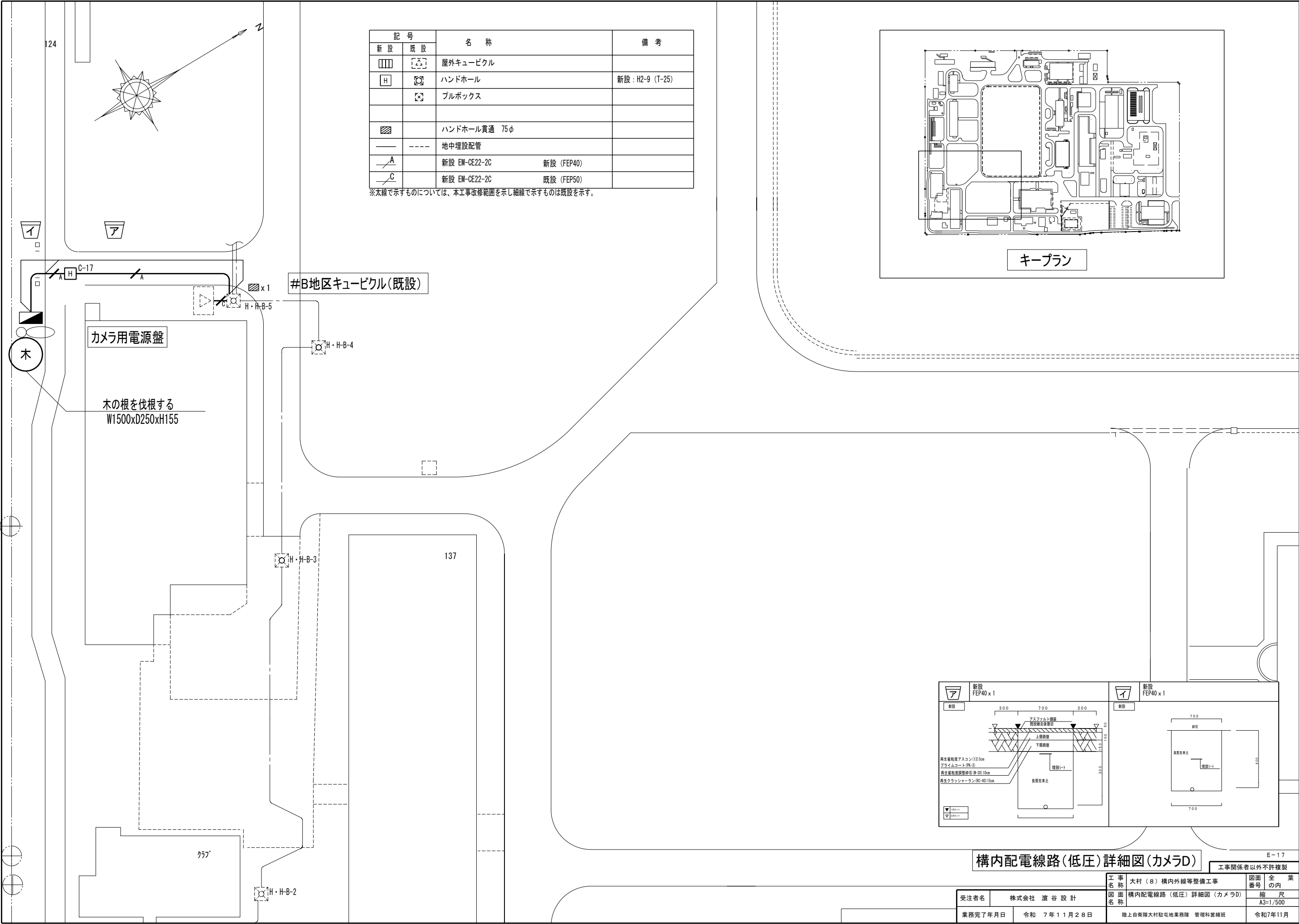
C-16

カメラ用電源盤

汚水処理

構内配電線路(低圧)詳細図(カメラC)

工事名	大村 (8) 構内外線等整備工事	図面番号	全 業 の 内
図 名	構内配電線路 (低圧) 詳細図 (カメラC)	縮 尺	A3=1/500
受注者名	株式会社 濱 谷 設 計	業務完了年月日	令和 7 年 1 1 月 2 8 日
図 名	陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科管理班		令和7年11月

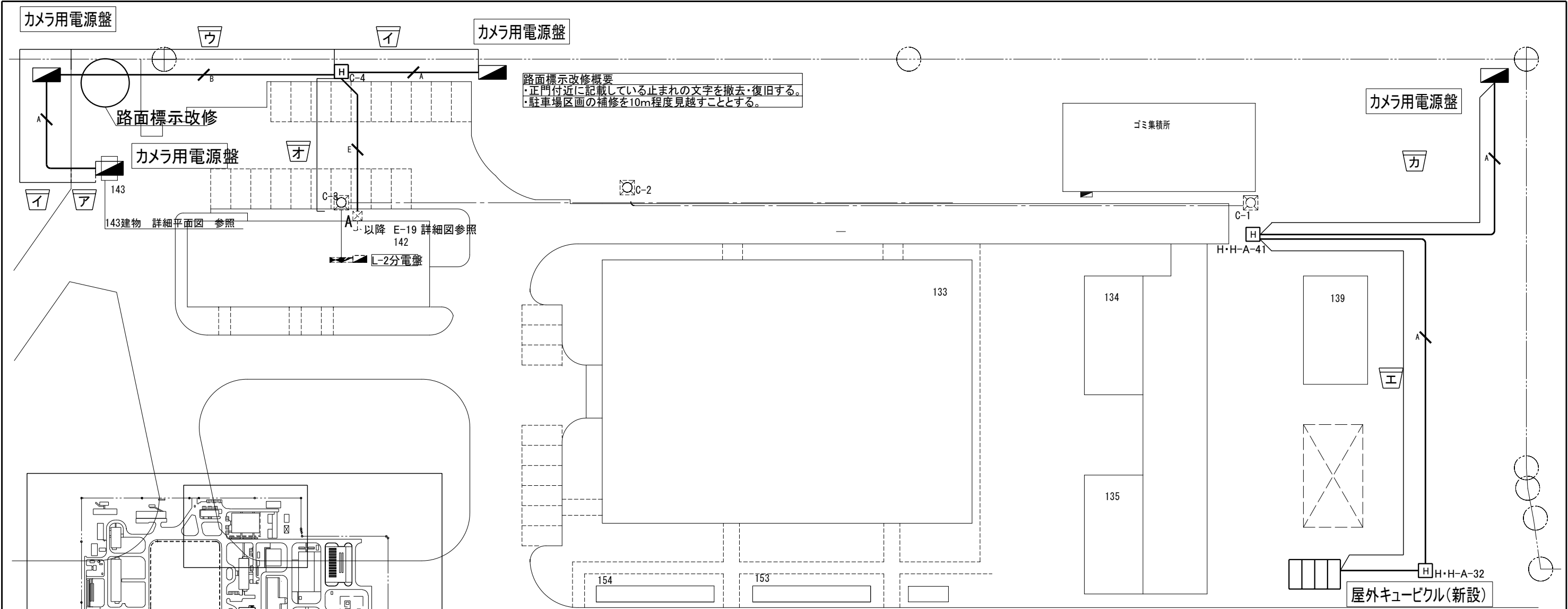


構内配電線路(低圧)詳細図(カメラD)

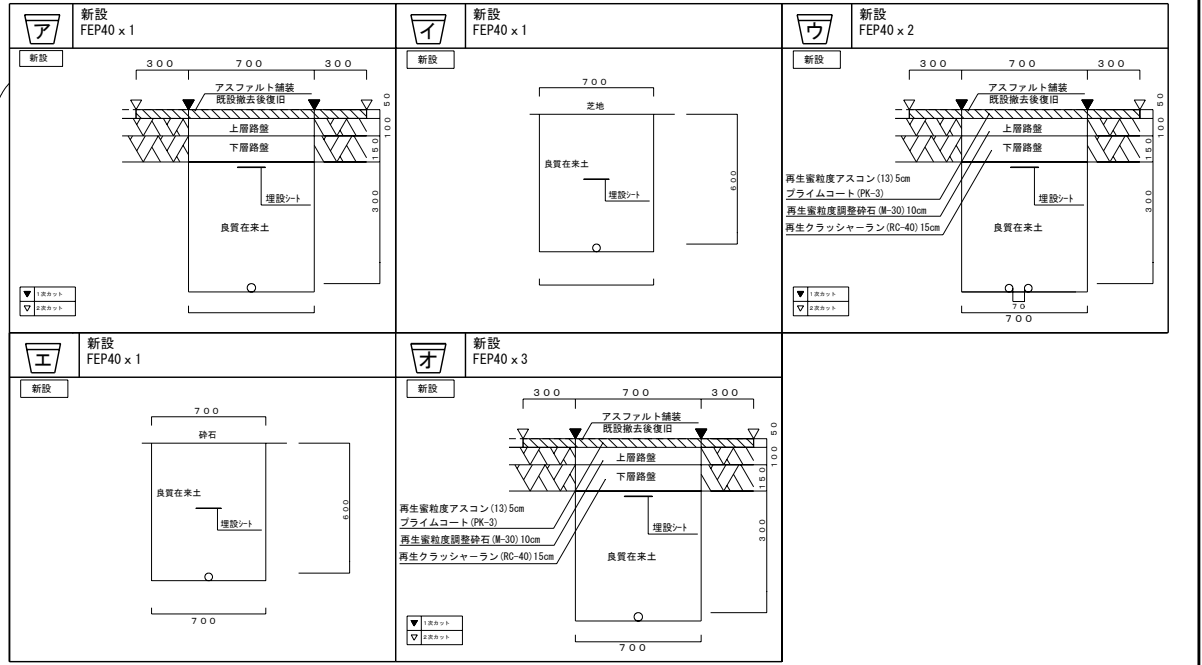
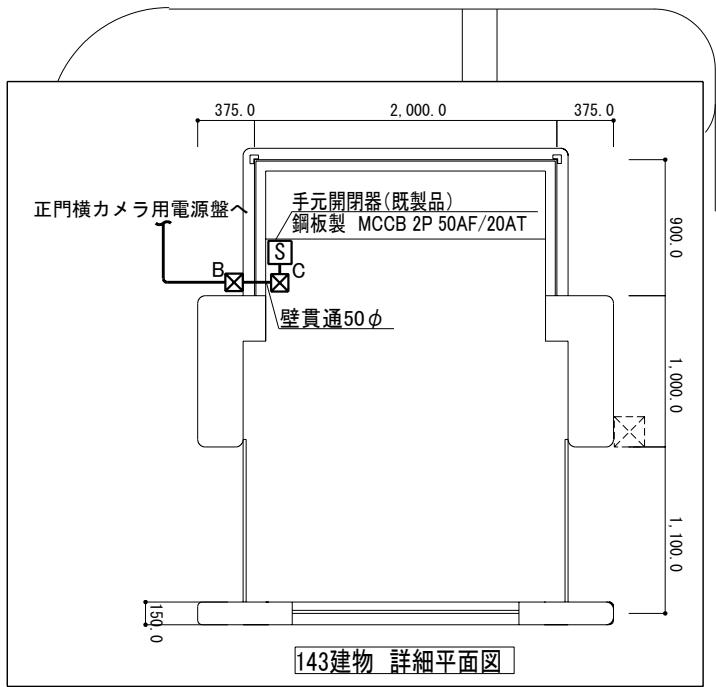
E-17

工事関係者以外不許複製

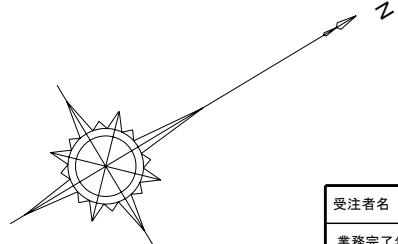
受注者名		株式会社 濱 谷 設 計	工 事 名	大村 (8) 構内外線等整備工事	図 面 全 業
業務完了年月日		令和 7 年 11 月 2 8 日	図 面 名	構内配電線路 (低圧) 詳細図 (カメラD)	番 号 内
			陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科電繕班		縮 尺
					A3=1/500
					令和7年11月

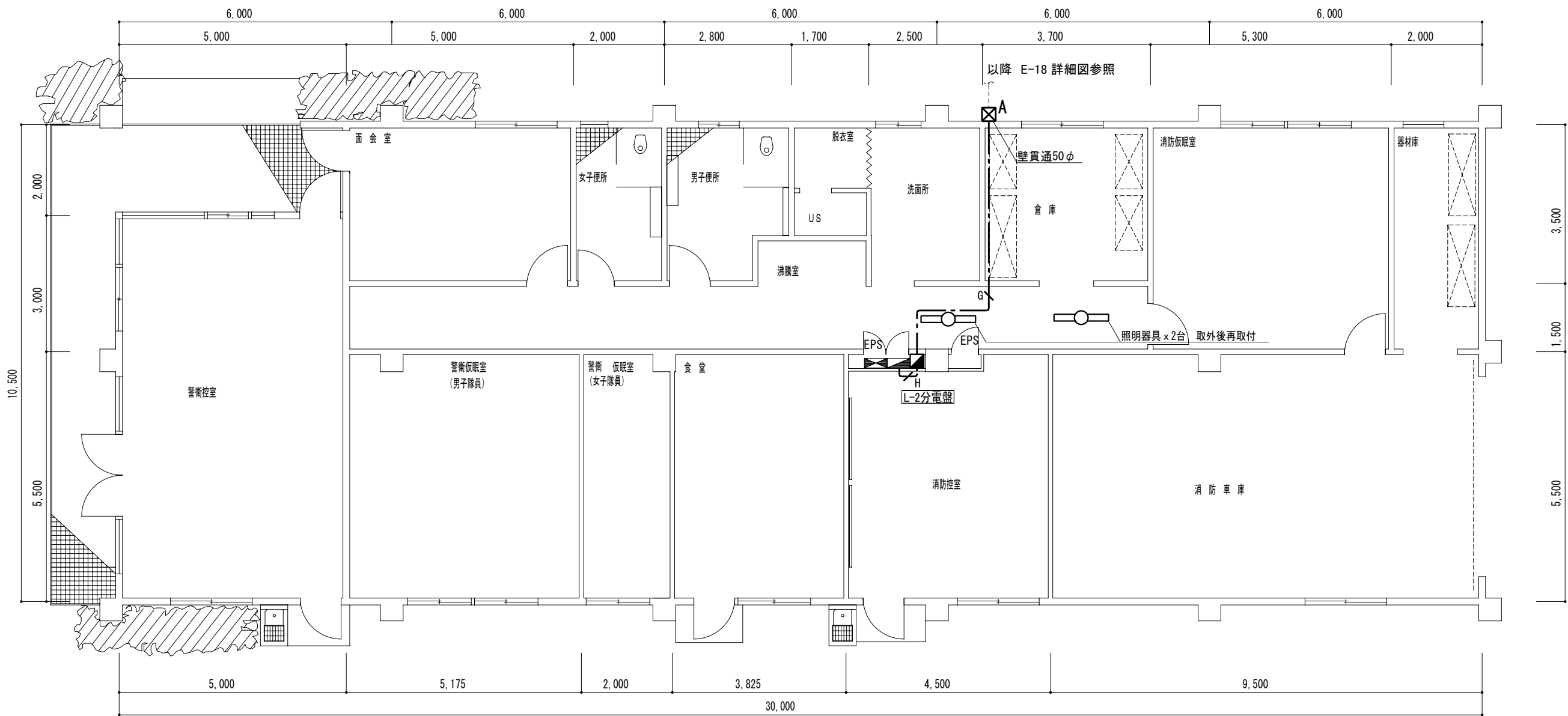


記号	名称	備考
新設	既設	
III	IV	屋外キュービクル
H	II	ハンドホール
A		ブルボックス SS300x300x300WP-SUS
B		ブルボックス SS200x200x200WP-SUS
C		ブルボックス SS200x200x200C
S		手元開閉器
II		ハンドホール貫通 75φ
---	----	地中埋設配管
A		新設 EM-CE22-2C 新設 (FEP40)
B		新設 EM-CE22-2Cx2 新設 (FEP40) x2
E		新設 EM-CE22-2Cx3 新設 (FEP40) x3



※太線で示すものについては、本工程改修範囲を示し細線で示すものは既設を示す。
※配管の立上げ部分は、厚鋼電線 (G) 管とし地際部分にテープ巻き保護する。



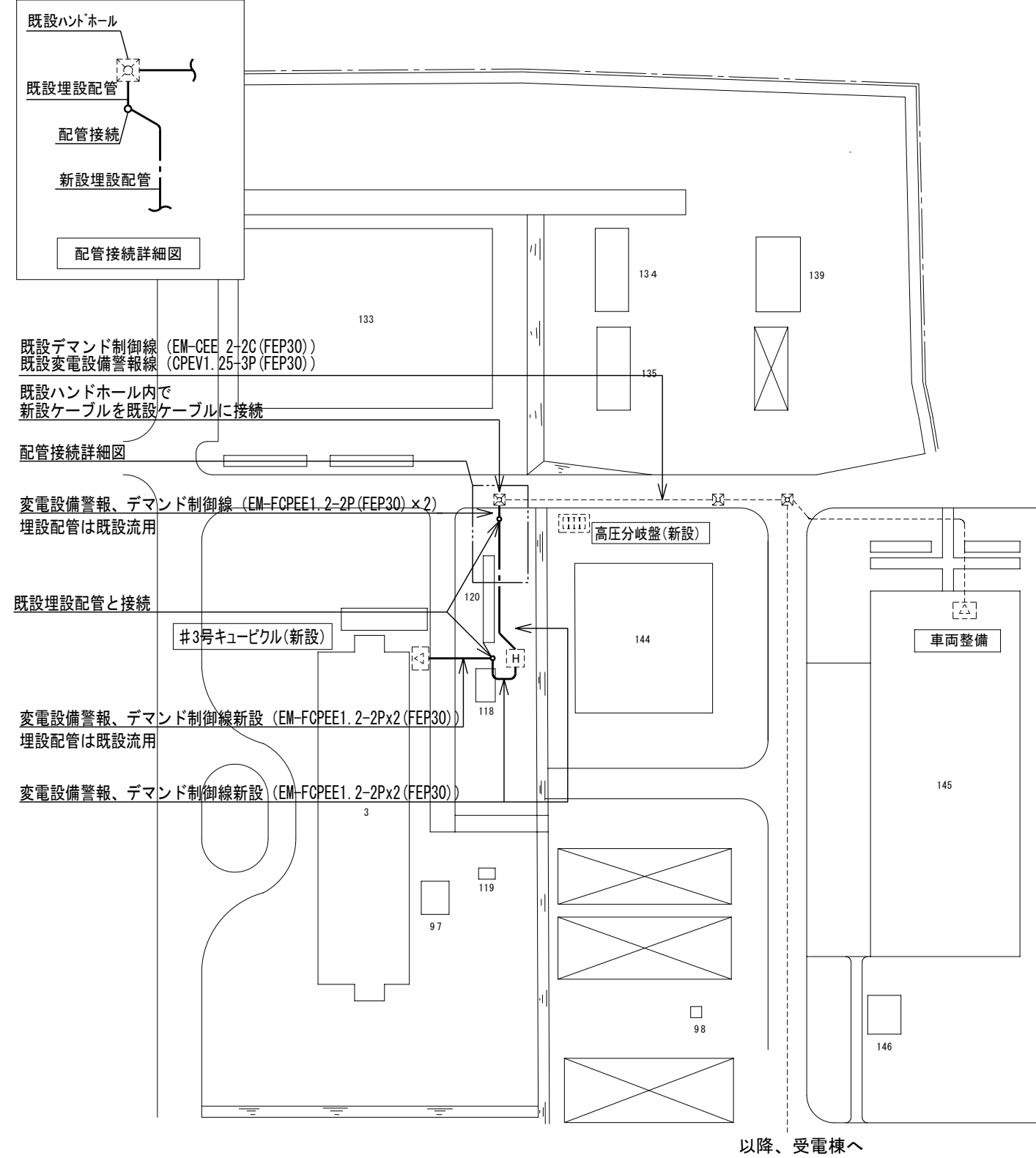


記 号		名 称	備 考
新 設	既 設		
☒ A		プルボックス SS300x300x300WP-SUS	
— G		新設 EM-CE22-2C	天井内ころがし
— H		新設 EM-CET14, E5.5	露出
	—	既設照明器具 (埋込型)	

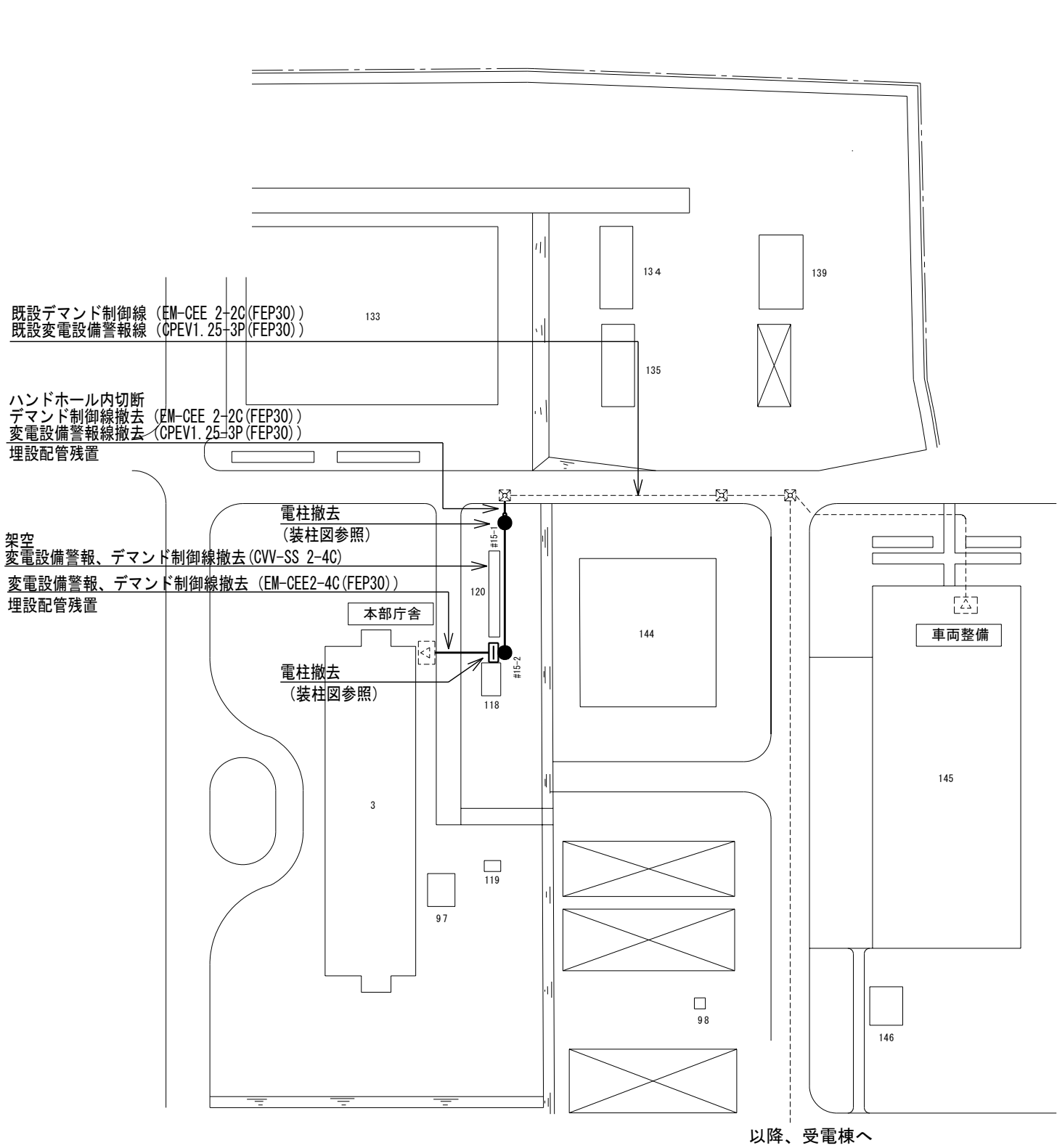
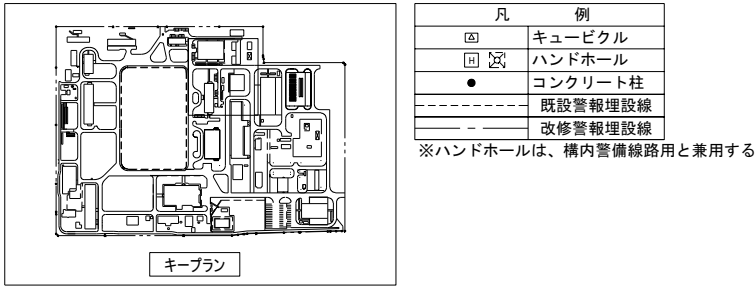
※太線で示すものについては、本工事改修範囲を示し細線で示すものは既設を示す。

142号建物 電灯設備平面図

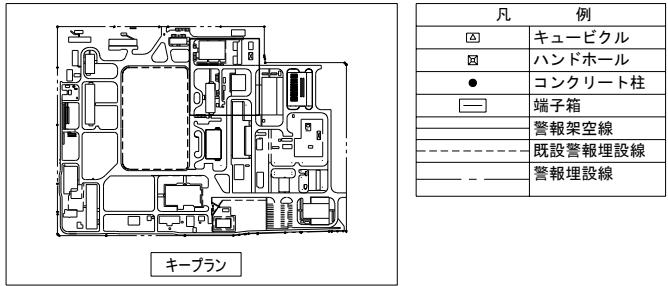
E - 1 9				工事関係者以外不許複製	
工 事 名	大村 (8) 構内外線等整備工事			図 面 全 業	番 号 の 内
図 面 名	142号建物 電灯設備平面図			縮 尺	A3=1/100
受注者名	株式会社 濱 谷 設 計			業務完了年月日	
		令和 7 年 1 1 月 2 8 日		陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科常務班	
				令和7年11月	



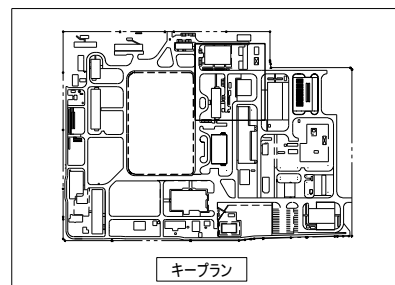
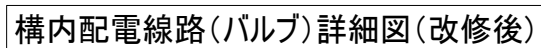
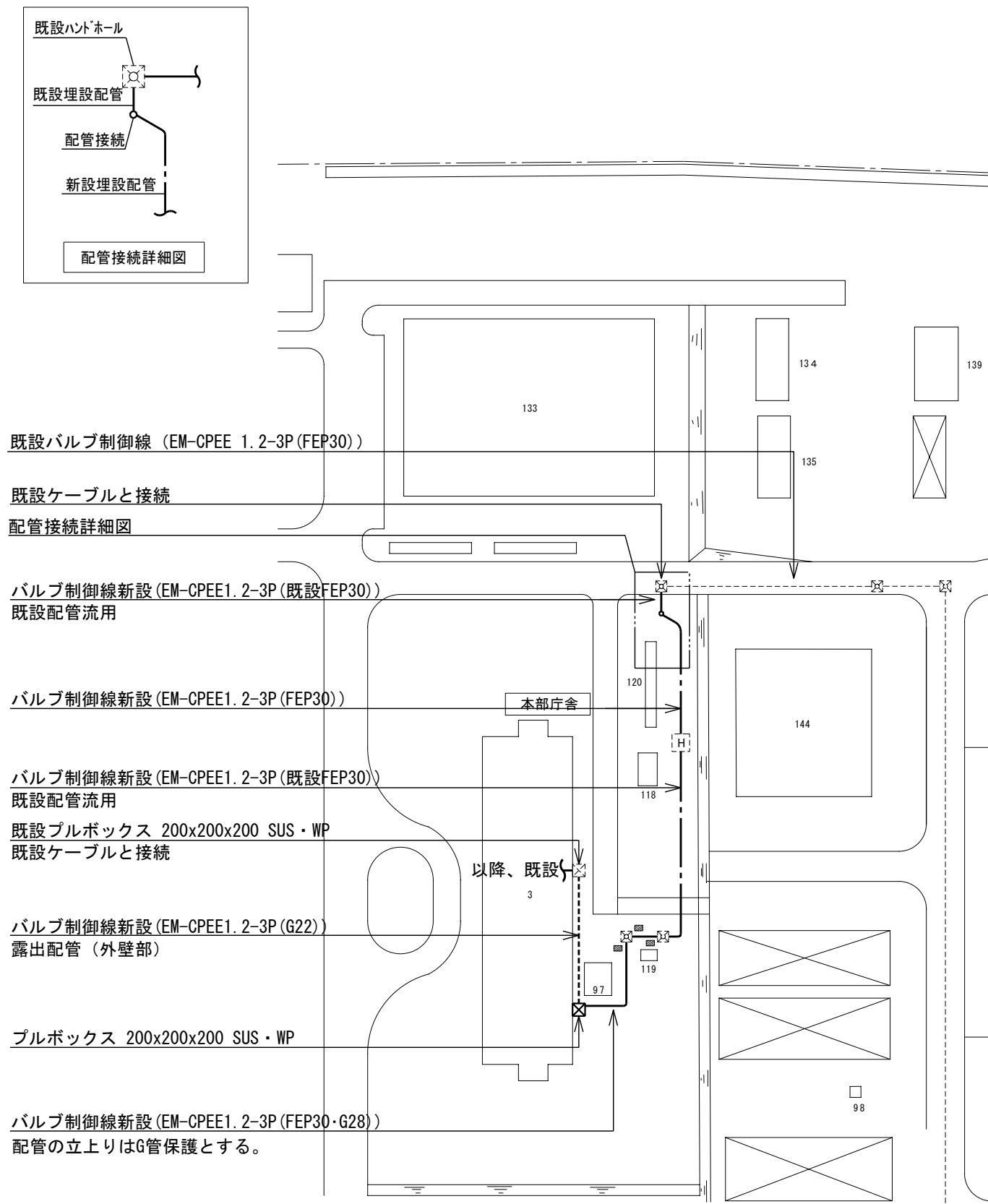
構内配電線路(警報回路)詳細図(改修後)



構内配電線路(警報回路)詳細図(改修前)

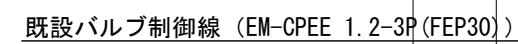


E-20			
工事関係者以外不許複製			
工 事 名	大村（8）構内外線等整備工事	図 面 番 号	全 業 内
図 面 名 称	構内配電線路（警報回路）詳細図（改修前後）	縮 尺	A3=1/1000
受注者名	株式会社 濱 谷 設 計	竣工完了年月日	令和 7 年 1 1 月 2 8 日
		陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科警備班	令和7年11月



凡 例	
	ハンドホール
●	コンクリート柱
	プルボックス
-----	既設バルブ埋設線
— — —	バルブ埋設線
	ハンドホール貫通

75φ

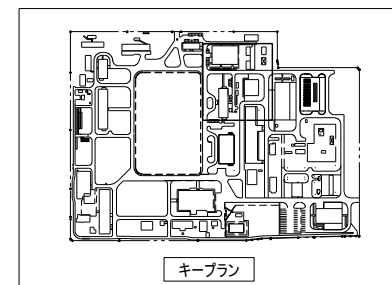
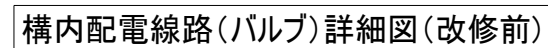
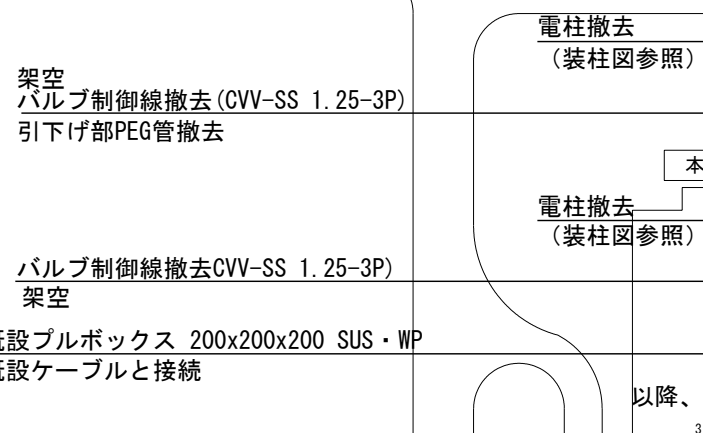


ハンドホール内切断
バルブ制御線撤去 (EM-CPEE 1.2-3P (FEP30))
埋設配管残置

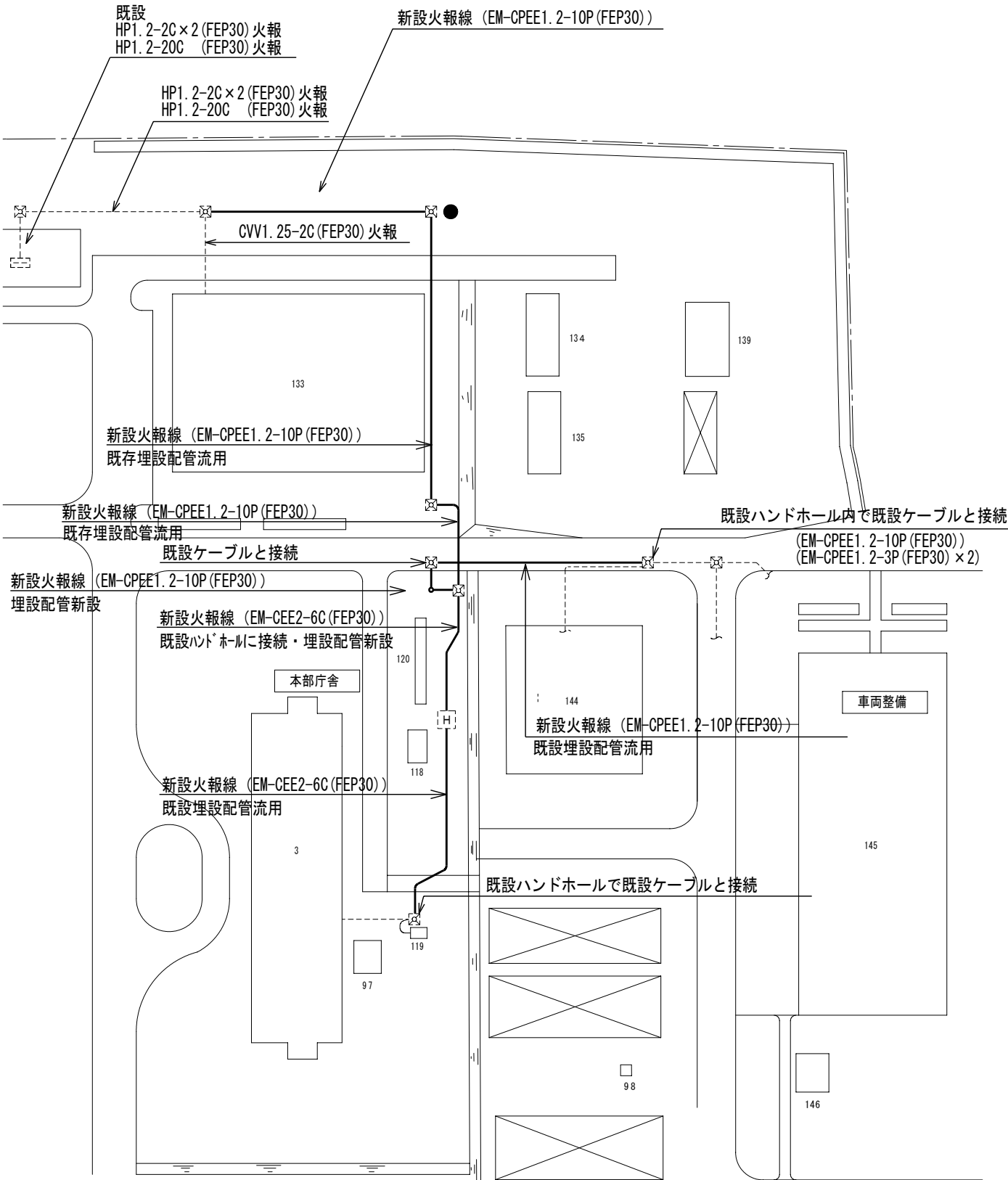
架空
バルブ制御線撤去 (CVV-SS 1.25-3P)
引下げ部PEG管撤去

バルブ制御線撤去CVV-SS 1.25-3P)
架空

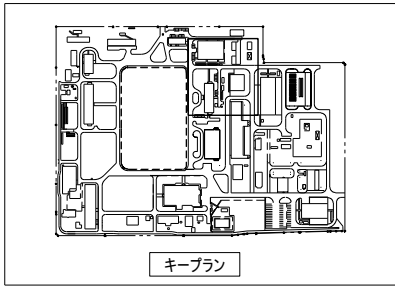
既設プルボックス 200x200x200 SUS・WP	
既設ケーブルと接続	



凡 例	
□	ハンドホール
●	コンクリート柱
	バルブ架空線
-----	既設バルブ埋設線
-----	バルブ埋設線

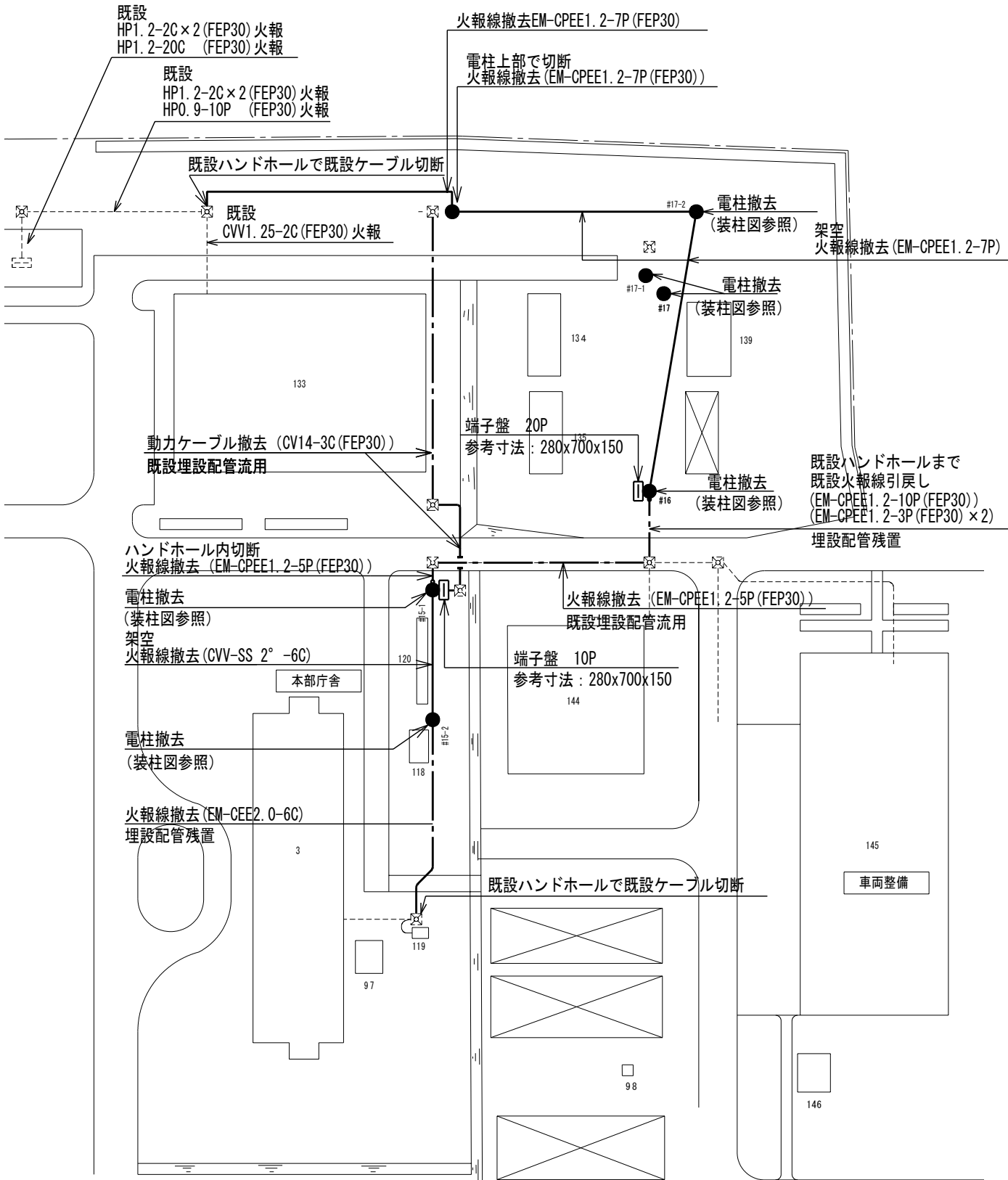


構内配電線路(火報線)詳細図(改修後)

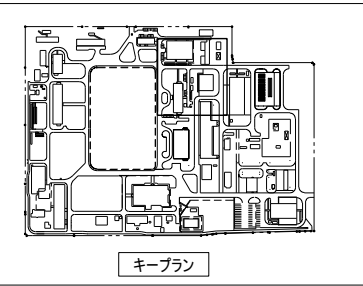


凡 例	
	ハンドホール
	コンクリート柱
	端子箱
	既設火報埋設線
	火報埋設線

※既設ハンドホールへの接続箇所は、壁貫通し防水処理を施すこと。
※ハンドホールは、構内警備線路用と兼用する

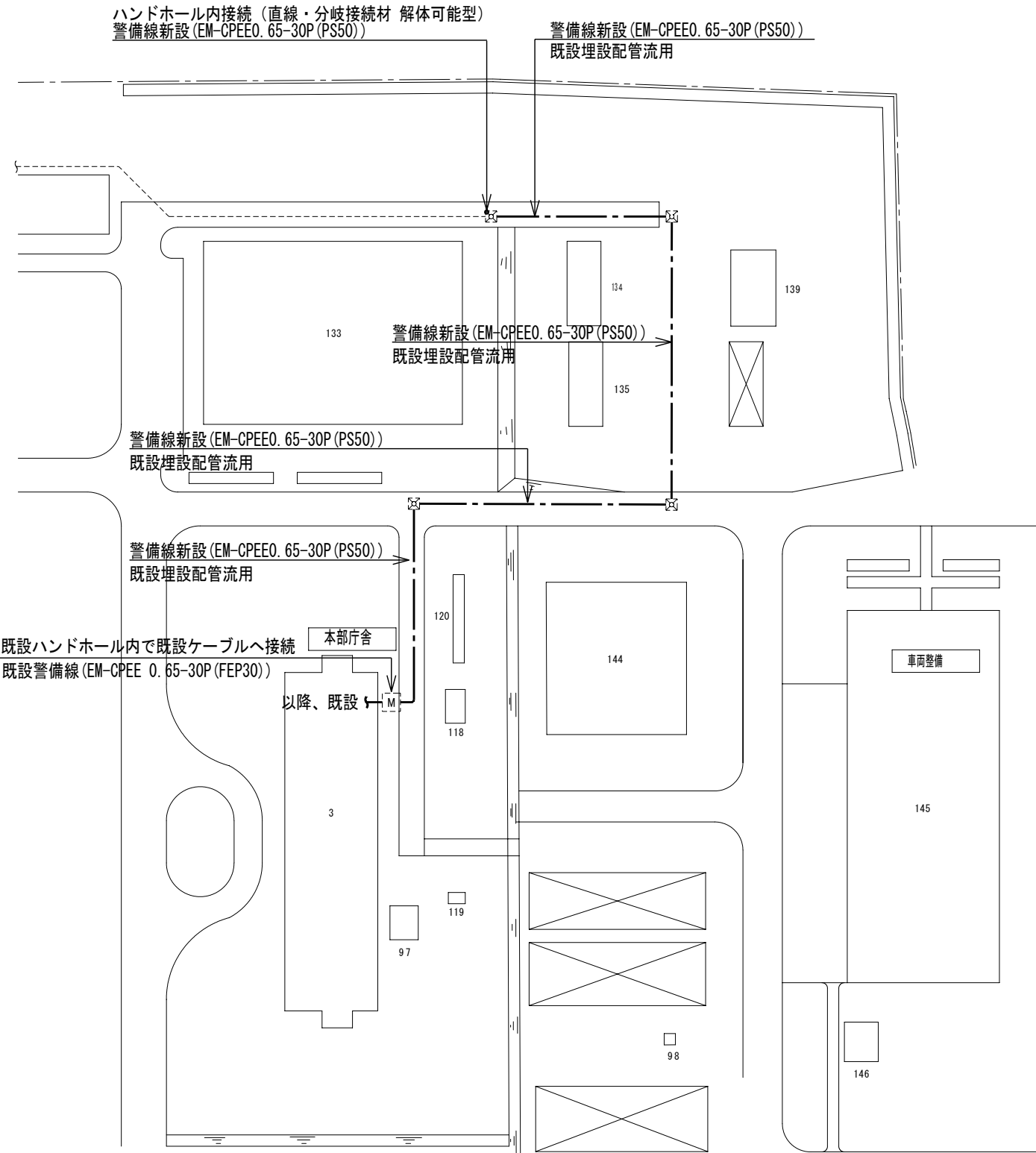


構内配電線路(火報線)詳細図(改修前)

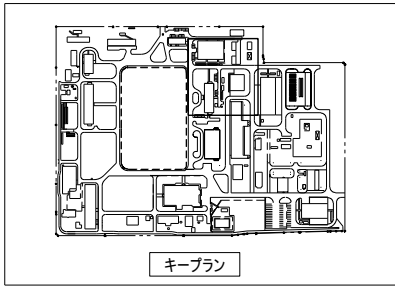


凡 例	
	ハンドホール
	コンクリート柱
	端子箱
	火報架空線
	既設火報埋設線
	火報埋設線

E-22			
工事関係者以外不許複製			
工 事 名 称	大村(8) 構内外線等整備工事	図 面 番 号	全 業 内
図 面 名 称	構内配電線路(火報線)詳細図(改修前後)	縮 尺	A3=1/1000
受注者名	株式会社 濱谷設計	竣工完了年月日	令和 7 年 1 1 月 2 8 日
		陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科警備班	令和7年11月

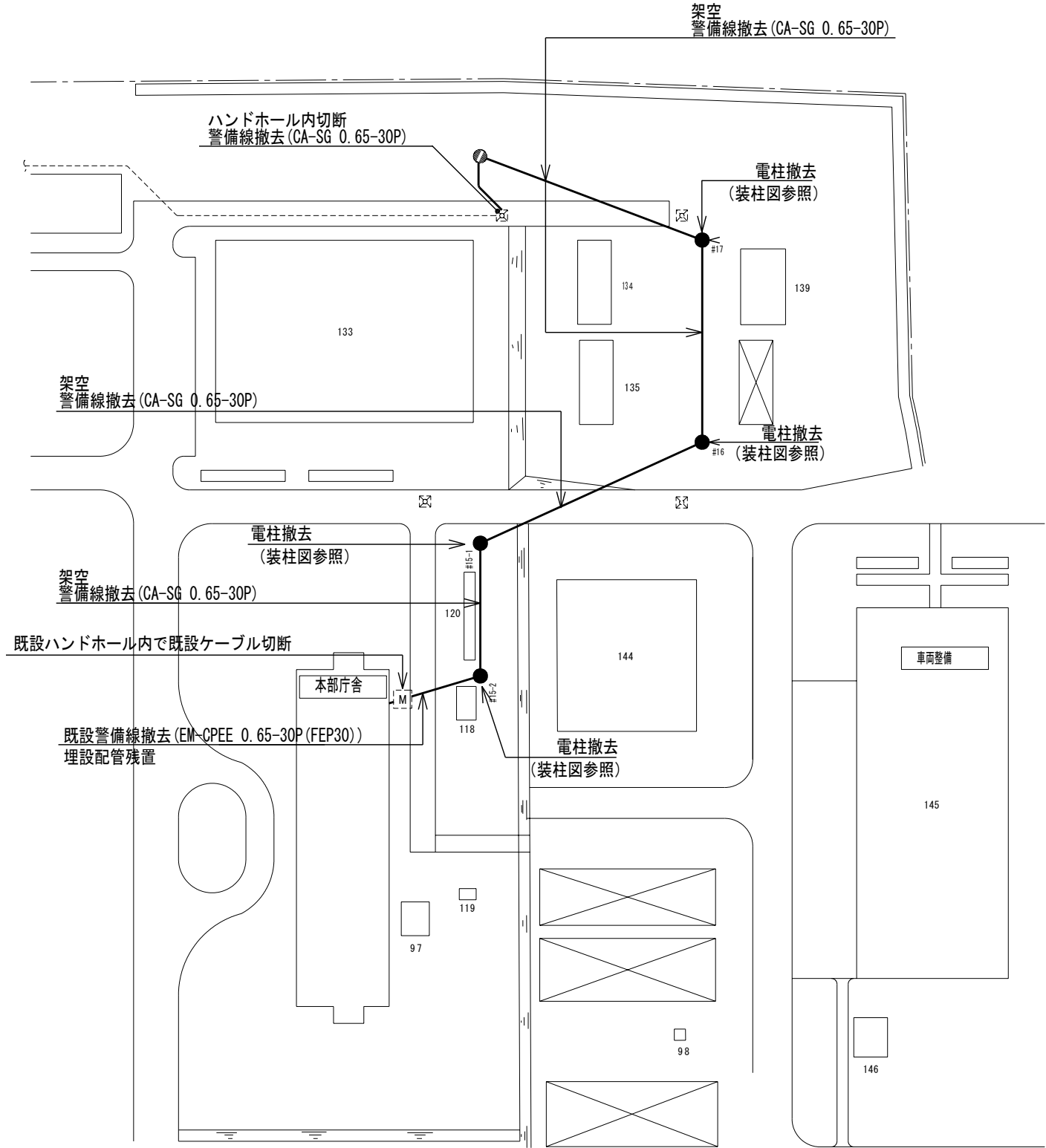


構内通信線路(警備線)詳細図(改修後)

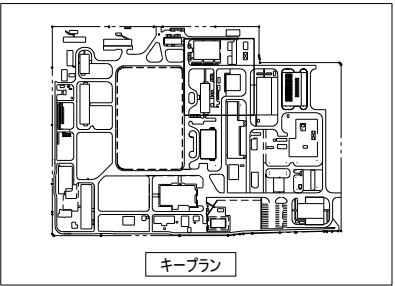


凡 例	
□	ハンドホール
●	コンクリート柱
---	既設警備埋設線
---	警備埋設線

※既設ハンドホールへの接続箇所は、壁貫通し防水処理を施すこと。

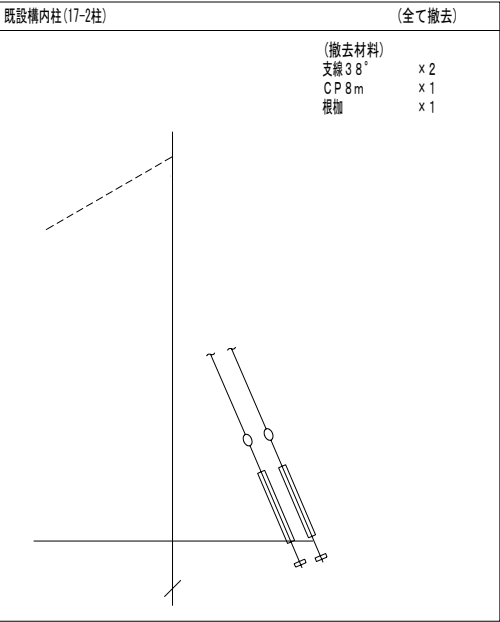
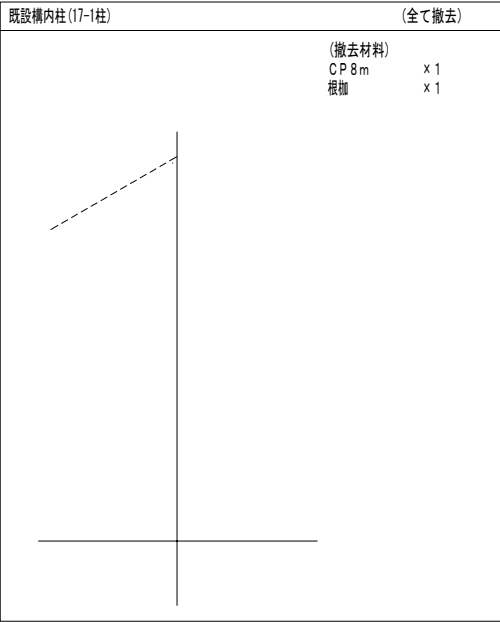
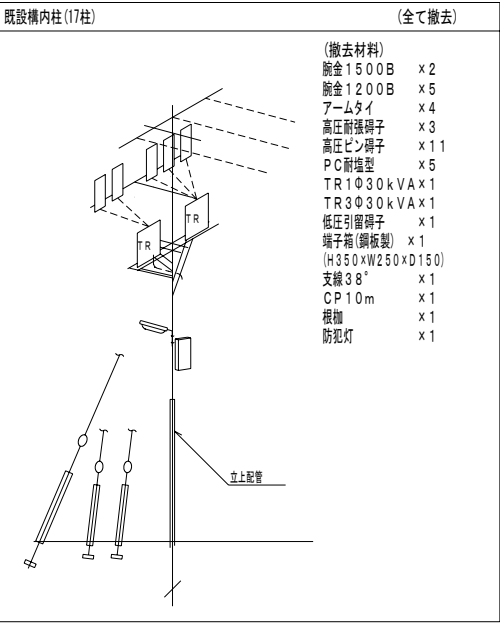
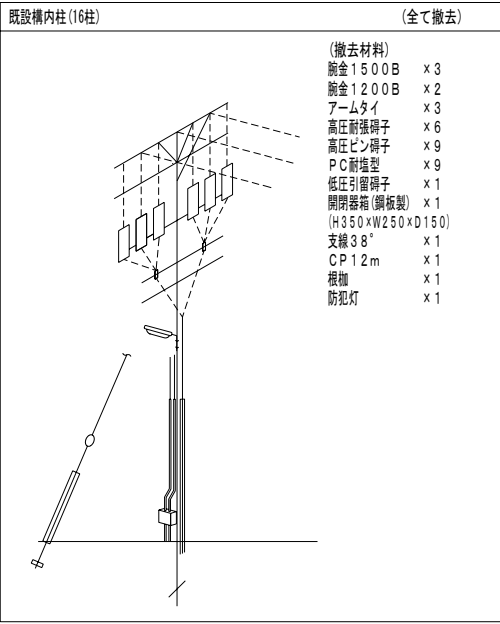
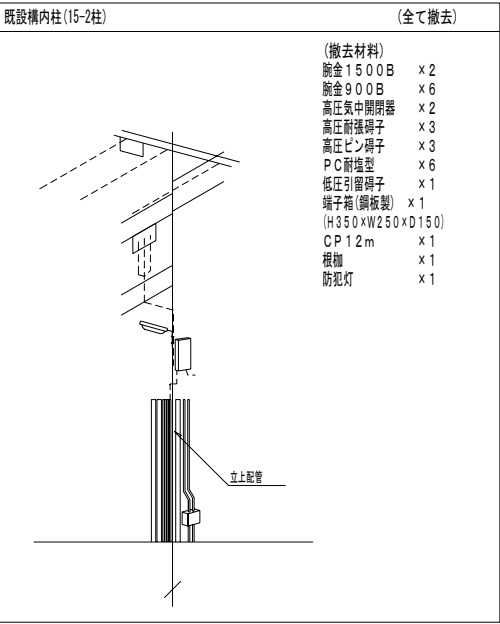
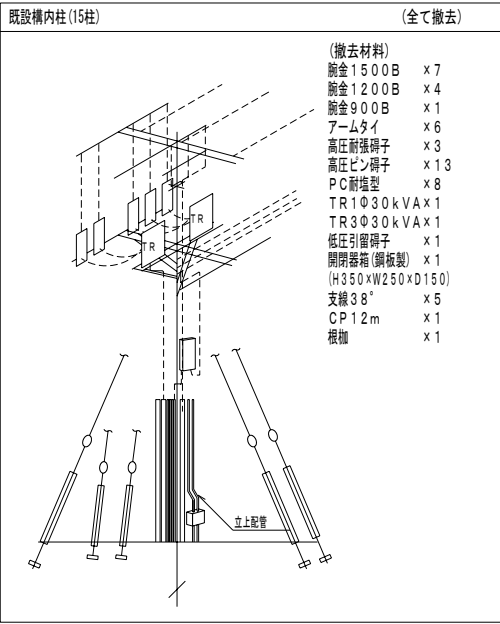


構内通信線路(警備線)詳細図(改修前)

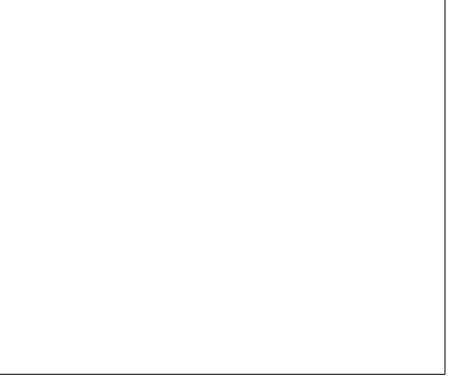
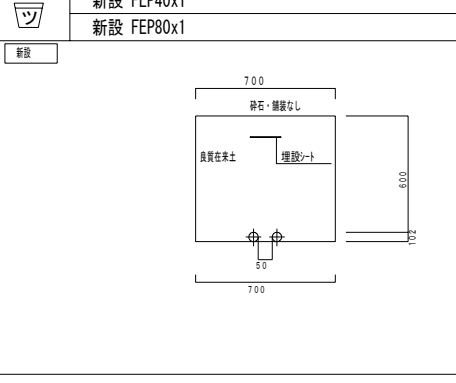
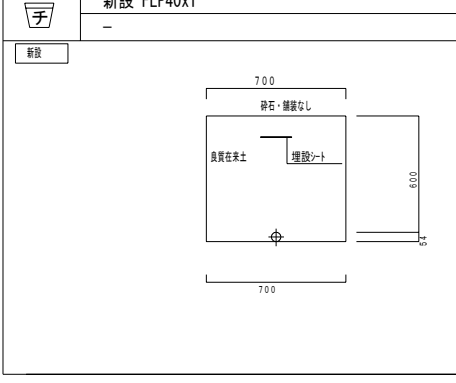
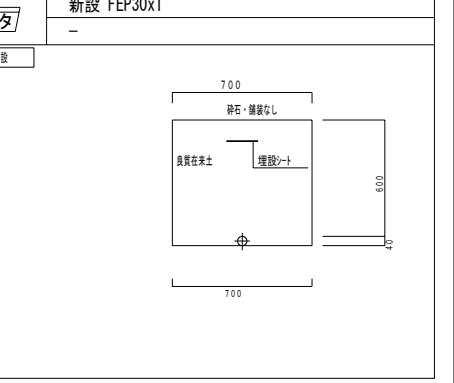
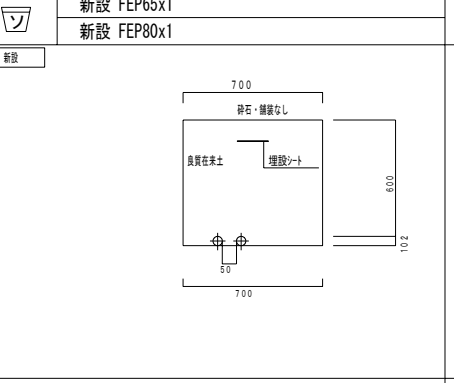
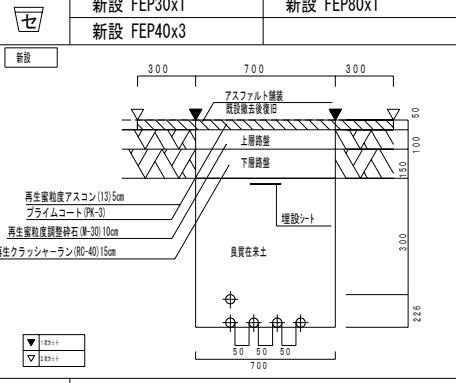
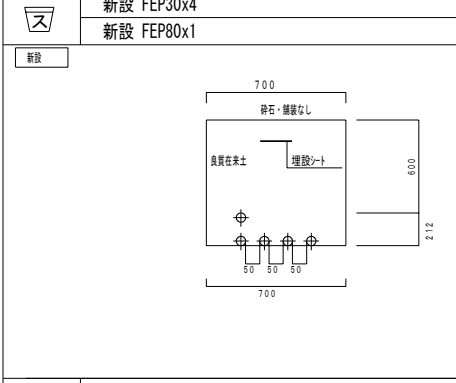
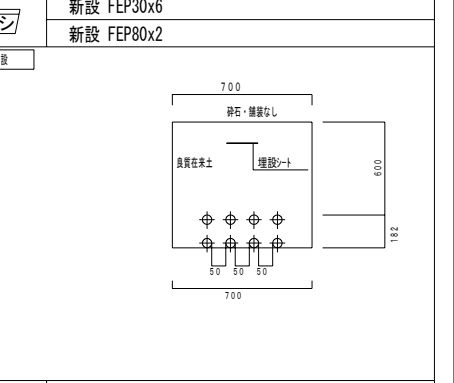
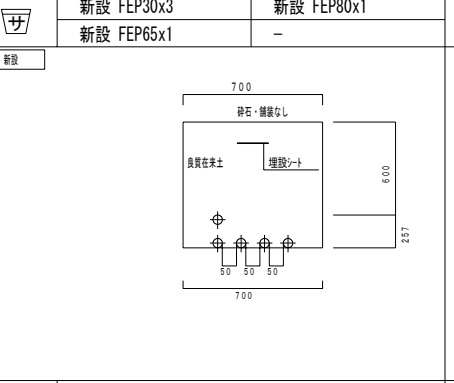
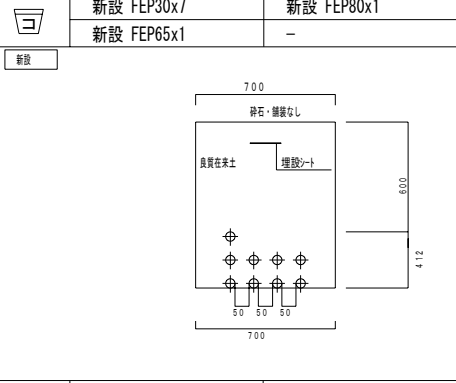
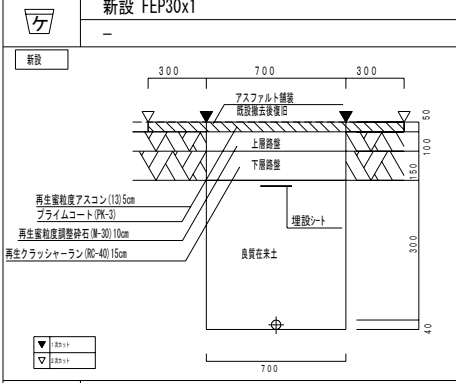
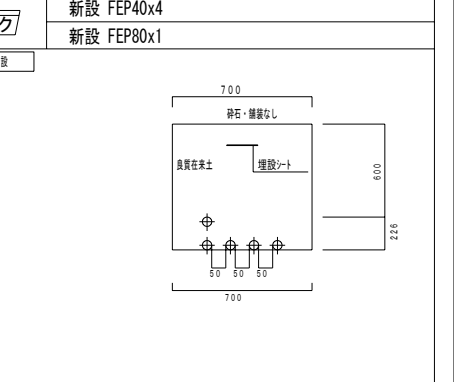
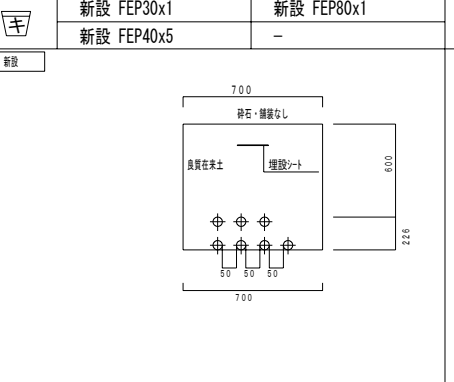
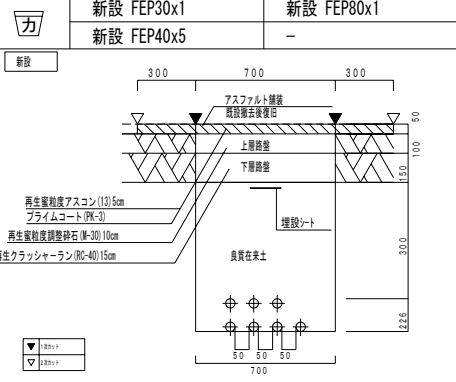
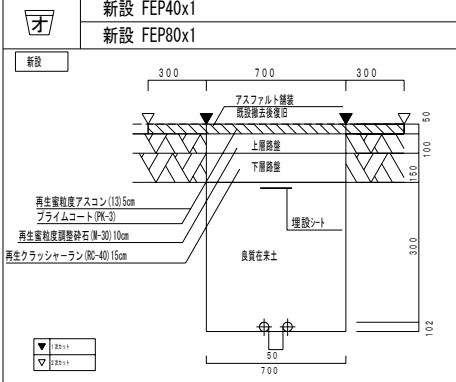
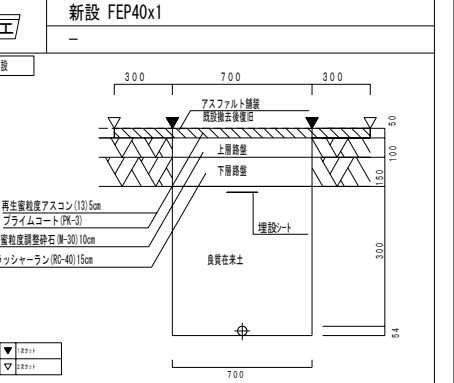
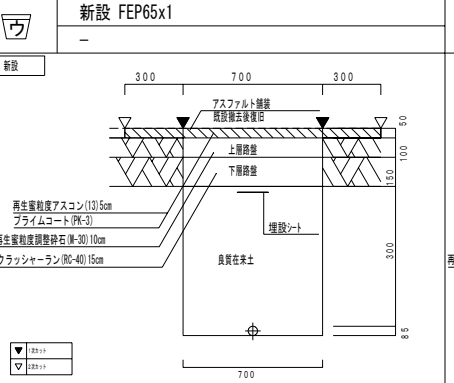
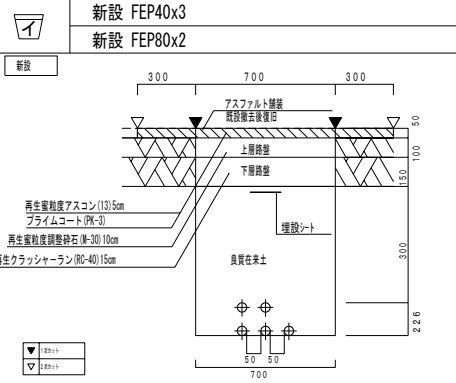
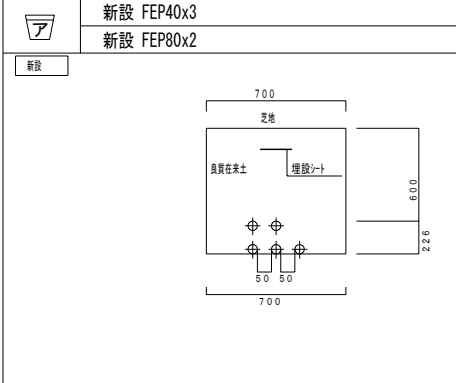


凡 例	
□	ハンドホール残置
□	ハンドホール残置
●	コンクリート柱
---	警備架空線
---	既設警備埋設線
---	警備埋設線

工事関係者以外不許複製			
工 事 名	大村 (8) 構内外線等整備工事	図面 全 業	の 内
図 面 名 称	構内通信線路 (警備線) 詳細図 (改修前後)	縮 尺	A3=1/1000
受注者名	株式会社 濱 谷 設 計	業務完了年月日	令和 7 年 1 1 月 2 8 日
		陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科警備班	令和7年11月



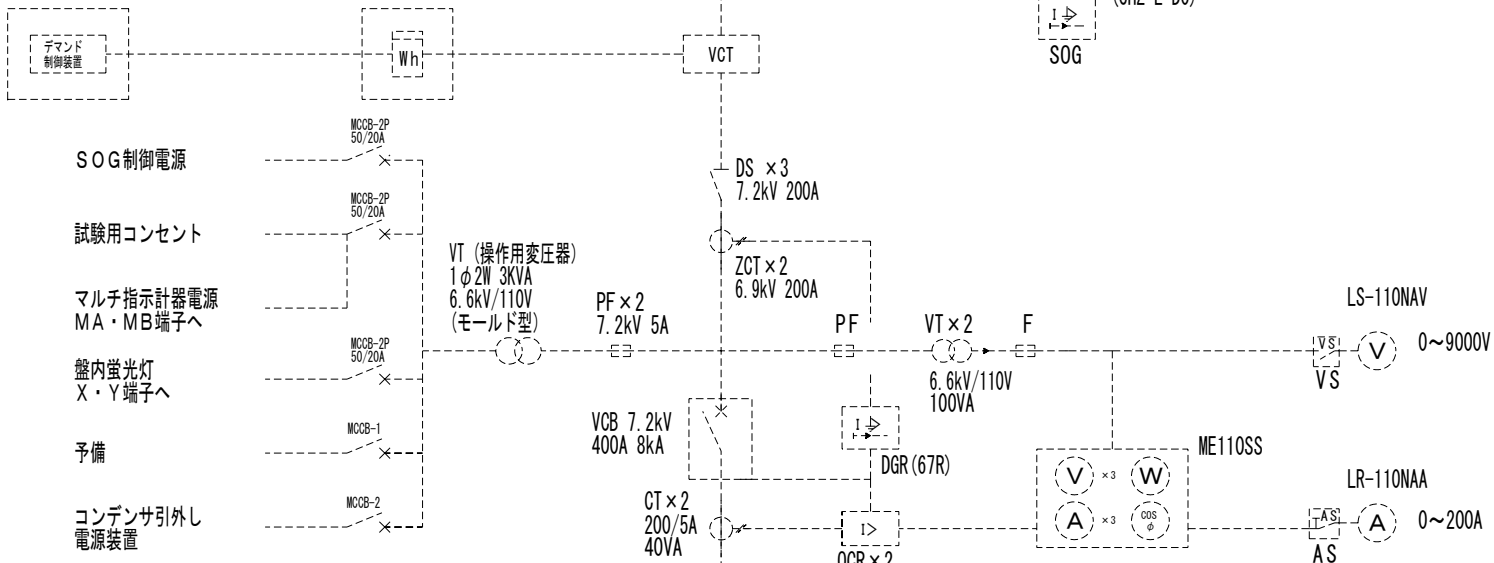
装柱図 (撤去図)



掘削断面図

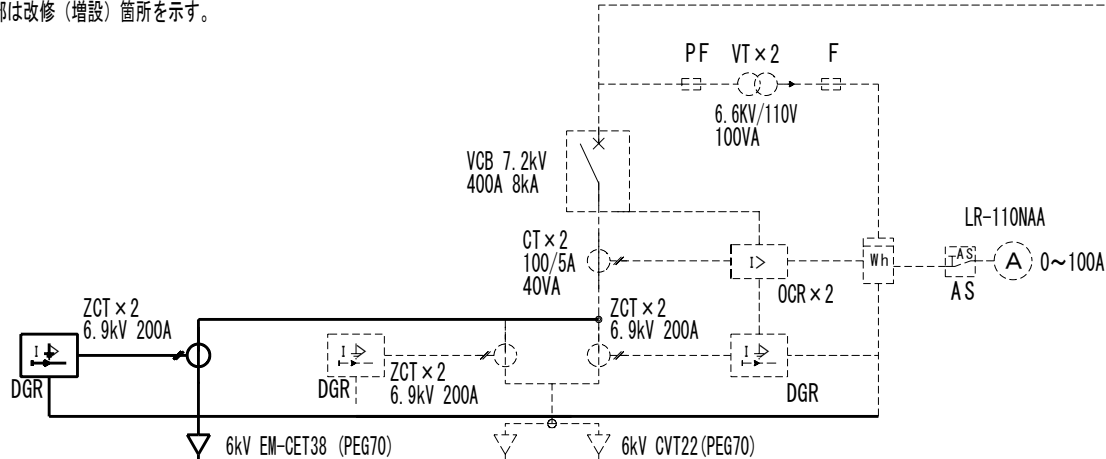
機 器 凡 例			
CH	ケーブルヘッド		過電流継電器 (OCR)
DS	断路器		地絡方向継電器 (DGR) SOG制御装置(方向性)
VT	計器用変圧器		力率計
CT	計器用変流器		電力計
F	ヒューズ		電圧計
PF	高圧限流ヒューズ		電流計
VCB	高圧真空遮断器		力率計
LBS	高圧交流負荷開閉器 限流ヒューズ・ストライカ引外・絶縁バリヤ・前面保護カバー付		電圧計切換スイッチ VS
TR	油入変圧器 ダイヤル温度計・防振ゴム付		電流計切換スイッチ AS
ZCT	零相変流器		低圧地絡継電器
LA	避雷器		接地 種別は図示による
			電力量計 電子式発信装置付
			電力用コンデンサ
			発電機

①高圧受電盤

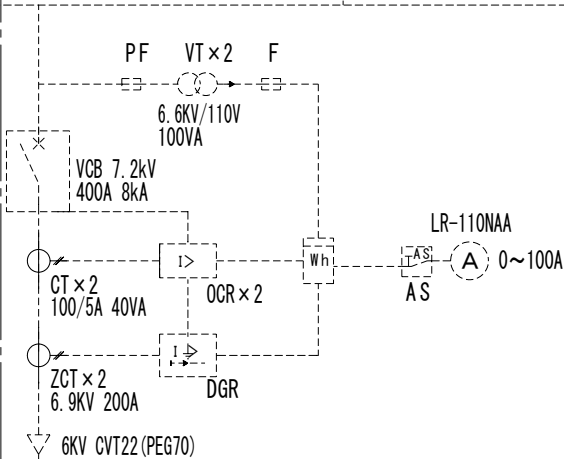


②高圧一般盤

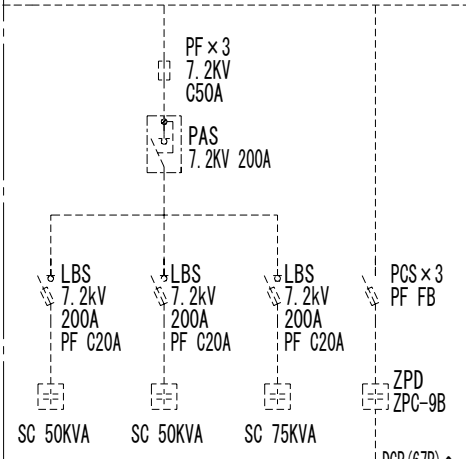
※図中、太線部は改修(増設)箇所を示す。



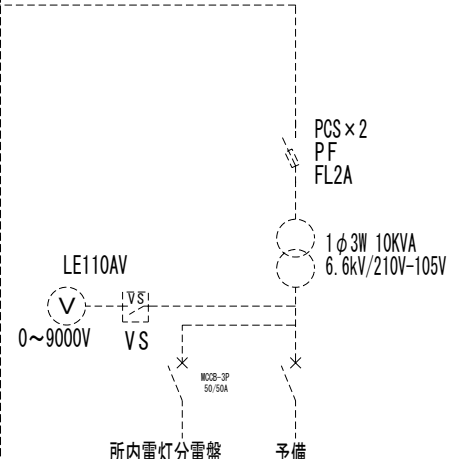
③高圧保安盤



④コンデンサ盤



⑤所内電灯盤

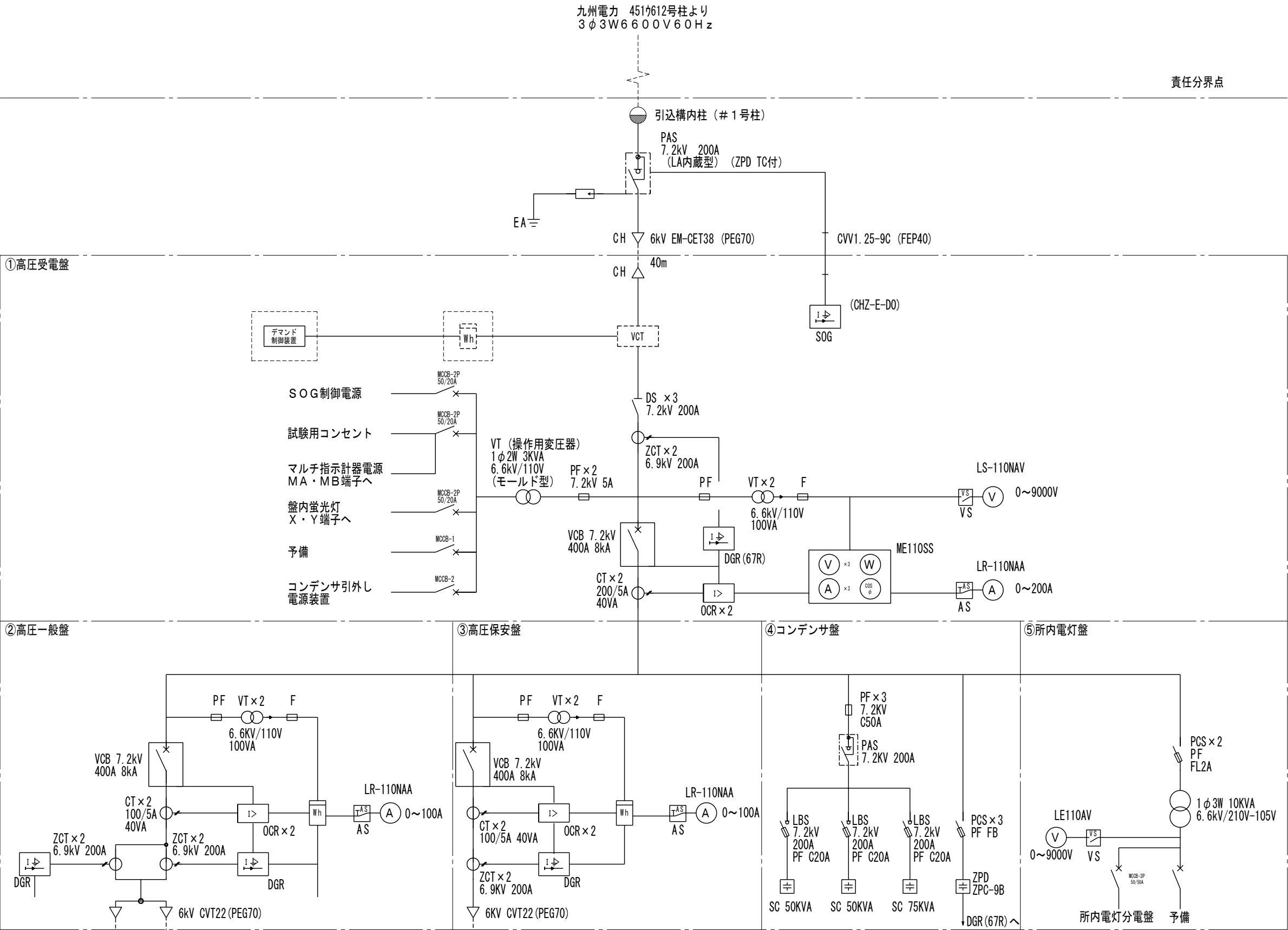


137号変電設備へ

受電所受変電設備 単線結線(改修後)

a #新設高圧分岐盤へ
A #16号分岐柱へ撤去後、予備
B B地区変電設備へ

受注者名		株式会社 濱谷設計		図面番号		全図	
業務完了年月日		令和 7 年 1 1 月 2 8 日		図面名称		受電所受変電設備 単線結線(改修後)	
						縮尺 A3=1/1500	
						陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科電線班	
						令和7年11月	



機 器 凡 例	
CH	ケーブルヘッド
DS	断路器
VT	計器用変圧器
CT	計器用変流器
F	ヒューズ
PF	高圧限流ヒューズ
VCB	高圧真空遮断器
LBS	高圧交流負荷開閉器 限流ヒューズ・ストライカ引外・絶縁バリヤ・前面保護カバー付
TR	油入変圧器 ダイヤル温度計・防振ゴム付
ZCT	零相変流器
LA	避雷器
I>	過電流継電器 (OCR)
I<>	地絡方向継電器 (DGR) SOG制御装置(方向性)
PF	力率計
W	電力計
V	電圧計
A	電流計
cosφ	力率計
VS	電圧計切換スイッチ VS
AS	電流計切換スイッチ AS
LGR	低圧地絡継電器
⊕	接地 種別は図示による
Wh	電力量計 電子式発信装置付
±	電力用コンデンサ
○	発電機

137号変電設備へ

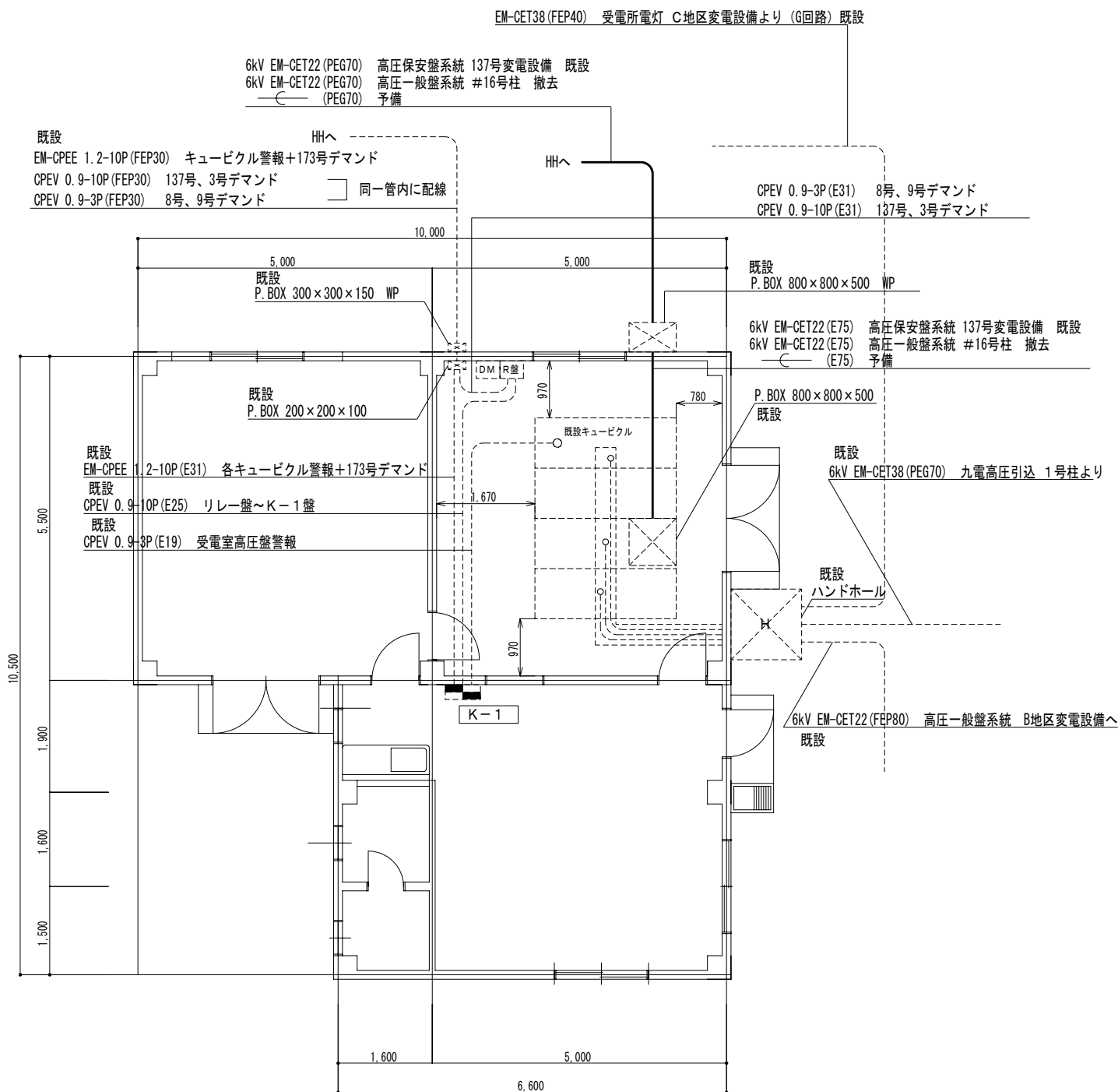
受電所受変電設備 単線結線(改修前)

E-26

#16号分岐柱へ

B地区変電設備へ

受注者名		令和 7 年 1 1 月 2 8 日		令和7年11月	
株式会社 濱谷設計		業務完了年月日		陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科常務班	
工 事 名	大村(8)構内外線等整備工事	図 面 名	受電所受変電設備 単線結線(改修前)	図 面 全 業	の 内
				縮 尺	A3= -

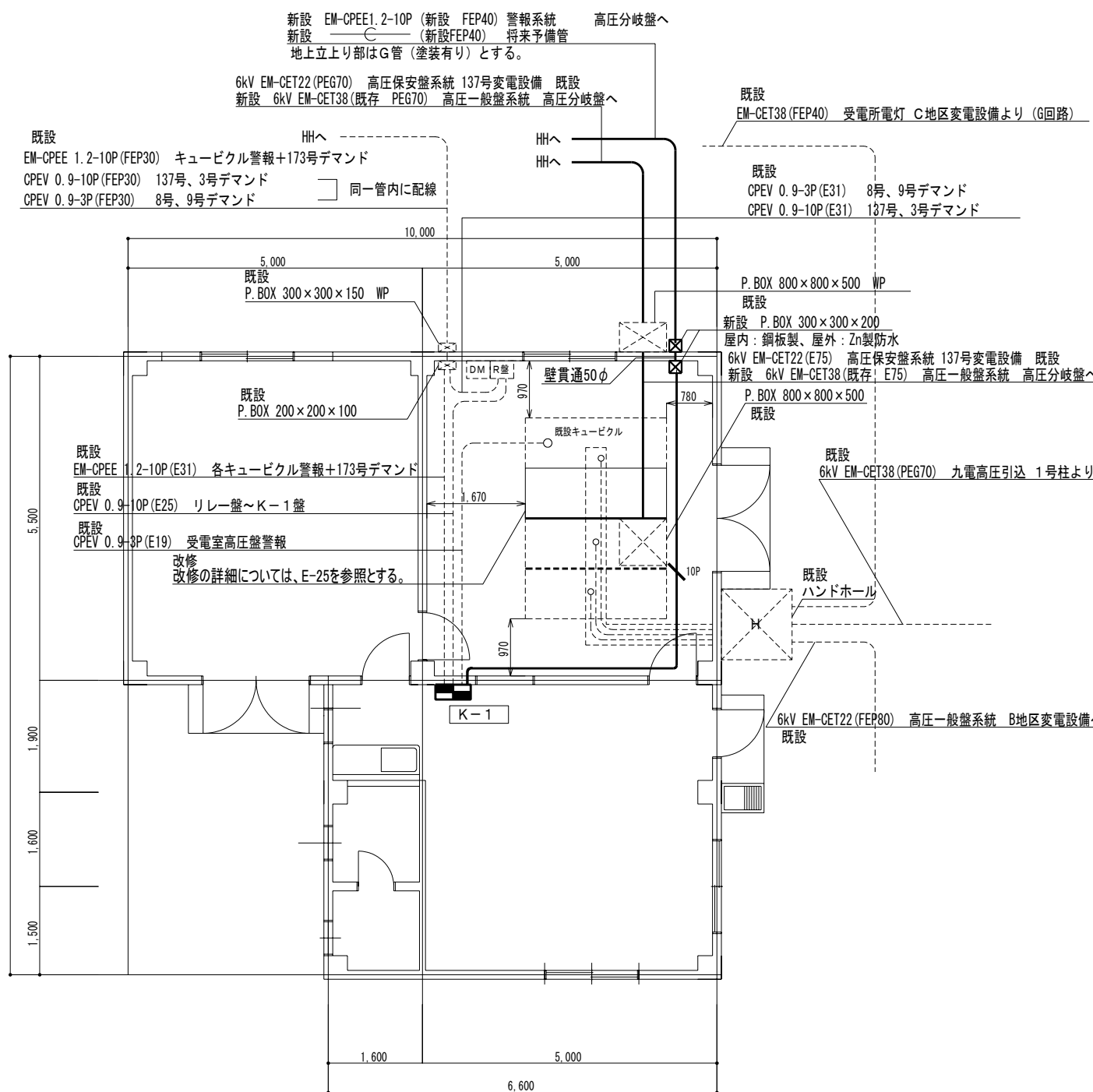


受電室詳細図（改修前）

（注記）図中、太線で示す配管配線は撤去とする。
（注記）ケーブル撤去後、不要となった配管に導入線を入線すること。

凡 例

名 称	記 号		備 考
	新 設	既 設	
デマンドコントロール装置		DM	
リレー盤（デマンド制御時の空調停止用制御盤）		R盤	
警報盤			
ブルボックス	☒	☒	
配管配線	—	---	



受電室詳細図（改修後）

（注記）図中、太線で示す配管配線は改修（新設）とする。
K-1(警報盤)改修概要
新設キュービクルならびに分岐盤の警報を表示することとする。

凡 例

名 称	記 号		備 考
	新 設	既 設	
デマンドコントロール装置		DM	
リレー盤（デマンド制御時の空調停止用制御盤）		R盤	
警報盤			
ブルボックス	☒	☒	
地中埋設配管配線	—	---	
警報：EM-CPEE1.2-10P（E31）		10P	

			工事関係者以外不許複製		
		工 事 名 称	大村（8）構内外線等整備工事	図 面 番 号	全 業 内
受注者名		図 面 名 称	受電所受電室 平面詳細図（改修前後）	縮 尺 A3=1/100	
株式会社 濱 谷 設 計					
業務完了年月日		令和 7 年 1 1 月 2 8 日		陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科営繕班	
				令和7年11月	

工事監理業務特記仕様書

業務の名称：大村（8）構内外線等整備工事監理業務

業務隊長	管理科長	営繕班長	科付専門官	営繕主任
工事企画	施設管理	管 財	電 気 係	担 当

令和8年1月

陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科営繕班

工事監理業務特記仕様書

1 業務の名称 大村（８）構内外線等整備工事監理業務

2 委託期間 契約締結日から令和９年３月３１日まで

3 業務場所 長崎県大村市西乾馬場町４１６（陸上自衛隊大村駐屯地）

4 業務概要

本業務は、陸上自衛隊大村駐屯地が実施する建設工事の適正かつ円滑な実施の確保を目的として、事業監理業務共通仕様書（防整技第７３８５号２８．４．１。以下「共通仕様書」という。）第２の４に規定する工事監理業務を行うものである。

5 業務の実施

本業務は、事業監理業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び共通仕様書によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

6 業務の対象

本業務の対象は、陸上自衛隊大村駐屯地が実施する別紙第１に示す建設工事（以下「対象工事」という。）とする。

7 管理技術者等の配置

業務の実施に当たっては、次の管理技術者及び担当技術者（以下「管理技術者等」という。）を配置しなければならない。

なお、管理技術者は、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置するものとする。

（１）管理技術者

ア 管理技術者は、別紙第２に示す要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

イ 管理技術者は、共通仕様書第１．３．（１）イに示すほか、工事進捗状況、関連工事との調整状況を把握及び確認するものとする。

ウ 管理技術者は、本業務の適正な履行を確保するため、共通仕様書第１．３．（１）エに示すほか、原則として月１回、業務場所において担当技術者を指揮監督するものとする。

業務期間（巡回期間）：令和８年４月から令和９年３月末まで

巡回：延べ 12 回（実働 0.5 日・拘束 0.5 日（往復）/回）

また、管理技術者は、指揮監督した事項を監督官に報告するものとする。

(2) 担当技術者

ア 担当技術者は、別紙第2に示す要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容的に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

イ 担当技術者は、共通仕様書第1.3.(2)イに示すほか、業務場所において本業務を適正に履行するものとする。

担当技術者の業務期間（巡回等期間）

電気担当：令和8年4月から令和9年3月末まで 【大村駐屯地】

巡回：延べ12回（実働0.5日・拘束0.5日（往復）/回）

通信担当：令和8年4月から令和9年3月末まで

巡回：延べ12回（実働0.5日・拘束0.5日（往復）/回）

また、担当技術者は、本業務を円滑に遂行するために、関連する他の業務の技術者等と相互に協力しつつ、必要な調整を行うものとする。

8 建築基準法に基づく工事監理者の選定（○適用する ●適用しない）

(1) 受注者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第11号の規定による工事監理者を定め、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項の規定に基づく工事監理を行う。

なお、工事監理者は、建築基準法第18条の規定に基づき提出される計画通知書又は計画変更通知書等関係書類に、代表となる工事監理者及びその他の工事監理者として氏名、資格等を記入するものとする。

(2) 選定された工事監理者は、通知者の代理人として、建築主事との調整を行うものとする。

9 管理技術者に対するヒアリングの実施（○適用する ●適用しない）

契約締結後、1～2週間後の適当な時期に管理技術者に対し、当該業務に関する進捗、調整及び対応手法、基本事項等についてヒアリングを行うものとする。

なお、ヒアリングの結果、当該業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、契約書第10条の規定に基づき、管理技術者の交代を請求する。

10 業務計画書

(1) 業務計画書について、共通仕様書第1.5.(1)に示す各項目に記載する事項は次のとおりとする。

ア 業務概要

業務の名称、委託期間、業務場所、業務委託料、業務の目的、発注者名、受

注者名、業務の対象工事の概要等を記載する。

イ 実施方針

業務内容に対する具体的な実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む。）、受注者として特に重点を置いて実施する業務等を記載する。

ウ 業務工程

対象工事の実施工程及び打合せ計画を踏まえた巡回計画等を記載した工程表を作成する。

エ 業務組織計画

管理技術者、担当技術者、担当部門、協力者（再委託）の体制等を記載する。

オ 打合せ計画

打合せの時期、相手方、内容等を記載する。

カ 連絡体制

緊急時の連絡体制を網羅した組織図を作成する。

キ その他

対象工事が遠隔臨場試行工事であった場合は、監理業務における施工確認、材料確認及び立会について遠隔臨場とすることができる。（○適用する ●適用しない）

なお、完成検査、指定部分検査、既済部分検査、中間検査の立会については遠隔臨場の対象外とする。

適用する「工種・確認項目」を監督官・工事受注者・監理業務受注者にて事前に協議し決定する。

なお、7（1）ウについて遠隔臨場により担当技術者を指揮監督できる場合及び7（2）イについて遠隔臨場により本業務を適正に履行できる場合においては巡回に限り業務場所を限定しない。

（2）業務計画書における変更については、共通仕様書第1.5.（2）に示すとおり。

なお、提出に当たっては、理由及び提出時期をあらかじめ監督官に説明しなければならない。

11 工事監理業務の内容

受注者は、共通仕様書及び本特記仕様書7.（1）に規定するもののほか、次の業務を行うものとする。

（1）報告及び打合せ

受注者は、原則として監督官に報告を行う場合には、共通仕様書付紙第1の書式により、監督官と打合せを行う場合には、共通仕様書付紙第2の書式により行うものとする。

なお、報告は、原則、管理技術者が行うものとする。緊急又はやむを得ない事情がある場合には、口頭等により行うことができるものとするが、後日、書面にて提出しなければならない。

(2) 工事の契約の履行に必要な業務

ア 設計図書の照合

受注者は、監督官と協議の上、設計図と設計図の基となる計算書等の書類（以下「設計図書」という。）との照合を行い、設計図書の内容が相互に一致しないこと、誤り又は脱漏、表示が明確でないこと等について確認するものとする。

イ 打合せ資料等の作成

受注者は、監督官から指示があった場合には、対象工事受注者への指示又は協議に必要な資料を作成するものとする。

ウ 施工計画書の確認

受注者は、対象工事受注者から提出される施工計画書が設計図書の内容に適合しているかについて照合するものとする。

エ 施工図等との確認

受注者は、対象工事受注者から提出される施工図等（躯体図、工作図、製作図、製作見本、見本施工等をいう。）が設計図書の内容に適合しているかの照合及び関連工事との整合の確認等を行うものとする。

オ 照合等の結果の報告

照合・確認の結果、設計図書の内容に適合等すると認められる場合にはその旨を、設計図書の内容に適合等しないと認められる場合には、対象工事受注者に対して修正を求める事項、その他必要な措置について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

カ 現地の確認

受注者は、業務の対象工事の現地を確認し、設計図書の内容が相互に一致しないこと、誤り又は脱漏、表示が明確でないこと、施工条件の不一致等を確認した場合には、その内容、じ後の措置等について取りまとめ、監督官に提出するものとする。

(3) 工事の施工状況の照合等業務

ア 施工状況の照合等の方法

受注者は、業務対象工事の図面、特記仕様書、共通仕様書、現場説明書等の設計図書に基づき、施工方法、出来形、品質等の照合又は確認を行うものとする。

なお、対象工事の内容を踏まえて、上記の方法に加えて別の方法等により照合等を行う場合には、事前に監督官と協議を行い、承諾を得るものとする。

イ 材料等の照合

受注者は、対象工事受注者が工事に使用する材料、機器等が設計図書の内容に適合しているかについて見本品、製品カタログ等により照合するものとする。

ウ 品質管理試験の確認

受注者は、対象工事受注者が現場、工場等で実施する品質管理試験が設計図書に忠実に実施されているか確認するものとする。

エ 工事検査の立会い確認

受注者は、発注者が行う工事の検査に先立ち、監督官と協議の上、現場において対象工事の出来形、関係書類等について確認するとともに、検査に立ち会うものとする。

オ 完成後外面から明視できない工事への立会い確認

受注者は、監督官と協議の上、完成後外面から明視できない施工部分又は施工の進行過程について記録写真等のみでは把握することが十分でないと判断される場合、施工に立会い確認するものとする。

カ 関係官公署等からの連絡

受注者は、関係官公署、部隊等又は周辺住民から連絡又は調整を受けた場合には、速やかにその内容を監督官に報告するものとする。

キ 関係官公署による検査

受注者は、監督官と協議の上、関係官公署による検査に必要な書類を取りまとめるとともに、検査に立会するものとする。また、検査時の指摘事項等を取りまとめ、監督官に提出するものとする。

ク 技術提案等の照合（○適用する ●適用しない）

技術提案型の総合評価落札方式による入札を経て契約した工事受注者が提案した「技術提案」等の照合については、共通仕様書第2.4.(3)キに示すとおり。

ケ 発生材の照合

工事の施工によって生じた発生材の照合については、共通仕様書第2.4.(6)イに示すとおり。

コ 照合等の結果の報告

上記の各種照合・確認の結果、設計図書の内容に適合等すると認められる場合にはその旨を、設計図書の内容に適合等しないと認められる場合には、その旨を対象工事受注者に伝えとともに、監督官に報告するものとする。

(4) 工程管理業務

ア 工程管理

受注者は、対象工事の進行状況を把握し、工事が遅延するおそれがある場合には、遅延理由を添えて監督官に報告するとともに、関連工事の工事監理業務受注者と情報の共有を図るものとする。

イ 関連工事の工程の把握

受注者は、関連工事の工程の把握に努め、監督官と協議の上、関連工事との調整に必要な資料を取りまとめ、監督官に提出するものとする。

(5) 施工体制の点検補助業務

業務の内容については、共通仕様書第2.4.(5)に示すとおり。

(6) 書類の保管

受注者は、監督官と調整の上、次の書類を整備保管するものとする。

- ア 本業務の契約図書
- イ 業務計画書
- ウ 対象工事の設計図書（貸与）
- エ 業務処理報告書
- オ 打合せ記録簿
- カ 工事打合せ簿
- キ 実施工程表
- ク 工事写真及び見本品
- ケ 施工計画書、施工図等
- コ 指示及び協議の資料
- サ 試験表、品質管理記録表等
- シ 出来形図及び出来高調書
- ス 工事材料搬入報告書
- セ 施工体制台帳及び施工体系図
- ソ 工事進行状況報告書
- タ 計画通知書副本（写）（計画変更通知書を含む。）
- チ 関係法令等に基づく提出書類（写）
- ツ 設計図の基となる計算書等
- テ その他本業務に必要なとなる書類

(7) 省エネ適合性判定に関する完了検査

(○適用する【 】 ●適用しない)

省エネ基準適合義務対象建物について、完了検査に必要な申請書類を作成するものとし、対象建物1件あたり担当技術者2人・日を見込むものとする。

(8) その他

本業務を履行する上で必要な事項については、監督官と協議するものとする。

12 工事現場の迅速対応

(1) 本業務の対象工事は「工事現場の問題発生に対する迅速な対応」を実施する。

- ・「工事現場の問題発生に対する迅速な対応」とは

工事受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを工事受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

(2) 問題が発生した場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。

緊急又はやむを得ない事情がある場合には、口頭等により行うことができるものとするが、後日、書面にて提出しなければならない。

13 工事連絡会議の設置（●適用する ○適用しない）

(1) 本業務の対象となる工事は、施工段階で発生が予測される様々な課題、施工に

係る新たな技術提案等に対処するため、発注者・工事受注者及び本工事に係るコンサルタントが（工事着手前及び必要に応じ）一堂に会して情報共有や意見交換等を行い、工事の適正かつ円滑な実施の確保と品質確保の促進等に資することを目的とした「工事連絡会議」（以下「会議」という。）の設置対象業務である。

- （２）業務受注者として会議に出席する者は、管理技術者（１人／回／１回）及び担当技術者（電気担当１人／回／１回、通信担当１人／回／１回）を標準とする。
なお、それぞれの回数は巡回回数に含んでいる。
- （３）会議において、業務受注者は設計内容・条件や施工上の留意事項等の連絡を行うことから、あらかじめ対象となる工事の設計内容等について熟知しておくものとする。
- （４）会議の開催場所は工事監督官事務所とする。

14 その他

- （１）業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じるものとする。

なお、業務関係書類とは、契約図書、業務計画書等のほか、管理技術者等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

- （２）本業務の実施に当たって必要となる図書は、受注者が準備するものとする。ただし、発注者が作成し市販されていないものについては、発注者が貸与するものとする。
- （３）発注者が貸与した設計図書等は、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。ただし、その必要が生じた場合は、監督官の承諾を得るものとする。
また、貸与された設計図書等については、業務完了後、速やかに返却しなければならない。
- （４）受注者は、業務の実施に当たって、発注者が無償で提供する現場事務所、付帯設備等を使用することができる。ただし、業務処理に必要な事務用品等は受注者の負担とする。
- （５）受注者は、担当技術者の業務処理に必要な現場車両として、ライトバン１台を常駐期間及び巡回時に見込むものとする。
- （６）受注者は、業務場所の自衛隊基地等が定める諸規定に従うものとする。
- （７）受注者は、業務完了後１０日以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録しなければならない。

登録に先立ち登録の内容について監督官の確認を受けるとともに、登録後は（社）公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督官に提出しなければならない。

なお、本業務の業務成績評定点は、PUBDISに登録され、本システムを利用する他の公共機関と相互利用されることとなる。

本業務の対象工事及び工事概要

工事名	工 期	主たる 工事内容・規模	受注者	備 考
大村（８）構内外線等整備 工事（仮称）	未定から 令9.3.31まで	【陸上自衛隊 大村駐屯地】 長崎県大村市西乾馬場町4 1 6 ・構内配電線路整備に係る電気、通信 工事 一式	未定	

注１：発注予定の工事については、工事名、工期、工事内容等が変更される場合がある。

注２：発注予定の工事については、確定後の工事名、工期、工事内容等及び工事受注者について、
契約後に監督官から連絡される。

設備工事（技術者の資格等）

職 階	資 格 等
管理技術者	次の資格を有し、かつ、経験を有すること。 【資格】 ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項に規定する建築設備士又は、第2条第2項に規定する一級建築士。 【経験】 ・ 大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者。 また、公共工事の発注者として従事した設計・積算・工事監督等の経験年数も含めるものとする。
担当技術者	次の経験を有すること。 【経験】 ・ 大学卒業後5年以上、短大・高専卒業後8年以上、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。 また、公共工事の発注者として従事した設計・積算・工事監督等の経験年数も含めるものとする。